

栄華物語詳解
首上

解題
諸家考説



91372
W13e

088951-001-2

913.392-W13e

栄華物語詳解

和田 英松

佐藤 球 / 著

M32-40

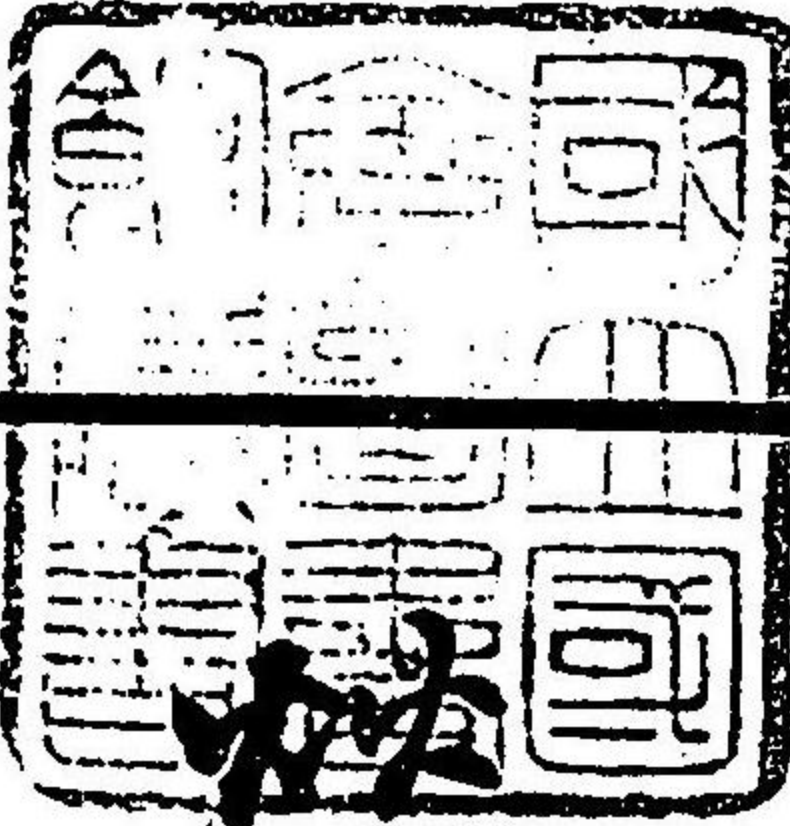
DBL-0022



913892 W13e

和田英松 全著
佐藤 球

榮華物語詳解



東京 明治書院

緒言

榮華物語は國文にて書ける歴史の祖にして、記事の正しく、文章のめでたきは、いふをまたず。さるに、先輩の註しあきらめおかれつる書の、今に傳はれるが、甚稀にして、會得しがたきふしく、少からぬこそ、いとも口惜しき限にはありけれ。こゝに予等、おほけなくも、この詳解を物しつるは、國史、國文を修めむとする初學者の、たづきにとてのわざになむ。

この書、本文は、世に流布せる活字本、及び、明曆の印本を原本としたれど、いづれも、誤脱少からねば、更に、九卷の繪入抄本、及び、屋代弘賢、榊原芳野の諸先輩、小中村博士、大澤清臣翁等の校本、小杉博士の校正せられたる史籍集覽本等に據りて、比較校訂し、その異同を、龍頭に記せり。異本の種類、及び、その略稱は、次の如し。

緒言

活本（活字本）
印本（明曆印本）

繪本 九卷繪入抄本

屋本 屋代弘賢本此に準げたる。爲本、平本は、屋代氏の校合本に據る。以下、一字下にまたるは、皆この例なり。

爲本 爲親本

平本 平田胤篤本

榊本 榊原芳野本

中本 小中村清矩本此の本の内、高田與清、伴直方の校合本を混入せり。それは、原本に標記なきが故なり。

眞本 村上眞澄本

資本 藤原資重本

大本 大澤清臣本

西本 三條西本

信本 伴信友本此本の奥書に、季吟本、異本、千本、校本、或本、一本等に據りて校合せるものなる由、大澤本に載せたり。

小本 小杉榊本史新集覽本の校合に據る。

久本 久米幹文本上。

この外、日本紀略、公卿補任、諸家の家乗、勅撰和歌集、諸家集等に據りて校訂せるは、一々、その書名を掲げたり。

この書、本文の小段落には「」を附し、大段落には「」を附したり。されど、註釋のくんだり、必ずしも段落に拘はらぬ所あり。そは、文章の長短ひとしからざるが故なり。

この書、本文中、對話の詞、及び引用せる歌文の語などには、「」を附せること、増鏡詳解の例によれり。

この書、從來の目録、系圖、年表、索引等、或は刊行せられ、さらぬも、寫本にて世に流布せるもの少からねど、皆、疎漏誤謬を免れねば、今は皆、新に編製して、目録は、毎卷の初に掲げ、解題、及び年表、系圖、人名索引、詳解、索引は、輯めて首卷とせり。尙、別に、本文の語句を類標して、榮

華物語類語と題せるもの、凡十卷あれど、併せて印刷に附せざるは、あまり浩瀚ならむことを恐れてなり。又、本文中の歌を輯録して、五句の類句に編製せむ豫定なりしかど、近年、國歌大觀の中に收められたれば、今はそれに譲れり。

この書の註釋は、初にもいへるが如く、古來、先輩のものせられたるものの中には、その存否を詳にせざるがあり。さらぬも、寫本にて、容易に見ることを得ざるたぐひ多かり。かゝれば、予等起稿の當時、一も参考に資することを得ず。纔に、解題編纂の時に至り、辛く搜索して、書名を採録し得たるに過ぎざるは、深く遺憾とする所なり。唯、先師小中村博士の書入せられたる手澤本と、大澤清臣翁の頭書せられたる遺本とに、據りたるものあるのみなり。また、佐藤誠實、萩野由之兩博士の時々忠言を賜ひ、小杉楳邨、井上頼國兩博士、及び、黒川眞道氏の参考書を貸與せられし厚誼は、予等の深く感謝する所なり。

り。されど、兩先生の書入、もとより限あるわざなれば、予等の淺學菲才なる、未考へ誤れるふしも、釋きひがめたる所も多かるべく、はた、漏れたるも、重りたるも、沈漫にわたり、簡略に過ぎたるも少からざらむ。殊に、この書に校訂せし異本の外、古寫本、及び、先輩の校本等、その後、管見に入りしもの數種あり。且、注釋書におきても、参考すべきもの、二三を搜し得たれど、今はせむかたなければ、全部改版のをりを俟ちて、刪訂せむとす。

この書は、始めて稿を起し、は、明治三十一年七月にして、完成に至るまで、實に十年の久しきに及べり。されば、世間、或は、中途にして廢絶せずやと、疑へる人もありしなるべし。或は、繼續して刊行せることを、知らざる人もあるべし。或は、既にこの書あることを、忘れたる人もあるべし。畢竟、遲刊の罪、さりがたしといへども、今次々世に出せるさまを顧るに、

卷一	同	明治三十二年一月二十七日發行
卷二	同	年七月九日發行
卷三	同	年十月三十日發行
卷四	同	三十三年四月二十九日發行
卷五	同	年六月二十一日發行
卷六	同	年九月十八日發行
卷七	同	三十四年四月三十日發行
卷八	同	三十五年三月十五日發行
卷九	同	年七月二十九日發行
卷十	同	三十六年四月三十日發行
卷十一	同	年六月十九日發行
卷十二	同	年十二月廿五日發行
卷十三	同	三十七年七月五日發行

卷十四 同

年八月十五日發行

かくて、又中二年を隔て、辛うじて、こゝに首巻を發行せり。その毎卷遅速等しからざるは、往事渺茫として、今一々、その所由を詳にせざれども、予等が共に、忘れむとして忘れがたきは、この間、一は、その父母と祖母とをうしなひ、一は、その祖母と、子二人とを、世になきものゝとあたることなり。その他、公務の爲に遷延せしもありたらむ。考究に日時を費し、もありつらむ。要するに、予等、もとより、一日も、思をこゝに致さざることもなく、寢食の間も、その責任を忘るゝことはなかりしなり。また、明治書院主三樹一平氏、つとめて萬難を排して、この書の完成を幫助せられたるは、予等の深く欣ぶ所なり。こゝに全部成れるに及びて、追懷の情禁ずること能はず。すなはち、その顛末を併せ叙して、卷首に附す。

明治四十年一月

和田英松
佐藤球
共識

榮華物語詳解總目

首卷の上

榮華物語解題

榮華物語解題附錄諸家考說

首卷の中

榮華物語年表

榮華物語系圖

榮華物語人名索引

首卷の下

榮華物語詳解索引

總目

卷一

月宴

花山

卷二

様々の悦

見はてぬ夢

卷三

浦々の別

耀く藤壺

鳥部野

卷四

初花

卷五

岩蔭

日蔭のかづら

苔花

卷六

玉の村菊

木綿四手

淺綠

卷七

疑

本の筆

卷八

音樂

玉臺

御裳着

卷九

御賀

後悔大將

鳥の舞

駒競

若枝

嶺の月

卷十

楚王の夢

衣の珠

卷十一

若水

玉の飾

鶴林

卷十二

殿上花見

歌合

着るは佗しと歎く女房

卷十三

晚待星

蜘蛛のふるまひ

根合

卷十四

烟の後

松の下枝

布引瀧
紫野

總目終

榮華物語解題目次

第一	書名	一
第二	卷數及び卷名	五
第三	著者	八
	一 上下篇の説	八
	二 上篇の著作年代及び著者	一三
	三 下篇の著作年代及び著者	二五
第四	内容	三三
	一 所載の範圍	三三
	二 歴史上の價值	三六
	三 文學上の價值	四二

四 内外典の引用……………四七

第五 諸本……………五三

證	本	偽	本	普通	本	萩原殿御本
光嚴院宸翰御本	爲	親	本	兼好	本	近衛本
姊小路本	三條	西本	中御門	本	世尊寺	本
水戸本	新見	本	屋代	本	伴	本
正木本	本	多本	柳原	本	小中村	本
久米本	本	小杉	本	大澤	本	繪卷
古活字本	印	本	九卷	本	史籍集覽	本
名倉校本	文學全書	本	國史大系	本		

第六 註釋及び參考書……………六八

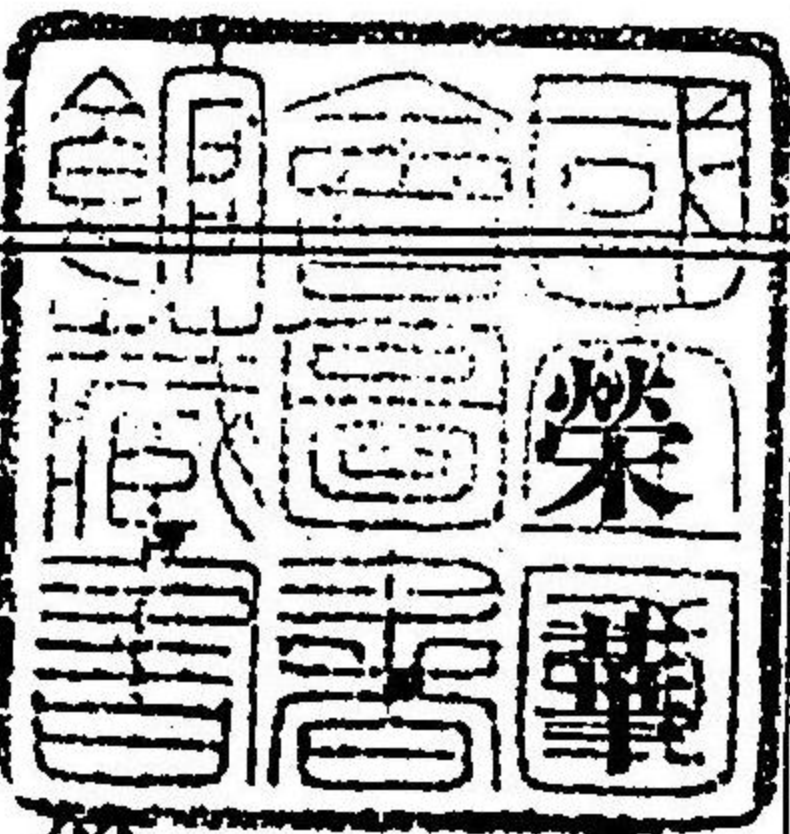
榮華物語抄著者未詳	榮華物語裏書著者未詳
榮華物語裏書著者未詳	榮華物語王代拔書著者未詳
榮華採葉入江昌喜	榮華物語標註 堀保己一
榮華物語抄著者未詳	榮華物語裏書著者未詳
榮華物語裏書著者未詳	榮華物語勘物著者未詳
榮華物語王代拔書著者未詳	榮華物語歌拔書著者未詳
榮華採葉入江昌喜	榮華物語標註 堀保己一

榮華物語標註 長野美波留	榮華物語問答著者未詳
榮華物語抄 大石千引	榮華物語階梯 正木千幹
榮華物語會讀抄著者未詳	榮華物語解詁 山崎美成
榮華物語抄 岡本保孝	副注 榮華物語 小杉權輔
訂正 榮華物語略注 池邊眞様	標註 榮華物語抄 小中村義象
榮華物語註著者未詳	榮華物語評釋 池谷一孝
榮華物語事蹟考 勘野村尙房	榮華物語考 安藤爲章
世繼物語考 伊勢貞丈	榮華物語愚見 林晴島
榮華物語考 難註 大石千引	榮華物語惣論 橋本部
榮華物語抄 附録 岡本保孝	榮華物語目錄著者未詳
榮華物語目錄著者未詳	榮華物語目錄著者未詳
榮華物語年立 土肥經平	榮華物語年表 檜山成徳
榮華物語系圖著者未詳	榮華物語系圖著者未詳
校正 榮華物語系圖 檜山成徳	榮華物語人名考 檜山成徳
榮華物語類字 高田興清	榮華物語三鏡今鏡類標 著者未詳

目次終

物語解題

第一書名



榮華物語、また世繼物語ともいへり。榮華とは、藤原道長の榮華のさまをかきとりしよしの稱にて、

荅花の巻に、春宮の生まれ給へりしを、殿の御前の御初うまごにて、榮華の初花と聞えたるに、この御事をば、荅花とぞきこえさすべかめる。卷五、一四九

同巻に、この土御門殿に、いくそたび行幸ありて、數多の后いで入らせ給ひぬらんと、世のあえものにきこえつべき殿なり。これを勝地といふなりけり。これを榮華とはいふにこそあめれと、あやしきものどもの下をかざれるまなども、よろこび笑み榮えたり。同上、一六六

疑の巻に、たゞ此殿の御前の榮華のみこそ、ひらけはじめにしより、後千年の春の霞、秋の霧にも立ちかくされず、風もうごきなくして、枝をならさねば、かをりまさり、世にあ

りがたくめでたき事、優曇花の如く、水に生ひたる花の青き蓮の世にすぐれてにほひならびなきが如し。七七八

とあるより出でたるなり。既に、

根合の卷には、榮華の上の卷には、殿の御子おはしまさすと申したるにこそ。一六三、一六二
と云るせり。世繼とは、世代繼承の意にて、即、帝王の御代々々の事を書けるが故なり。其名稱は、本書の中には見當らねど、古書に引けるものには、世繼と云たるが多く、中には、世繼物語と云たるものさへあり。尙、古書に引けるものを見るに、

榮華物語と云たるは、後京極金澤文庫本榮華物語目錄、公筆といふ。日本紀私抄、古寫百鍊抄、原中最秘抄、河海抄、花鳥餘情源語秘訣、後法興院政家公記、實隆公記、延徳御八講記、三條大納言聞書、梅庵古筆傳等。

世繼と云たるは、讀岐典侍日記、袖中抄、明月記、六百番歌合、原中最秘抄、庭の訓、乳母の文、十訓抄、五代帝王物語、古今和歌集序註、顯増鏡、河海抄、本朝書籍目錄、拾芥抄等。
世繼物語と云たるは、袋草子、古今和歌集序註、北島親房相國寺塔供養記等。

なり。但し、古く、大鏡をも世繼といひし事あるによりて、此書とまされやすく、往々、思ひあやまる事あり。河海抄の如きは、兩書とも、世繼として引きたれど、盛衰抄、拾遺抄註には、世

繼の大鏡とし、愚管抄には世繼の鏡の卷として之を別ち、殊に、古書に、たゞ世繼と云たるは、概ね、榮華の事なれば、この書は世繼にして、大鏡は、中古三十六人歌仙傳、袋草紙に、世繼物語とあるぞ正しくて、やがて世繼翁の物語といふ意なり。但し、袋草子などに、此書をも世繼物語と記したるは、御代御代の様を物語體にかきとりたるものなるが故に、稱したるならん。此の如く、此書は、古くより、榮華といひ、世繼と稱して、書名二様ありしが故に、諸家の考説もまち／＼にして定まらねば、今、之が要を擧げて論評を試むる事、左の如し。

一、古書に引けるものは、概ね、世繼とあれば、世繼物語といへるが原名なり。榮華物語は、九卷の抄略本に附せしもののみなりしが、遂には、全編の書名とはなれり。伊勢貞丈といへり。げに、古書に引けるものは、多く、世繼とあれど、本書根合の卷には、已に、榮華の上の卷と記したれば、世繼を本名と定めん事、妥當ならず。况や、榮華は、九卷の抄略本に附せし稱なりといへるは、とるにたらぬ説なり。

二、本名、世繼物語にて、鶴の林の卷まで三十帖なりしを、殿上花見の卷以下、下篇十帖増補の際、榮華物語と改稱せしにて、其時代は弘安の頃なるべし。屋代弘賢といへり。こは、其考説のくはしきものを見ざれば、微證明ならず。但し、下篇十帖の増補を、弘安の頃といへるは、其誤れる事、いふを俟たず。

三、今の榮華は、古の世繼にて、榮華の原書は、中古亡びたれば、好事者、世繼を改め作りしなり。太田といへり。こは、素より根據あるにあらず。一の推測に過ぎざる説なるべし。

四、榮華物語は、上篇林の書名にて、世繼は、下篇殿上花見の稱しなりしを、後には、上篇を併せて世繼と稱するに至れり。木下といへり。されど、根合卷に、榮華の上の卷と記したれば、下篇をも、榮華の下卷といひけん事、疑なし。何ぞ、下篇をのみ、ことさらに世繼と稱すべき。

五、本名榮華物語にて、世繼の異名なる事は、根合の卷にてえられたり。大石といへり。此書は、藤原氏の榮華を主としてかけるものにて、殊に、荅花の卷、疑の卷の文によれば、此説の如く、榮華物語を本名とせん事、疑なきが如し。

此の如く、榮華の本名なる事は、明にして、世繼は、一名なれど、已に讃岐内侍日記に、世繼の名稱見えれば、古くより並び行はれしなり。殊に、鎌倉時代以前の書に引けるは、世繼とある方多かりしが、後には、榮華と記せるもの多く、世に傳はれるものも、古活字以下の板本を始め、寫本など、いづれも、世繼とえたるはなく、且つ、大鏡の外にも、世繼物語と稱するものありて、まぎれやすければ、榮華物語を、定まれる書名とせんこと、穩當ならん。

第二 卷數及び卷名

此書の卷數は、増鏡、本朝書籍目録、金澤文庫本榮華物語目録等、皆四十卷とし、今の本も、また同じくして、異同あるものなし。但し、古活字本、刊本等、廿卷とえたるは、合卷となしたるにて、繪入本に九卷としたるは、抄略して合卷したるものなり。四十卷の中、毎卷の分量一定せず、初花の如きは、紙數最も多く、月の宴、根合、浦々の別、本の雫、衣の珠、鶴林等之につき、その最も少きは、蜘蛛のふるまひにして、鳥の舞、御賀等之につげり。

卷毎に題名を附せしは、宇津保物語などの體にならひたるにて、此書もまた、藤原氏の榮華を、物語のさまにかきとりたるものなればなり。其卷名は、篇中なる歌句、文詞等によりたるものにて、其出處を檢するに、全篇四十卷の中、文詞によりたるもの十三、歌句によりたるもの十四、卷の中なる事實によりたるもの十三あり。

一、文詞によりたるものは、花山、様々の悦、見はてぬ夢、かゞやく藤壺、荅花、疑、本の雫、後悔、大將、嶺の月、楚王の夢、若水、紫野にして、この中、かゞやく藤壺の卷は、本篇の事實と、初花卷の詞とをとり、初花の卷は、荅花の卷の詞によりたるなり。また、本の雫の卷は、卷の中に載せたる古歌の一句を卷名とし、嶺の月の卷も、卷の中に引きたる願文の句をとりた

るなり。

二、歌の句をとりたるものは、浦々の別、日蔭の鬘玉のむら菊、木綿四手、淺緑玉の臺、若枝、衣の珠玉の飾、鶴の林、蜘蛛のふるまひ、烟の後、松の下枝にして、後悔大將の巻も、小倉山とあるに從はば、歌の句によりたる名なりといふべし。

三、卷の中に記したる事實によりたるものは、月の宴、鳥部野、岩蔭、音樂、御裳着、御賀、鳥の舞、駒競、殿上の花見、歌合、さるはわびしと歎く女房、根合、布引の瀧等にして、岩蔭の巻は、歌の句にもよりたりとおぼゆ。

題名をえらびし事につきては、別にあぐべき程の事はなけれど、見はてぬ夢の巻の如きは、粟田道兼が、關白の宣旨を下されし前の夢見のさま、北の方懷妊についての夢見のさまを記し、また、道兼の薨去につきて、道長歎息のさまを、左大將は夢に見なし奉らせ給ひてといひ、かゝる夢はまだ見すこそありけれとあるをとり、かたゞ、相如の夢ならでの歌、相如の女が夢見すとの歌によりたるはおもしろく、道長の長女彰子入内のさまを記せるかゞやく藤壺の巻をば、次女妍子の東宮にまわり給ひしさまを記せる、初花の巻の文詞よりとり、長女中宮彰子御産のさまを記せる、初花の巻をば、次女皇后妍子御産の事を叙せる、蒼花の巻の文詞よりえらびたるは、其用意の程、いとめでたし、されど、古き目録

及び異本によりては、題名同じからざるものあり、中に、後人のさかしらに改めしもあるべく、畧稱なるもあれば、今、其異同を記する事、左の如し。

第二花山の巻を、金澤文庫本、榮華物語目録、大鏡に追記せる世繼名、及び、平田本、九卷本等には、花山尋ぬる中納言とまたり、花山は、其畧稱なり。

第三様々の悦の巻を、大鏡の世繼名には、よろこびの巻とまたり、こも、さまぐの悦を畧したるなり。

第十五疑の巻を、屋代本、榊原本に引ける異本には、あさの衣にたちかふるとまたり、こは、篇中、道長出家の事をかきたるにより、後より改めしものか。

第廿一後悔大將の巻を、金澤文庫本、榮華物語目録には、小倉山とまたり、こは、教通の北方葬送の歌に、

ともし火の光はあまた見ゆれども小倉のやまをひとりゆくかな
とあるによれるなり。

第廿三駒くらべの巻を、金澤文庫本目録、大鏡の世繼名、三條西本、九卷本、小中村本等には、駒くらべの行幸とまたり、駒くらべは、其畧稱なり。

第廿五嶺の月の巻を、金澤文庫本目録、及び、三條西本、小中村本、榊原本には、望月とし、大鏡

の世繼名及び爲親本、本多本には、たまやとまたり、望月の事、篇中よるべきものなし。但し、東宮妃嬉子御惱の事を記せるを、次なる楚王の夢に、同妃薨去せられ、八月十五日の夜、御葬送の事を記したるによれるにや。たまやは、三條帝皇后娥子崩御ありて、玉殿に納め奉りし事あるによれり。

此中、後悔大將嶺の月は、大鏡の世繼名と、金澤本目録と同じからず、古くより、異稱ありしものと見ゆれば、もとより、題名に異稱を附したりしものにや。後人の心のまゝに改めしものか、或は、原書は項をわかれたれど、題名を附せざりしを、後よりつけしものか、下篇には、題名にかはりたるとなへものはなければ、平田本には、松の下枝、紫野の兩卷に、題名を附せず。金澤文庫本目録には、殿上花見以下は、卷數のみにて、題名を記さざるを見れば、こも、後より題名を附せしものか。

第三 著者

一 上下篇の説

此書の著者及び著作年代を考究するに當りては、まづ、此書は、一人の手になりしものなりや否やを論じて、後、いかなる人の著はししものなるか、いつ時代のものなるかを定め

ざるべからず。古くは、之が考説をなししものあらざりしが、契沖阿闍梨に至りて、始めて著者を二人とせり。即ち、月の宴の卷より、鶴の林の卷まで卅卷を、一人の著とし、殿上花見の卷より、紫野の卷まで十卷を、後よりかき加へしものなりといへり。この後、山岡俊明伴蒿蹊、湯淺常山、土肥經平、伴信友、大石千引も、また、之に従ひて、兩篇に別てり。其證としては、鶴の林の卷の終に、つぎと、のありさまでも、また、あるべし。見さし給ふらん人も、かきつけ給へかし。卷十一、一七十一、として筆をとゞめ、次の、

殿上の花見の卷に、高松殿の御腹には、春宮大夫、中宮權大夫、權大納言など申して、をこ三人おはしますなり。姫君は右衛門督の上にてものし給ふ。上の卷にまゐりしたれば、あたらしくも申たてず。卷五、二五、

とあるを擧げ、根合の卷に、榮華の上の卷とあれば、信友は、鶴の林までを上篇といひ、以下を下篇といへり。げに、是等の例によれば、上下二篇に分たん事、素より疑を入るべきふしあらず。殊に、大石千引のいへる如く、月の宴の卷の初に、此國の御門六十餘代にならせ給ふとあるは、鶴の林の卷なる後一條帝をさしたるにてまらるべく、紫野の卷にのせたる堀河帝までならば、七十餘代になれるを以て推しはかるべし。また、大鏡卷四に、後より加

筆せる世繼名にも、鶴の林の巻までを載せ、金澤文庫本榮華物語目録に、殿上花見以下十帖は、巻數のみにて、題名なきを見るも、その上下に別ちたる一證に備ふべく、爲親本及び榊原本に校合せる異本の如きも、鶴の林までにて、殿上花見以下のなきをも思ふべし。但し、上篇を根合の巻までに繰下げたる説あり、安齋隨筆に載せたれど、他にたしかなる證なく、已に殿上花見の巻に、上の巻とあれば、その誤なる事、論を俟たず。されば、鶴の林の巻までを上篇とし、以下を下篇とするは、殆ど定れる論なり。其著者の、上下別人なりや否やについては、上に掲げしが如く、契沖阿闍梨以下、いづれも別筆と考たれど、獨、信友のみは、一人の手になりしものゝ如くいへり。また、藤岡博士の

國文學全史には、上下二篇に別つことは、素より可なり。されど、同人が、一旦筆を收め、更に書き續きたるものなるべく、別手に出でしには、あらざらんか。上下ともに、文章の巧拙致を一にして、別人の筆とは見えず。一人の手に成りて、これを上下に別ちたるは、或は、源氏物語の體を學びたるには、あらざるか。

といへり。下篇は、源氏物語にならひて、後人のかきそへたるものなる事は、論なけれど、上篇には、源氏に擬したる痕迹なく、且、下篇は、上篇に比すれば、其さま一致せず。下の内外典引用の項について見るも、引用の典籍同じからず。且、文章のおもふきも、かはりたれば、之

を同じ人の筆とせんは、從ひかだし。况や、他に別筆ならぬ徵證なきを以ても、考らるべし。此の如く、上下篇は、別筆なりし事明なれど、下篇の著者についても、また、之を二人と考たるもの、之を三人と考たるものあれば、左に掲げて、論評を試むべし。下篇の著者を二人なりと考たるは、木下幸文にて、殿上花見の巻以下、根合の巻まで六卷を一人とし、烟の後より、紫野まで四卷を、一人と考たるなり。其證は、

根合の卷の終に、世の中ゆきかはり、人の御さいはひなど、昔物語のやうなる事どもあるを、をさなき人などにも、かゝる事こそはあれとも見せんとて、かきとどむれば、近き程の事は、中々忘れ、年月の程もたがひてぞ。殿の大納言大臣にならせ給ひにきなどいひたれど、此歌合にては、中將にておはしまし、ほどなりけり。せよといふことにもあらず。ものゑらぬ人のもとき、こゝろやましくもおぼしぬべき事なれど、なにのかきとどめまほしきにか、すぎにし事も、今の事も、考どけなく、かくところ、くにかきとどむるは、たゞなるよりは、人にももどかれんとなるべし。卷十三、一八七、と見え、また、其次なる、

煙の後の卷に、七月中宮の御前に云々、これはこよなきまへの事なり。先帝をば後朱雀院とぞ中すめる。卷十一、四一

とあるを引けり。岡本保孝も、これについて、上の巻よりつゞきてかけるものなれば、かくはいふまじきなり。別人の續編なれば、かゝる詞もあるなるべしといへり。されど、根合の文意は、篇中時代の前後したるをことわり、且つ、この書を編纂したるいはれをかき記したるに過ぎざれば、煙の後の巻に、これは云々といへるも、唯、年紀の順序はぬよしをいへるのみなほ、

根合の巻に、四條中納言は、後朱雀院うせさせ給ひける頃、雪の消え残るを見ての給ひける。

こがくれに残れる雪の下消えて日をまつほどのこゝちこそすれ

とて、うせさせ給ひにけるこそ。いと哀に、まづかくべきことを忘れてなん。卷十三、八八

とあるも、また同じさまにて、敢て疑ふべき點を見出さざるなり。されば、是等の文のみを以て、根合、煙の後の巻を、別人の著とせん。徴證にはなし難し。

次に、下篇の著者を三人なりとえたるは、屋代弘賢、岡本保孝にて、右の外、更に、煙の後以下四巻を、二人とえたるにて、紫野の一卷を、別人の著とせしなり。其證には、

・布引の瀧の巻の終に、二宮御車よりさし出で、御覽するたび毎に見参らする人、めで申さぬなし。殿の御ありさま、常よりもいとめでたく見えさせ給ふに、宮のさしならは

せ給へる事をば、行末はるかに、光添ひいでさせ給へる御有様と、祭のかへさよりも、心ことに、御事のあたりを、めでたく、世の人のめで申さぬなくなんありしとぞ、申し傳へたる。卷十四、一三六

とあるを引きたれど、これはた、次の巻なる紫野と別筆なる徴證としては、たしかならず。此の如く、わづかなる文意のみにて、著者を數人に別たんには、煙の後と、松の下枝との間にも、治暦四年以後、延久二年までの紀事をかき、後三條帝の御即位、教通の關白たりし事など漏れたれば、これも、別人の著なりと推定せらるべく、且、この間、一二巻缺けたりとも、いはゞいはれぬべし。とまれかくまれ、下篇は、上篇の如く、統一するところなく、後より、漸々追加せしが如く見ゆれど、著者を數人なりとせんは、なほ、たしかなる證なきことなり。まづは、普通の説に従ひ、一人の著なりとせん事、穩當にして、難すべきふしもなければ、宜しく定説とすべきなり。

二 上篇の著作年代及び著者

上篇の著作年代については、古書中、記載せしものなく、唯北畠親房卿のものせられし、古今和歌集序註に、世繼といふ物語に、昔高野女帝の御代に、天平勝寶五年に、左大臣橘

の卿の家にて、諸卿大夫等集りて、萬葉集を撰びたりと、かく國史等の正文にはあらざれども、此世繼物語も、一條院の頃書きたるものなれば、空事をかくべからず。

とあり、鶴の林の巻は、後一條院の御代なれば、本書、一條院は、後一條院の誤寫ならん、鶴の林の巻の終には、後一條院萬壽五年の紀までをのせて、其以後、同帝の御代は、長元九年までなれば、此説にては、長元中、六七年間にかきしものなるが如し、今本書について檢するに、まづ、

月の宴の巻の始に、世はしまりて後、此國のみかど六十餘代にならせ給ひにけれど、この次第かきつくすべきにあらず、こちよりての事をぞまゐるべき。一巻一、と見えたり、六十餘代といへるは、此書を著したる御代にて、後一條帝は六十八代にあたり給へば、序註の説にあへり、次に、また、

疑の巻、淨妙寺供養の條に、御堂供養、寛弘二年十月十九日より、法華經百部、その中に、我御手づからかきて一部よませさせ給へり、云々、殿の御前、佛の御前にて、三昧の火をうたせ給ふ、云々、この火一どに出で、この二十餘年未だきえず。五巻七、

とあるによりて、寛弘二年より推算するに、萬壽五年まで廿四年になれれば、これもまた序註にいへるところと符合せり、但し、道長の外孫、後一條帝の御誕生ありし事を、初花と稱

し、之に對して陽明門院御誕生ありし事を、荅花とかけるは、四巻五、陽明門院の御子、後三條帝のたゞせ給ひしありさまを、えれるもの、筆つきと見ゆめれば、後三條帝御即位以後のものならんかとも思はれぬには、あらねど、陽明門院は、道長のわきて心をかけていづくしみ奉りしさま、他の宮々に異なりしかば、かくいひけるならん、さるは、

疑の巻、道長病氣の條に、今年五十四なり、死ぬとも更に耻あるまじ、今行末も、かばかりの事は、ありがたくやあらん、唯あかぬ事は、尙侍を東宮にたてまわり、皇太后宮の一品の宮の御ありさまと、この二事をせずなりぬる事あれど、大宮おはしまし、攝政の大臣いますれば、さりととも、ま給ふ事ありなんと、いひつゞけさせ給ふ。一巻七、

鶴の林の巻、道長薨去の續に、又一品の宮の御事をなん思ふ事なる、あなかしこ、おろかに誰も思ひさこえさすな、我遺言違ふなとぞ、返すく、さこえさせ給ひける。一六七一、

とありて、陽明門院は、道長の薨去、前東宮後朱に參り給ひしかば、著者は道長の遺言などを思ひ合せ、皇子御誕生あらば、必ず、皇位にそなはり給ふべきを豫期して、荅花とかきしにこそあらめ、當時、兄弟相ついで天位に上らせ給ひし例多く、朱雀の次に村上、冷泉の次に圓融、後一條の次に後朱雀と、さしならばせ給ひしなれば、後冷泉のあとをつがせ給ふべしと、思はざるにもあらず、たとひ、後三條帝の御誕生ありし長元七年になりしものと

すとも、淨妙寺供養ありし寛弘二年よりは、三十一年になれば、疑の卷に二十餘年とあるにあはねど、二十餘年といへるは、其概算を擧げたるのみ、如何ぞ、直に、之を以て誤謬なりといふを得んや。但し、榊原本に、二十餘年を四十餘年とせるに従はば、七十代後冷泉帝の御代にあたりて、古今集序註のみならず、月の宴に、六十餘代とあるにかなはねば、なほ廿餘年とあるぞ正しくして、後一條帝長元中の著なる事、疑なかるべし。野村尙房の事蹟考勘には、或説寛仁三年の頃、作此物語歟と見え、尙房は、萬壽年中書始めたるよし記したれど、いづれも其根據詳ならず。岡本保孝も、日蔭の鬘、疑の兩卷によりて、寛弘八年の頃、内わたりをえれる人にて、夫より十八九年も後にかけるものなるべしといへり。いづれにしても、上篇の著作年代は、後一條帝の御代の末なる事、明瞭なりといふべし。

著者の男子なりや、女子なりやについては、全篇にわたれる事なれど、安藤爲章は、男子なりといへり。蓋し、今鏡の序にいへる世繼の翁の物語を、此書の事として、今鏡一名棟を此書の續編とまたるによれり。されど、世繼翁の物語は、大鏡なる事論なければ、其説素より信せられず。又、木下幸文、岡本保孝は、女子の著とせり。こは所々女の筆づかひなるところ、女のかきざまなるべき文詞散見せるを以て證とせり。げに、初花の卷には、紫式部日記をとりし所多く、日蔭の鬘、木綿四手、若枝、玉の飾卷などにも、女房の日記をとりたる痕あり。

音楽、玉の鬘、御着裳の卷は、女房の日記を参考せしものか、若は著者見聞のまゝを録せしものか、女房の筆つきなるさま見えたり。殊に、

疑の卷、淨妙寺供養の條に、その日の御願文、式部大輔大江の匡衡朝臣仕うまつれり。多くかきつゞけたれど、氣色ばかりをえらす。初の有様もさかまほしくぞ、願文の詞ども、假名の心得ぬ事ども交りてあれば、これにて寫しとらす。五卷二七

とあるは、正しく著者自身の事をいへるにて、其女子の著なりし事は、えらるべし。浦々の別、蒼花、疑、衣の珠、鶴の林などの卷々は、文章いとめでたく、中には、佛典なども、巧に引證したるところあるを見れば、尋常なる女子のすさびにはあらで、必ず、清紫につぐべき才媛の筆なるべし。さては、上篇の著者は、いかなる人ぞ。古き傳へにては、榮華全部の著者を、赤染衛門とまたるあり。藤原爲業とまたるありて、著者に兩説ありしなり。されど、上下の著者は、別人なる事、上に論せしが如く、且つ、爲業を上篇の著者とせんには、時代あはざれば、今は赤染衛門について、之を考究せんとす。まづ、此書の著者を、赤染衛門なりとするは、いつの頃、いかなる人のいひ始めしにか。余が管見に入りしは、

日本紀私抄に、榮火、大隅守時持女、赤染右衛門作、

とあるを始とす。この日本紀私抄は、古反故の紙背にも、のせる十數枚の草子にて、表に稱

名寺と記せるものあれば、金澤文庫などのものなりしならんか。紙質、筆蹟等によるも、南北朝時代より下らざるものなり。また、顯昭法橋の作とかいへる色葉和歌集にも、赤染衛門とし、逍遙院實隆公の、

延徳御八講記の跋には、此一卷、まづかに見給ふるに、其詞うるはしくして、錦の上の緑色をかさね、先例つまびらかにして、舟のうちの鏡掌をてらす。そのかみ、源氏物語を紫菫にあらはし、榮華物語を赤染がかきけん、その世に生れあひて、見そめし人の心、おしはかられ侍り。

と見え、永祿二年に記せる

三條大納言聞書に、榮華物語を赤染が世繼とも號す。世繼の翁が書といふ故也。赤染衛門、世繼と名をつけて、我書なり。

とあり、また、天正十九年の序をそへたる

梅菴古筆傳に、道長公云々、行狀見于赤染所著榮華物語と見え、

本朝通鑑赤染傳には、常候鷹司殿謁上東門院、作榮華物語四十卷、記道長繁榮、

といへり。印本目録の末にも、本云、斯榮華物語、赤染衛門述作と記し、九卷本の目録にも、赤

染衛門記之といへり。かゝれば、久しく赤染衛門の著として、誰しも疑ふものなかりしが、正徳の頃、水戸の人安藤爲章、榮華物語考一篇を著して、赤染の著ならぬよしを辨せり。考説精密なりしかば、今日にては、みな是認して、赤染を著者に擬するものなきに至れり。全篇を赤染の著とするについては、其非なる事は、もとより論なけれど、之を上下篇に別つ時は、其論の中、無用に屬すべきものあり。其他に於いては、大石千引が難註に辨じたるが如く、必ずしも正鶴を得たりといひ難きふし多し。今其重なる要點を指摘して、更に論評を試むべし。

一、赤染は鷹司殿女房にて、夫匡衡が任國尾張丹波にいざなはれ、匡衡卒後、尼になりて里すみなれば、宮中の御ありさま、女房の衣の色目など、くはしく知るべきやうなしといへり。されど、赤染は、當時中宮のあたりにては、匡衡衛門とさへいはるゝ程の才女にて、歌にも巧なれば、宮中に召されし事なきにあらず。家集にも、をりく、上東門院の御所に伺候せし事見えたれば、宮中のありさまをもこゝろえ、女房たちよりも聞きつたへてゑりぬべく、且つ、赤染の女江侍従は、中宮威子に事へし事、歌合の巻にも見えたれば、それより、何くれの事ども聞き知りたりとせんに、何の疑かあらん。

二、初花の巻に、紫式部日記の文を、そのまゝ引きたるところあり。また、浦々の別の巻以下

に、光源氏と見え、玉臺以下にも、源信僧都の往生要集、慶滋保胤の往生傳を引きたり、式部源信、保胤は、赤染同時代の人なり、其著書を採用せんはいかゞといへり、往生要集は、永觀三年四月に稿ををへし事、跋文に見え、往生記も、寛和二年源信が宋僧周文徳に贈りし狀に見え、たれば、寛和二年以前の著にて、上篇の終なる萬壽五年まで、四十餘年になれり、殊に、此二書は、其名高く、世にあまねく行はれしものにて、已に、鶴の林に見えたる道長葬送の際、導師院源が引導の詞には、往生要集の文を引き、また、赤染と同時代なる清少納言が枕草子のい條には、往生傳の著者保胤が、極樂寺建立の願文を引ける例もあれば、此二書を引用せしは、怪むに足らざるなり、源氏物語も、亦、その成りし寛弘の頃より、上篇の著作時代なる後一條帝の末までは、二十餘年をへたて、當時、已に世に聞えたるものなれば、赤染も、また、これを一讀せしことあるべし、されば、光源氏のことも、ふとはかきもいでざらんや、まして、千引がいへる如く、光源氏は、源氏物語なる源氏の君以外にもありといへば、之を引きたりとて、非難すべきいはれあらず、また、式部日記を引用せしについても、當時、互に秘め置く例なれば、拜借も心にまかせ難しといへり、されど、後のものながら、台記に天養元年十月廿八日の條今日事不具記、後代可借憲方顯遠記とありて、日記をかりたる例もあり、道濟集にも、清少納言の父なる元輔の家集をかりた

る事あるを思ふべし、されば、式部日記も、其女大貳三位よりかりたりとせんに、何の不可あらん、女性なれば、僻みがちにて、同輩のかけるものを採らん事も、己が日記をかさん事もあるまじともいはるべけれど、いかなる女子も、皆同じく局量狭しといはんは、妥當ならず、既に、上篇の時代を後一條帝の御代の末とせば、たとひ、赤染ならずとすとも、式部日記をかりて編纂せし事は、明なれば、何ぞ赤染にのみかさざる理あらん、三、赤染が姻戚なる和泉式部の淫事を、憚るところなく、初花の卷に載せたるを疑へり、されど、當時淫靡なる世のならば、之をかきたりとて、甚しき耻とも思はざりしにや、赤染が、自らかきあつめて、關白頼通に上りたりといへる家集にも、憚るところなく、和泉が、夫道貞と中たがひたりとて、それに贈りし歌をのせ、且、我子舉周が、和泉の妹及び、あきのぶの女などに通じたる時、歌の代作せし事なども記し、和泉の妹が心かはりせし時には、赤染、和泉各歌の代作して、贈答せし事など、記せるにてあるべし、四、赤染が、夫匡衡、並に、子舉周に關する紀事、及び、自己の事、他人の筆づかひと見ゆるよしを難せり、之については、大石千引が難註に、自分の子をも、他人の書けるやうにかくが、物語文のならひなりと辨じたるごとく、これは、た、難となしがたし、此の如く、爲章の論も、また、赤染を非なりとするには、甚しく有力なるものにあらざるな

解題 著者

り、但し、赤染の女江侍従の紀事については、いさゝか疑ふべきに似たるものあり、即、
淺緑の巻に、母辨乳、その頃里にまかつるに、三條の院の前をわたれば、木高かゝりし松
の梢も、少し色かはりて、心ちよげなるに、ついひぢには、何となきもの、あげうはひかゝ
りたれば、いみじう哀に、むかし思ひ出でられて、江侍従の君の里にあるにいひやる、車
といめたる程も、すきなく、しうをかし。

むかし見し松のこずゑは、それながらむぐらは門をさしてける哉
かへし、江侍従の君、

君なくて荒れまさりつゝむぐらのみさすべき門と思ひかけきや、巻六、八九

千載集の詞書には、三條院かくれさせ給ひて後、かの院の前をすぎけるに、つい垣所々
くづれたるに、律の茂りたるを見て、そのうちに江の侍従が侍りけるにつかはしける。
辨の乳母、歌、す。

とありて、二書同じからず、江侍従は赤染の女なれば、榮華のかた正しかるべきに、歌の意
を以て推せば、反て、千載集の文、是なるが如し、殊に、我女をしも君といへるは怪しむべき
なり、されど、江侍従は、諸本、多く小侍従として、たゞ、江侍従とあるは、江を音讀にせば、小
なせしもの屋代本のみなれば、江侍従なりと断定せん事は難く、たとひ江侍従なりとすと

も、里にあるには、内にあるにの誤ならんも知られねば、こもまた、赤染ならずとする證據
には、あげ難し。

また赤染が、上篇の終の時代まで存命せしや否やについては、爲章が、赤染家集によりて
考證せしが如く、赤染は、圓融帝の天延二三年の頃は、二十歳前後にして、上篇の終なる長
元の頃には七十歳ばかりの老尼なるべく、なほ、それより後、曾孫匡房が生れし長久三年
の頃までもながらへて、同年、弘徽殿女御歌合には、和歌を詠進せし事、袋草子遺篇に見え
たれば、八十餘歳に至りても、盛に和歌を詠せしものと見えたり、かゝれば、其時代に於い
ては、疑ふべきふしあらず。

また赤染が學材については、袋草子、無名抄などに、紫式部の歌との優劣を論せしが如く、
もとより世に聞えたれば、今更いふまでもなく、なほ、道長の命によりて物語つくりし事、
人の、花櫻といふ物語を、道長にまゐらせたる時、包紙の歌の返しせよと命せられし事な
ど、家集に見えたるにて、物語に心とめし事も、學藝については、道長に重んぜられし事も
まらるべし、且、夫、匡衡は、碩儒にして、詩文に名高く、其子、舉周もまた、侍讀を奉仕せしを見
れば、當時、一家の學風世を靡かせたりしが如し、此の如く、赤染は、道長夫妻の意にかなひ、
屢女院の御所にも出入したりしかば、尋常の女房たちにはまさりて、威望ありしにや、家

集を見るに其子舉周が藏人を望みし時、内記になされしかば、赤染、即ち、左衛門命婦を以て之を訴へ、終に藏人に補せられし事あり。正月の除目のをり、赤染、女院に参りて、申し請ひたりしかば、舉周和泉守に任せられし事あり。是等によれば、そのいかに勢力ありしかは、伺ふ事を得べし。なほ、

故侍中左金吾家集源頼朝に、長久二年四月九日、於源大納言家有歌合事、左右方人各十人、をどこ五人、女五人、

なつごろも

みな人もけふやころもはかへつらむひとへに夏のきぬとおもへば

此歌被撰右一番、而右一番右衛門侍従歌云、式部權大輔舉周母、言經古き賢當時打者也、而有言之間被定持、取々世无恥歌、於身有愁歎令來者、

とありて、赤染は、年齢學識ともに高く、當時の打者也とあるが如く、其頃までも、なほ勢力ありしなれば、女房たちの日記をかりあつめて、此書を編纂せしものといはんに、何のさはりかあらん。されば、爲章の、赤染ならずとせる説は僻事にして、論據たしかならずといふべし。ざりとて、赤染とするについても、本書及び、その成りし時代のものには、徴すべきものなけれど、兎にかく、著作の時代もあひ、日本紀私抄以下に、赤染とあるによれば、今

は、姑く赤染衛門を以て、上篇の著者に擬せんこと、不可ならんか。

三 下篇の著作年代及び著者

下篇の著作年代については、未だ深く考究せしものあるをさかず、唯、屋代弘賢が、世繼を本名なりとして、榮華物語は、殿上花見以下十卷かきつぎたる頃より、榮華と改めしにて、其時代は、弘安頃ならんといへるものあるのみ。何によりて、かく推斷せしものか、精細なる考説を見ざれば、さだかならねど、既に、行阿の著したる原中最秘抄に、榮華物語の名見えたるにて、其謬説なる事を證すべし。さるは、行阿は、後鳥羽帝に仕へし河内守光行の子にて、最秘抄は、弘安以前のものなればなり。

さては、下篇の著作は、いつ時代に當れるか、まづ、大鏡に追記せる世繼名世繼名は、九條兼實公の頃、追記せしなるべし。其次に追記せし關白次に、兼實公まで見えたるにて知られたり。に、上篇のみの卷名を記して、下篇の卷名なきは、考ふべきものなり。また、

晚待星の卷に、五月五日、内より皇后宮に、

諸ともにかけしあやめを引きわかれ更にこひちにまどふ頃かな
宮の御返し

かたぐに引き別れつゝ菖蒲草あはぬ根をやはかけんと思ひし

と聞えさせ給へるをいとあはれに思しめす、三、卷八十

とあるを、高倉以後の撰にかゝる今鏡初春には、前の御製のみをのせて、御返事は忘れにけり後拾遺和歌集にとし、此外、和歌の作者を記せるものに、下篇と今鏡との同じからざるもの、これかれあれば、今鏡の著者が、下篇を参考せしものにあらざりし事明なり。かく世繼名にも載せず、今鏡にも参考せざりしを見れば、當時、未だ、下篇は成らざしものならんか。或は下篇は、上篇の如く世にきこえざりしにて、たまゝ、世繼名を加筆せし人、及び、今鏡著者には、未だえられざりしなるべし。

さればまた、下篇の巻尾に見えたる寛治六年以後、程なくなりしものなりや否やについて考ふるに、本書の中、寛治以後なるべき人物、及び、官位等の混せしものなく、また、寛治以後にかゝる事がらの、まぎれつるものになければ、其後程なくなりしものとせんに不可なきが如し。且つ、上篇は、道長の薨去を以てとぢめとえたるに、下篇の終には、中納言忠實が春日祭上卿をつとめし外には、擧ぐべきものなく、素より御代の末にてもなく、攝關の代り目にもなく、甚だ無意味なるは、蓋し、亦、當時のものなる事の一證とするに足らん。なほ、

讃岐典侍日記、嘉承二年十二月朔日、鳥羽帝御即位の條に、我は何事にも目もたゝすのみおぼえて、南の方を見れば、れいの八咫鳥、見もえらぬ物ども、大かしらなどたてわたしたる、見るも夢のこゝちぞする。かやうの事は、世繼など見るにも、その事かゝれたる所は、いかにぞやおぼえて、ひきこそ返されしか。

とありて、此書を引きたるを思ふべし。但し、此日記に、世繼といへるは、大鏡をさせるにはあらず、榮華をさしたるは論なきなり。其上篇なりや下篇なりやはたしかならねど、上篇中には、これに似よりたるものなければ、こは蓋し、下篇なる。

着るは侘びしと歎く女房の巻に、世の中は、御禊大嘗會などいひて、心のどかなるをりなし。略中大かしらなどいひて、例のおそろしげに、すぢふときかみよりかけて、さすがにうるはしくてわたる、馬に乗りてもたれば、心々にて、やゝいふほどもをかし。うちの女房十人、馬にてつかうまつること、いかにけせうにわりなからんと、いとほしけれ。殿、このたびは、御車にて、ひき後れてさぶらはせ給ふ。一の宮、いと美しき御なほしすがたにて、まだ童にて、御乳母たち、御車のまりにのせさせ給ひて御らんする、いとめでたし。大嘗會、例の月日の山ひき、あやしものまで、青摺に赤紐なまめかしようて、急ぎあゆみたふれぬべく、悪しき道をつよきたちて行くもをかし。一、卷六十二、一六六

とあるをさしたるものならん。但し、日記に見えたるは御即位なるに、こは御禊大嘗會なれば、あはぬやうなれど、大がしら、八咫鳥などあるにて思ひよりたるものなるべし。かくの如く、鳥羽帝の始にかける讃岐典侍日記に、下篇を引きたるを見れば、寛治六年より後、嘉承元年まで十四五年の間に、著作せしものなる事明なり。

また、著者は男子なりや、女子なりやについては、徴すべきものなく、

歌合の卷に、其日の儀式ありさま、女のまゐるす事ならねば、さす七十四、

晩待星の卷に、秋の月くまなきに、人々ありきて見るに、南殿へのぼらせ給ひし長橋の

くちたるを見るも哀にて、歌三首又宴の松原にて、歌などいひあつめたる事どもかき

たるさうしを、院の女房の見んとありければ、たてまつりたるに、かきとおしつけられ

たる。辨の命婦、歌二首などかゝれたる、いとあはれなりければ、たゞ人の事とはおぼえ

ぬもあはれにめでたし。卷十三、二一

布引の瀧の卷に、こまかには、女などの心およばぬ事にてとゞめつ。卷十四、一五

とあるは、著者の筆にはあらで、日記の原文なるべし。著者のいづれなるかについては、考ふべき材料見あたらず。唯、根合の卷に、編纂の主旨めきたる文と、紀事の順序、年代によらず、前後したるをことわりたるもの本文上りとあるのみなれば、著者の男子なりや、否や

は、判定えがたし。

されど、従来、下篇の著者に擬せられしものは、出羽の辨、及び、藤原爲業の二人なり。

まづ、出羽の辨なりといへるは、契沖阿闍梨、及び、土肥經平の説にて、下篇の始なる殿上の花見の卷より、出羽の辨のよめる歌始めて出でたるを證とせり。抑、出羽の辨は、出羽守平

季信の女にて、よめる歌、後拾遺以下の撰集に見えたり。此書に載せたる出羽の辨の歌は、

殿上の花見の卷一首、歌合の卷一首、さるは侘しと歎く女房の卷八首、晩待星の卷五首、く

ものふるまひの卷一首、根合の卷三首にて、すべて十八首あり。出羽の辨は、後一條帝の女

房なれば、帝の崩御を悲める歌多く、中にも、

着るはわびしと歎く女房の卷に、曉の月のくまなきに、物おぼえぬ心のうちにおぼえ

ける、出羽の辨、

めぐりあはんだのみもなく、出づべしと思ひかけきや、有明の月卷三十二、一三七

晩待星の卷に、心の程推しはかり給ひて、辨の乳母、女房のもとに、

忍び音の涙なかけそかくばかりせばしとおもふうちのためもとに

とあれば、出羽の辨、

春の日にかわかざりせばいにしへの袂ながらや、朽ちはてなまし

まことに慰む方なからましと、うはへは世に随へど、藤壺にては、おはしましまいし御有様より、ぬさせ給ひし眞木柱などを見るは、忍び難く哀れなる心のうちなり。卷十三、根合の巻に、花いとおもしろくさかりなり。東宮におはしましまいしをりも、こゝにいと久しうおはして、花のさかりには、人々参り給ひて、まりけなど遊ばせ給ひし所なり。出羽の辨、

なぐさまぬこゝろはあらしさくら花をばすて山の月を見るときも

など思ひけり。卷十三、

など、此外にも、二三ヶ處見えたる文によれば、出羽の筆つきなるべきさま見ゆれど、烟の後以下には、出羽に關する事なければ、下篇全體を、其著なりとせんはおぼつかなし。但し、出羽の辨も、文才ありしかば、治暦四年十二月庚申に、呂保殿にて歌合ありし時の日記をば、仰せ事によりてかきし事、同歌合に記したれば、此外にもかきおさける日記のありけるを、此書の材料にとりし事は、疑なかるべし。かゝれば、此書にも、出羽の辨の日記のまゝにて擧げたるところあるべければ、其和歌のあまたのれるも、故なきにあらざるべし。出羽の辨も、赤染と同じ時代の人なれば、假に赤染より三十歳若しとして、下篇の終なる寛治の末までも存命したりとせば、其年齢、或は百歳にもなりぬべし。いづれにしても、それが著なりとせんは誤れり。

次に、藤原爲業を著者とするについては、まづ、

本朝書籍目録に、世繼四十卷、自宇多天皇至堀河院御宇、載君臣事、藤爲業撰、と見え、

尊卑分脈に、爲業、法名寂念、世繼作者、

とあり。書籍目録は、永享中清原業忠の注進せしものなれば、後花園帝頃より世にきこえたる傳へなりし事明なり。されど、江戸時代の中頃までは、赤染衛門説に従ひしものゝみなれば、また爲業説をとりたるものあるをさかす。且本朝通鑑、大日本史の如きは、尊卑分脈に見えたる世繼を大鏡として、爲業を大鏡の著者とし、群書一覽もまた之に従へり。されど、書籍目録に見えたる世繼は、榮華なりし事明なれば、尊卑分脈の世繼も大鏡にあらざる事疑なかるべし。かく一時は赤染説のみなりしに、爲章の榮華物語考出で、よりは、漸く爲業説を唱ふるものあるに至れり。伊勢貞丈、太田南畝の如きは、書籍目録によりて、爲業の著なりとせり。されど、是等は皆、爲業を榮華全部の著者とせたるものなれば、其誤れる事論なけれど、若し、大石千引の説の如く、爲業を下篇の著者とせば如何。抑、爲業は、丹波守爲忠の子にて、崇徳帝大治四年、文章生より少内記となり、鳥羽上皇の北面の武士た

りし事、中右記、長秋記に見え、尋で、皇太后宮大進、伊賀、伊豆等の守を歴たりし事、尊卑分脈に記せり。また、作者部類に、法名寂然、至保延五年とある。寂然は、寂念の誤字にて、後拾遺注に、生後寂念の誤とあるは、寂然の誤にて、爲業なら。弟頼業、寂爲隆、寂と共に出家して、大原に住せしかば、大原の三寂と稱せり。また、嘉應二年十月五日住吉社歌合に、右寂念法師と見え、安元元年十月十日右大臣家歌合に、左方寂念法師爲業入道。治承二年三月別雷社歌合に、左寂念と見え、其學才ありし事は、尊卑分脈に、歌人才人也と記し、かく處々の歌合に出でしにても知らるべし。また、父爲忠は、白河院の乳母子知綱の孫にて、君寵あつく、平忠盛よりもさきに昇殿をゆるされし事、今鏡に見え、院の乳母は、分脈に、從四位下藤原儷子、典侍とあれば、其縁故にて、女房の日記を借るを得べく、且つ、爲業は、歌人才人たれば、若し、下篇を高倉帝以後のものと思せば、之を著者に擬せんには不可なきがごとくなれど、上に述べし如く、堀河帝時代になりしものなる事、殆ど疑ふべきところなければ、爲業の著なりとせんは、猶認なるべし。かゝれば、下篇は、たゞ、著作年代のみは、えられど、著者の何人なるかを推定せん事、頗る難く、男子の手になりしものなりや否や、だに明ならねば、なほ、考究を要すべきものといふべし。

第四 内容

一 所載の範圍

此書は、道長の榮華を主としてかけるものなれども、また、世繼ともいへるが如く、歴朝の事をも、かねて記したるものなれば、所謂、編年體なる國文の歴史ともいふべし。されば、此書に記載せし所は、皇室藤原氏に關せしもの、其最おもなるものなれど、其他いかなる點まで採録せしものか、今、其範圍を調査して、其大要を記する事、左の如し。

- 一 金澤文庫本榮華物語目録には、第一月の宴の卷、村上天皇天慶九年を始とし、第四十堀河院寛治六年を終とせり。
- 二 増鏡の序には、世繼とか四十帖の草子にぞ、延喜より堀川の先帝まではすこしまやかかなるといへり。
- 三 本朝書籍目録には、世繼四十卷、自宇多天皇、至堀河院御宇、載君臣事とあり。
- 四 日本書籍考には、宇多天皇より後朱雀院の頃までといへり。
- 五 榮華物語考には、宇多帝より堀河院寛治六年までとせり。

- 六 榮華物語事蹟考勘には、村上帝天慶九年より、堀河帝寛治四年までとせり。
- 七 九卷本榮華物語目録には、寛平より堀河帝寛治二年までとせり。
- 八 世繼物語考には、宇多帝より白河帝應徳三年までとせり。
- 九 群書一覽には、寛平年中より寛治六年までとせり。
- 十 比古婆衣には、村上帝より堀河帝寛治四年までとせり。
- 十一 榮華物語抄附録には、醍醐より堀河寛治六年までとせり。
- 諸書に記せる所は、始を、或は宇多帝とし、或は醍醐帝とし、或は村上帝とし、終をば、或は後朱雀帝までとし、或は白河帝應徳三年とし、或は堀河帝寛治二年とし、或は同四年とし、或は同六年として同じからねど、まづは、宇多帝より生まれりといひ、堀河帝寛治六年にて終れりといへる説多し。今、本書について檢するに、宇多帝より筆を起し、堀河帝までにて十五代の御代にわたれり。されど、宇多、醍醐、朱雀の三代は、唯皇子皇女等を記せるのみにて、村上帝の御代より、やゝ詳に、堀河帝寛治六年二月までの事を記したれば、百四十八年になれり。また、之を上篇下篇にわかつてば、左の如し。
- 上篇 宇多醍醐朱雀三代、村上帝天慶九年より、後一條帝萬壽五年二月まで八十四年。
- 下篇 後一條帝長元三年十一月より、堀河帝寛治六年二月まで六十四年。

但し、上篇下篇の間、萬壽五年と長元三年との間に、二年十ヶ月ばかりの紀事を缺き、下篇の中にも、煙の後の卷は治暦三年にて終り、松の下枝の卷は、延久三年にて始まりたれば、其間三年ばかり脱せり。

次に、所載の人物のおもなるものは、皇室、藤原氏にして、殊に、道長を中心とせるを以て、道長及び、其子孫と、姻戚其他の關係を有せる人々は、こゝかしこに見え、武士も、源氏は滿仲頼光の子孫、これかれ見えなれど、平氏は、貞盛の子維衡、維叙等あるのみ、概して上流の紀事のみにして、下層社會については、記せし所のもの殆どなく、纔に疑の卷に、法成寺造營の時、工匠のたちはたらきたるさまをかける、御裳着の卷に、田植のさまを叙せし類にて、下篇にも、上東門院住吉行啓の際、沿道の人々集りて拜觀せしさま、老翁の述懐などを、殿上花見の卷に記せる類あるのみ。

かく上流にかゝる事をむねとあげたれば、京師のうちにおける事のみにして、地方に關する紀事、きはめて少し。今、之を檢するに、まづ、伊周配流については、太宰府の待遇規定にこえたる事、下向の際、國々の驛々にての儲の手あつき事、赦されて歸京せしをり、筑紫にて赤瘡の流行せし事、隆家の但馬に遷されし時にも、國守以下の懇切なりし事など、浦々の別の卷に見えたれど、此外には、奥羽はさらなり、地方に關するもの一もなく、一時京師

をも震懐せしめ、甚しく宸襟を惱まし奉りし刀伊の來寇、忠常の叛亂前後十二年の戦役などすら擧げざりしなり。また、社寺の行幸啓及び遊覽等について、一部の地名をのせたものあれど、それも、花山院の熊野御修行に出でたゞせ給ひし事、様々の道長の高野詣、疑のの外は、近畿の地名のみにて、東三條女院の長谷寺行啓、見はてぬ夢卷の道長の御嶽まうで、初花卷の同志賀寺天王寺詣、疑の同七大寺詣、御賀卷の公任の天王寺詣、本の公任の有馬にゆきし事、衣卷の師實の布引の瀧遊覽、布引のなど見えたれど、地方の事は勿論、路次のさまをも記さず、唯、鳥部野の卷にのせたる東三條女院の石山寺御參詣の條に、粟田口、關山、逢坂の關の地名見え、下篇なる殿上花見の卷に記せる上東門院石清水住吉行啓の條に、山崎、三島江、江口、くま河、難波、河尻、天の河等見え、松の下枝の卷に載せたる後三條上皇住吉行幸の條にも、山崎、橋本の津、江口、中津河、天の河、御幣島等を記し、江口、天の河にては、遊女どもありし事などあるのみにて、其外には見るべきものあらず。かゝれば、此書は、村上帝より堀河帝までの御代に於ける帝室、外戚等、上流の事蹟を詳に叙したるものにて、地方及び民間にかゝりし紀事は、殆ど皆無なりといはんも不可なきなり。

二 歴史上の價值

此書、歴史としての價値は如何、其記せし所のものは、正確なりや、誤謬ありや、はた、附會せるもの多きか、曲筆せる所なきか、そは當時の日記、補任等を参考して、一々詳解の中に辨じたるが如く、おほむね、その紀事は正確なれども、中には二三の誤謬あるを免かれず、其月日等に、二と三とを誤り、五と九とを誤り、十と廿、廿と卅とを誤れる類あるは、後人轉寫の際誤れるもあるべし、誤寫ならぬものには、著者の思ひあやまりたるもあるべく、且、日記、補任等の中にも、誤謬なきを保せざれば、悉く本書にのみ咎を歸すべからざるなり。まづ、上篇について考ふるに、其年月順序の錯雜せしは、見はてぬ夢の卷に、正暦二年三年を混じ、浦々の別の卷に、長徳三年四年を混じ、初花の卷に、寛弘二年三年を混じたることあるのみ。其紀事の前後して、前にあぐべきを下にかけたる類は、月の宴に一條、花山に二條、浦々の別に一條、鳥邊野に二條あり。また、甲の卷にのすべきものを乙の卷に掲げ、乙の卷に入るべきものを甲の卷に掲げたるは、月宴、花山に多く、其他二三あれど、中には事の序にかきそへたるもあめれば、必ずしも誤とは定めがたし。その月の宴の卷には、冷泉の皇女二宮の、一宮よりも早世し給ひしを、反對にかき、三條皇女禎子内親王の御養産、三夜は宮司にして、五夜は道長なるべきを、荅花の卷には、三日を道長、五日を宮司とし、禎子内親王を准三宮とせられしを、木綿四手の卷に、一品に誤り、小一條院、道長の女寛子を娶ら

せ給ひし時、教通、賴宗、脂燭の役を奉仕せしを、賴宗能信とし、音楽の卷には、法成寺供養の賞として、院源に封五十戸を給せしを、僧正に補せしさまに記したるなどは、著者の思ひあやまりにてもあらん。されど、月宴の卷に、多武峰少將高光の出家をば、安子中宮の崩御を悲めるさまに記したれど、安子中宮の崩御は、高光出家以後なれば、事實にかなはず。また、同卷に、宣耀殿女御芳子、小一條伊尹の薨去を悲めるさまに記したれど、女御は伊尹より三年前薨去ありしなれば、こも事實にかなはず。されど、かゝる誤謬、甚だ僅少にして、唯一二に止まれるのみ。浦々の別の卷に載せたる伊周左遷に關する紀事の、小右記と異なる所あるは、必ずしもこの書の誤のみにはあらず。小右記とても、傳聞のまゝを採録せるものあれば、其紀事は、悉く正確なりといひ難し。また、此書には、他の書と月日のあはざるもの、これかれあれど、それも、毎卷四五に過ぎず。殊に、岩蔭、日蔭のかづら及び、疑の卷には、さる異同殆どなければ、まづは、其紀事正確にして、誤謬附會等なしといはんも、不可なかるべし。さてはまた、曲筆ありや否やについては、此書と同じく、道長の全盛を叙したる大鏡と對照して、之が論評を試みんとす。

大鏡は、此書とは體裁同じからず、紀傳體にして、人々の逸事性行等は、これかれのせられたれば、これに記せしものゝ、彼にとらざるもあり、是には載せざるも、彼には擧げたるもあり

て、取捨一樣ならねど、其兩書に採録せしものを對照するに、異同あるもの少なく、此書に誤りたるは、大鏡にも誤り、大鏡に誤りたるは、此書にも誤れり。そは、上にも擧げたる多武峰少將出家の紀事及び、冷泉皇女一宮の早世し給ひし事などは、大鏡も亦同じく誤り、又、日蔭の盃の卷に、娥子立后について、父小一條大將濟時の贈官を太政大臣と記したるは、大鏡も同じきを、公卿補任には、右大臣とあるなどの類にて、伊周薨去の時の遺言、小野宮實資が、かぐや姫を鍾愛せしさまなど、詳畧こそあれ、概ね、同じさまにて、疑の卷にのせたる、道長が弘法大師、聖德太子の再生説など、大鏡にも掲げたるを思ふべし。されば、此書と大鏡とは、其史材のよれるところ、或ものは全く同一なるが、如く、芳賀博士が、大鏡は後出にして、この書によりたるものならんといへるは、いはれなきにあらず。されど、大鏡は、人々の逸事性行をば、つとめて採録し、陰に藤原氏の專横を誹り、巧に裡面の状態をあばきて、忌憚する所なかりしに、此書には、大石千引がいへるが如く、安子中宮の嫉妬、道兼が花山帝を欺き奉れる詐謀、三條女御綏子の源宰相頼定に通せし事など、其隱事は記さぬもの多く、殊に、兼通、兼家、兄弟の争につけても、兼通を非理なるさまにかきなし、兼家が、宮中にも、御前にも、無作法なるさまをば、さけてかゝらず、道長が三條院に御讓位をせまりたるさまをも記するところなく、且、小一條院東宮の位を去り給ひしが如きも、大鏡は

翁の物語に誤れるところありとて、其真相なる侍の談話を載せたるに、此書は、尙翁の物語と同じさまに記したるを見れば、道長に縁故あるものゝ筆すさびなるが故にて、多少曲筆ありとの咎は免れざるべし。

次に、下篇は、晚待星の巻に、長暦二年の頃を記せるもの、順序錯雜したるところあり、煙の後の巻に、紀事の前後したるものあり、根合と煙の後に、彼是混じたるものあり、松の下枝にあぐべきを、布引の瀧にのせたるあり、されど、其前後したるよしは、既に著者が根合の巻にことわりたれば、咎むべきにあらず、殿上の花見、歌合、晚待星にのせたる歌、及び根合の巻に載せたる永承六年五月五日殿上歌合などには、作者の名、撰集、記録と相違せるものあれど、互に得失あれば、本書のみの誤とはいひ難し、また人々の官職を記せるものも、當時の官位にあはぬもの、往々見えたるは、後の官名によりて記したるものなるべく、其月日の諸書と合はざるは、上篇と同じさまなれど、着るはわびしと歎く女房、蜘蛛のふるまひ、布引の瀧、紫野の巻などには、甚だ少ければ、下篇もまた、概ね、誤謬なく、正確なるものとして不可なきなり。

かゝれば、上篇下篇とも、史實殆ど正確にして、平安朝外戚専權時代の歴史としては、第一にあぐべきものなり。但し、上篇に於いては、花山帝の御代、藤原義懷、惟成等が、弊政振肅に

心を竭くしたるさま、後一條帝の御代、太宰帥隆家が、刀伊の賊を撃退せし顛末などのもれたるは、蓋し、其事、本書の主人公たる道長に關係なきを以て、殊更に記さざりしものならんか。殊に、下篇に於いては、平忠常が叛、及び、前後十二年の役の如きは、記する所なく、白河帝の御代に於ける延暦、園城二寺の争などもなく、後三條帝の記録所を置いて、新置莊園を罷め、鋭意治をはかり給ひし事などもあげざるは、遺憾なりといふべし。かく上下篇を通じて、政事上の得失を見るべき大局にわたれる紀事に乏しきは、元來、女子の手になれるものなるが故なり。且つ、大鏡、愚管抄などの如き、奇抜なる評論もなく、面白き紀事も少きは、これは、た、女房の日記を材料として、事實を編年體に臚列するを主としたるものにて、論評を試むべき趣にもしたるにあらず、興味をのみむねとしたるものなるが故なり。されど、冠婚、出産、葬送等の儀式、和歌管絃の遊び、供養、修法の佛事等に關しては、詳密に之を叙し、装束の色目、調度のさまなどについても、記する所詳悉をきはめたりといふべし。げに、作物語にあらずして、當時、土達部殿上人が、詩歌管絃にのみ心を注いで、ひたすら華美を競ひ、遊宴に耽りたるさまを叙し、よく上流社會の狀態を寫したるもの、他に其比を見ざるなり。彼花山の巻に掲げたる兼家が、圓融帝に對する舉動の如きは、大鏡の如く、あらはにこそかゝざれども、暗にその跋扈せるありさま、窺はれ、疑の巻に載せたる法

成寺造營の紀事によりては、道長の勢威皇室に過ぎ、廷臣皆其鼻息をうかがひ、國司等の之に諛ひしおもむきもえられ、權臣驕奢の裏面を暗示して、餘すところなし。かゝれば、史學上に於ける此書の價值は、多大なりといふも、過稱にあらざるなり。

三 文學上の價值

此書は、上にも述べたるが如く、編年體の歴史にして、確實なる史料を以て編纂せしものなれば、著者が事實を主として、文章結構の上へのみ重きをおかざりしはいふを俟たず。故に、この書の文學上に於ける價值の如きも、趣向をこらし、想像を逞しくして、筆を自在にはせ、文章の妙を極めたる、源氏、宇津保などの作り物語に比すれば、其及ばざるや論なきなり。然れども、此書や、唯、歴史の事實を臚列せしものゝみにあらず、其興味をそふるために、作物語の體裁に擬したるものにて、文章は勿論、其結構についても、深く意を注ぎたるものあれば、文學上觀るべきもの尠からざるなり。

まづ、上篇について見るに、其文章は冗長にして、簡潔ならぬところあれども、優艶にして、佻屈ならず、叙事の詳密なる、能く當時の人情風俗を寫して、殘す所なく、巧に經典の文句をつらねて、佛教の故事を述べたるなどは、著者が佛典にいたり、深きを思はしめたり、ま

た、玉の臺、鶴の林の卷に、往生要集の文を引き、木綿四手、衣の珠の卷に、上陽人、李夫人の詩をのせ、嶺の月の卷に、皇后四十九日の願文を掲げたるなどによれば、當時、漢文訓讀についての一斑をも知るに足らん。其月の宴に載せたる八宮永平親王の紀事の如きは、輕妙にして面白く、浦々の別に記せる伊周左遷の狀、衣の珠に叙したる公任出家の顛末、楚王の夢に見えし尙侍嬉子薨去についての事ども、悲愴痛歎の情をさきはめ、さながら作物語に對するが如き感あらしむ。又、上篇三十卷の中、前半即ち淺綠に至る十四卷は、道長全盛のさまを叙し、十五卷疑にて出家せし事を擧げ、十六卷本の年以下後半は、前半と反對に、道長が専ら意を佛事にいたして、ひたすら後世を願ひし事を載たるは、事實の然らしめし處なりとはいへ、著者が前後の照應を考へ、之を斟酌したる用意の程、視ふ事を得べし。下篇は、上篇に比すれば、其文章稍拙劣にして、圓熟せざるところあり。且つ、其紀事も、前後錯雜したれば、讀者をして、著者の一人ならぬかを疑はしむるに至れり。蓋し、上篇は、道長の榮華を中心としたれど、下篇には、主眼とすべき人物なければ、自ら統一を缺きたるが故ならん。されど、松の下枝の卷に掲げたる後冷泉、後三條兩帝の比較論などは、最も趣味あるものにして、後三條帝と頼通との關係については、

烟の後の卷の終に、世の變る程の事どもなく、俄に宇治の人思召すことのみ出でく

るこそ怪しけれ。後冷泉院の末の世には、宇治殿に入り居させ給ひ、世の沙汰もせさせ給はず、東宮と御中悪しうおはしましければ、そのほどの御事ども書きにくうわづらはしくて、えつくらざるけるなめりとぞ入申し、二卷三十四

とばかり記して、わざと治暦、延久の間、三ヶ年の紀事を省略したるは、深き注意ありての事なるべく、この間には、後三條帝の御即位、教通執政となりて、頼通失意の時なりしかば、此一節のみにて、暗に之を示し、わざとくはしくかゞざりしものならんか。

また思ふに、上篇は、著者が、道長を釋迦如來に擬してものしたるが如し、即ち、第一月の冥、第二花山の巻までは、道長の父祖に關する事どもを記し、第三様々の悦の巻に至りて、始めて、道長の事蹟をあげ、見はてぬ夢の巻にて、執政となり、以下、女子の入内立后、皇子降誕等、次々に其榮華を記し、第十五疑の巻にて、出家せし事を記し、第三十鶴の林の巻に至りて、薨去のさまを叙せり。殊に、道長は、造寺、造佛等、數えらす、かぎりなき功德をつみ、世の人の渴仰尊敬をうけし事、恰も釋迦如來の如くなるべしと説きたり。そは、

疑の巻に、おはれなる末の世に、かく佛をつくり、堂をたて、僧をとぶらひ、力をかたぶさせ給ふ、佛法の燈火をかゝげ、人を喜ばしめ給ひて、世のおやおはします。わが御身一つにて、三代の御門の御後見をせさせ給ひて、六十餘國の殺生を六齋の日にとどめ

させ給ふ、よき事をばすゝめ、悪き事を止めさせ給ふ。かゝる程に、衆生界つき、衆生の劫つきん世にや、この御代もつきさせ給はんと見ゆ。年頃、あつめさせ給へる事どもを聞えさする程に、涌出品の疑ぞ出で來ぬべき。その故は、殿の御出家の間、未だ久しからで、せさせ給へる佛事は、數知らず多かるは、かの品に、成佛をえてよりこのかた、四十餘年に化度し給へる所の涌出の菩薩は、かりなし。又、若うして子老いたり、世舉りて信せずといふ事のとへのやうなり。されど、御代の初より、あつめさせ給へる事どもを記す程に、かゝる疑もありぬべし。七卷七、七五

鶴の林の巻に、おはれ殿のおはしまさましかば、こゝら御堂設けて、安らかにおはしまさましものを、佛もさべき人に、後れ奉らせ給へば、かくこそは、哀に見えさせ給へ。釋尊入滅の後は、世間、皆やみになりにけり。世の燈火消えさせ給ひぬれば、ながき世の闇をたどる人、いくそばくかはある。一七十一

同道長薨去葬送の條に、無量壽院の南の門の脇の御門よりいでさせ給ふ。かの釋迦入滅の時、かのくしな城の東の門より出でさせ給ひけん、に、違ひたる事なし。一四上、一四〇
とあるにて、之を釋迦に比したるさま、えられぬべし。且つ、上卷を三十卷としたるも、道長、殊に、法華經を信じて、之を世に行はしめたる事、玉の村菊の巻、二卷六、疑の卷三卷六に見え

て常に之を讀誦し、且つ執政の始めより、毎年法華經廿八品に開結なる無量義經、普賢經を加へて、三十講を修せし事、初花の卷卷四、疑の卷卷三、卷七にあれば、之によりけるにや、殊に從地涌出品第十五の文によりて、第十五を疑の卷とえたるをも思ひ合すべし。かく上篇の著者は、道長を釋迦に比し、卷數も道長の受持せる法華經にちなみたれど、下篇の著者は、道長の榮華を光源氏に比して、上篇をば源氏物語に擬し、更に、賴通以下の事どもを、宇治十帖なる薰大將などになすらへて、下篇十卷をかきそへしものなるべし。そは、

殿上花見の卷の始に、入道殿うせさせ給ひにしかども、關白殿、内大臣殿、女院、中宮、あまたの殿ばらおはしませば、いとめでたし云々、光源氏かくれ給ひて、名殘もかくやとぞさすがにおぼえける。めでたきながらも、哀に覺えさせ給ふ。后宮、右大臣殿、薰大將などばかりものし給ふ程のおぼえさせ給ふなり。さすがするなりたる心ちしてあはれなり。卷十二

とあるにてえられたり。なほ、上卷鶴の林の卷は、萬壽五年二月にて終り、下卷殿上花見の卷は、長元三年十二月より始まりて、中間、二年十月ばかりの紀事開けたれば、野村尙房は源氏物語雲隱卷に、源氏の薨去の事に八年をこめたると同意歟といへり。げに、下篇の著者は、宇治十帖のさまにならひて、わざと二年餘の紀事をもらしてかきしものならん、

また、上篇をも、著者が源氏物語に擬して作りしものなりといふ説あれど、そは、下篇を源氏に擬したるによりて、推はかりたるものなり。上篇には、篇中、未ださるべき趣も見えざれば、從ひがたし。

上篇は、其結構かくの如く、作物語と擇ぶところなきのみならず、また、國文の歴史としては、第一にあぐべきものなり。抑、從來の歴史は、日本紀を始め、概ね漢文にして、制度叙任等、政事に係れるものゝみにて、宮中のありさま、廷臣の狀態等、風俗に關する微細なる事實をかきとりしものなく、殊に、當時、國文大に發達して、作物語の流行甚しく、宇津保、源氏の如き大作さへ世にいでつれば、此書も亦、著者が物語體に擬して、國文にかきうつさんと思ひ起したるわざなるべし。されば、我國に於ける國文の歴史は、此書を以て嚆矢とすべく、是より後、大鏡以下、次々に、國文の歴史世にあらはるゝに至れり。即、此書の文學上に於ける價值も、また、決して尠からざるなり。

四 内外典の引用

此書は、いかなる材料によりて編纂したるものなるか。はた、古書の文句を引ききたるもの、其大意をとりてあげたるものは、如何なる方面のもの最も多きか。上篇と下篇とは、引用

せる典籍の種類同一なりや否や其詳なる事は得るべからずといへども之を調査するに其大略はうかぶ事を得べし。まづ此書の中に掲げし内外の典籍を見るに、上篇には、

- 萬葉集 古今集 後撰集 拾遺集 村上の御時の日記 往生の記
- 往生要集 初雪の物語 六時讚 千字文 孝經 文集 一切經
- 大般若經 法華經 阿彌陀經 無量壽經 觀無量壽經 普賢經 維摩經
- 無量義經 華嚴經 仁王經 四卷經 七佛藥師經 隨願藥師經
- 壽命經 增一阿含經 涅槃經 後教涅槃經 佛名經 十二部經
- 俱舍 唯識論 龍樹菩薩十二禮拜

等あれど、下篇には書名をあげたるもの少しも見えず。

次に、此書の材料のおもなるものは、上にも述べたるが如く、女房の日記にして、初花の巻に、紫式部日記を引きたるあと見え、日蔭の鬘、木綿四手、若枝、玉の飾の巻等には、女房の日記をそのまゝあげたるが如きものあり、下篇なる歌合、晚待、星布引の流の巻などにも、同じく日記の原文なるべきところあれば、上下篇を通じて、女房の日記を材料とせしは疑なかるべし。但し、上篇には、駒競の巻に、高陽院行幸和歌を収め、下篇にも、歌合の巻に高陽

院歌合をとり、根合の巻に、殿上歌合、皇后宮歌合などを収めたるが如く、此外、家集などを参考せしものもあるべけれど、詳なる事は知り難し。また、古書の文句を引用し、其の大意をとりたるもの、典籍は、既に詳解に掲げつれど、中には、未だ検索し得ざるもあり、わきて、佛教に關するものには、出所のさだかならぬもの、これかれあれど、今は、唯、その大要を示さんが爲に、之を左に摘出す。

(注意)故事の中には、二書の意味をとりてかけるものあり。また、白居易の文は、文集によりたるもあるべく、和漢朗詠集に載せたるをとりたるもあるべし。今、之を何れとも定め難ければ、此の如き類は、兩者ともに擧げたり。また、佛經の中には、此書の出典とせんに、は、いかと思はるゝものあれど、他に、當の典籍を見出さざれば、姑く之を掲げつ。

國書及び漢籍	佛經
<p>十七條憲法 ●玉飾(十一)七三、 御賀(九)、●楚王夢(十一)二八、</p> <p>萬葉和歌集 ●見はてぬ夢(二)九八、 浦々別(三)七三、八二、 若花(五)一七三、同、 菊(六)九〇、御賀(九)六、 一八、●若枝(九)二二、 衣珠(十)一六、一六三、</p> <p>古今和歌集</p>	<p>法華經 ●花山(一)二二、四、 七、四五、七六、同、七八、 ●本葉(七)一八、四、同、 ●玉葉(八)八六、同、 一、九、●後梅大將(九)五、 〇、●衣珠(十)一四、一五、 ●袖林(十一)二五、一五九、 ●花山(一)二二、四、 ●鳥舞(九)七三、</p> <p>觀佛三昧海經 ●初花(四)六三、●玉臺(八)九六、●鳥舞(九)七一、</p> <p>無量壽經</p>

解題 内容

上

後撰和歌集

拾遺和歌集

和漢朗詠集

齋宮女御集

高陽院行幸和歌

竹取物語

伊勢物語

源氏物語

初雪物語

弘法大師行狀集記

往生極樂記

往生要集

●苦花(五)一七三、●玉村(六)七、●木綿四手(六)九六、●疑(七)二三

●櫻々悦(二)五一、●浦々別(三)八九、●日隆(五)一一二、●苦花(五)一五九、●御賀(九)六、●衣珠(十)二〇

●鳥部野(三)一五八、●若花(五)一七三、●疑(七)三、●同、●玉臺(八)一〇九、●若枝(九)一四六、●同

●木綿四手(六)一〇八、

●胸鼓(九)九七、

●楚王夢(十)四八、

●見はてぬ夢(二)二四、

●玉臺(八)一〇三、

●浦々別(三)二三、

●續薩(三)一一七、

●疑(七)六六、

●鶴林(十一)、

●疑(七)七八、●音樂(八)二四、●玉臺(八)七六、●七、●同、●八、●六、●六、●鳥舞(九)六九、●鶴林(十一)一三七、

摩訶耶摩經

大灌頂神咒經

賢愚因緣經

北本涅槃經

大般涅槃經

大般涅槃經後分

南本涅槃經

佛本行集經

維摩詰經

維摩詰所說經

大寶積經

太子瑞應本起經

過去現在因果經

佛鼻初利天爲母說法經

大方廣佛華嚴經

觀無量壽經

增一阿含經

祇園圖經

●初花(四)七五、

●疑(七)一三、

●疑(七)三七、

●疑(七)四五、三九、

●疑(七)七七、七八、

●疑(七)五五、●鶴林(十一)四〇、

●鶴林(十一)一五〇、

●疑(七)三九、

●疑(七)七八、

●疑(七)四五、

●音樂(八)二四、

●音樂(八)三一、同、

●音樂(八)三一、同、

●音樂(八)三一、

●音樂(八)三六、●玉臺(八)一〇〇、一〇五、

●音樂(八)四〇、●玉臺(八)八六、同、御賀(九)一七一、

●音樂(八)四〇、

●音樂(八)四〇、

文選

白氏文集

韓詩外傳

太平廣記

抱朴子

山海經

王子年拾遺記

●月宴(一)七六、●楚王夢(十)四八、●玉飾(十一)七三、

●浦々別(三)三〇、●苦花(五)一七三、●木綿四手(六)一六八、●疑(七)三八、

●同、●音樂(八)六五、●衣珠(十)八五、

●疑(七)七八、

●後悔大將(九)五五、

●初花(四)七五、

●後悔大將(九)五五、

●御賀(九)六、

大樹緊那羅王所問經

十往生經

藥師本願功德經

阿彌陀經

勝鬘經

無量義經

仁王般若經

法華文句記

大智度論

付法藏因緣傳

釋氏要覽

佛祖統記

經律異相

釋迦譜

華嚴經隨疏演義抄

龍樹菩薩十二讚禮

勝軍明王四十八使者

秘密成就儀軌

○音樂(八)五〇、

●音樂(八)六二、

●音樂(八)六二、●鳥舞(九)六三、

●玉臺(八)九七、

●後悔大將(九)五七、

●鳥舞(九)八五、

●鳥舞(九)七一、

●鶴林(十一)一三三、

●櫻々悦(二)八一、●疑(七)七三、●音樂(八)二四、

●疑(七)四五、●鳥舞(九)七三、

●疑(七)四五、●鶴林(十一)一三〇、

●疑(七)三三、●音樂(八)三〇、五〇、●鳥舞(九)七、

●鶴林(十一)一三三、

●疑(七)五八、●木臺(七)一八四、

●音樂(八)三四、

●玉臺(八)八六、

●玉臺(八)一〇〇、

●玉臺(八)一一五、

解題 內容

下	
古今和歌集	●殿上花見(十二)五二、●若るは侘と歎女房(十二)一五八、同●蜘蛛のふるまひ(十三)九六、六七、●根合(十三)九四、一二二、一七〇、●煙後(十四)一三三、一七〇、●松下枝(十四)七六、●布引(十四)一五三、一五五、●紫野(十四)一八五
拾遺和歌集	●蜘蛛のふるまひ(十三)六六、●煙後(十四)一二二
古今六帖	●若るは侘と歎女房(十二)一五二、●根合(十三)一六八
和漢朗詠集	●晚待星(十三)一六、●根合(十三)一六八
伊勢集	●晚待星(十三)五〇、●蜘蛛のふるまひ(十三)六七、●煙後(十四)一三三
頼宗集	●殿上花見(十二)二七
義孝集	●蜘蛛のふるまひ(十三)六五
高陽院水閣歌合	●歌合(十二)一〇三
皇后宮春秋歌合	●根合(十三)一六九
伊勢物語	●若るは侘と歎女房(十二)一五二、●布引瀧(十四)一二七
大和物語	●松下枝(十四)七一
宇津保物語	●根合(十三)九四

源氏物語	●殿上花見(十二)一、●紫野(十四)一七二、一八七
枕草子	●根合(十三)一六二
紫式部日記	●布引瀧(十四)一四

かくの如く、上篇には國書漢籍を引けるもの尠からず、殊に佛經を引けるもの最も多きを見れば、著者の學識該博にして、佛典に造詣深きを知るに足るべし。然るに、下篇には、國書のみをとりて、一も漢籍佛經を引かざるは、如何なる故にか。中には、佛教に關する紀事もあまたあるを、わざと引かざりしものかな。は、考ふべき事なり。また、上篇の中、國書には三代集、漢籍にては白氏文集、佛經にては法華經など、最も多く引かれ、且、往生要集の文のこれかれ掲げられたるを見れば、當時、これらの書の、最も世に行はれしさま、うかゞひ知るべきなり。

第五 諸本

此書は、壽永以前、既に二種あり。一を証本と稱し、一を普通本とも、偽本ともいへり。今の世に行はれしものは、普通本、偽本と稱せしものにて、証本と唱へしものは、はやく散逸せし

にや世に傳本あるをきかず古寫本にては、三條西本四十卷完備し、爲親本は鶴の林まで三十卷あり、殊に爲親本は板本に比すれば、最も異同多く、三條西本之に亞いで、いづれも善本とすべし。零本にては、後光嚴院宸翰本以下、一卷づゝ、數種あれど、兼好本、最も異同多く、板本にくらぶれば、誤謬少し、校本にては、新見本、最もよく、大澤本、小中村本等も、亦諸本を校合したれば、よるべき事尠からず。板本にては、抄本なれど、九卷本を善本とすべく、古活字本之に次ぎ、明曆刊本は、最も誤脱多し、史籍集覽本以下は、小杉本其他を以て校合したるものにて、古板本に比すれば、正したるもの多く、誤脱少し、此外にも、古寫本、校本には、世に知られざるもの多からん。今は唯、管見に入りたるものゝみを列記する事左の如し。

證本 僞本 普通本 此書は、はやく、證本、僞本、普通本など稱したるもの世にきこえて、異本どもありしなり。そは、

袋草紙に、或人云、如世繼物語は、萬葉集は、高野御時諸兄大臣奉之撰云々、

柿本朝臣人麿勘文に、清輔朝臣注云、云々、又世繼云、天平勝寶五年、橘大臣諸兄撰萬葉云々、

同書に、私云、云々、又天平勝寶五年、橘大臣撰萬葉者、世繼僞本者、和歌之説也、證本者不然也、

古今集序注に、又世繼證本には、昔奈良帝の御時にも、萬葉集撰ばせ給云々、然者、普通本に、萬葉五卷抄序をあしく心えて、萬葉撰と存して、和讒に書也、尤可付證本歟。とあり、蓋し、僞本といひ、普通本と稱せるものは、同一のものなるべく、獨、證本は、別種たるが如し。人麿勘文は、壽永三年二月七日勘注せしもの、古今集序注は、壽永二年撰びしものにて、共に著者は法橋顯昭なり。當時、榮華物語に二種ありしは、いかなる故にか、稿本のまゝを寫したると、改定せしものを傳へしとの故にてもあらんか、尙考ふべし。さて、今世に傳はれるは、證本なるか、然らざるか、上に擧げたる一二の例にては、明ならねど、こは、

月宴の卷に、昔高野の女帝の御代、天平勝寶五年には、右大臣橘卿諸卿大夫集りて、萬葉集を撰ばせ給ふ、卷一、三五、

とあるものにて、僞本、普通本と稱せしものと同じさまなり。其證本といへるものは、如何になりけるにか。

萩原殿御本 花園法皇の御本にて、鳴瀧殿に納められしを、後花園帝の御代、鳴瀧寺造營のため、之を内裏に納められしなり。

看聞御記に、永享四年六月廿七日、晴、自内裏、世繼可有叙覽之由被仰下之間、且廿帖進

七月四日晴、世繼廿帖進之。うつほ廿二帖同進之。件本鳴瀧殿御本也。萩原殿御本、而鳴瀧寺破壊之間、爲造營被沽却。是、欲召置、然而計會之間、内裏へ被召畢、仍進之。と見えたり。この御本、今は傳はれりや否や、詳ならず。

光嚴院宸翰御本 第一月宴の卷一帖のみにて、光嚴院の宸筆を染めさせ給ひし御本なり。

水戸本奥書に、右第一之卷、以光嚴院宸筆令校合畢、とあり。

爲親本 屋代本、新見本にあげたるものにて、鶴の林の卷まで三十卷あり。諸本と異なる所最も多く、よるべき事少からず。その傳來詳ならず。前田夏蔭は、此本、楓山にあるよしをいひ、榮華物語抄附録には、成島圖書頭より献上せし古寫本は、即これにて、活字本とは異同多く、いまだ私本なりし頃、屋代太郎この本にて校正せしよし、見えたり。よりて、屋代本奥書を見るに、

花山の卷に、右、文政二年十一月十一日、爲親卿眞蹟本を以、校合了、

鶴の林の卷に、文政九六廿七、以爲親眞蹟一校了、とし、同新見本の奥書には、

文政二年十一月廿一日、以官府爲親眞蹟本、再校正畢。

源 正 路

とありて、文政二年の頃は、既に官府の本たりしなり。さては屋代弘賢が、私本なりしをり校正せしといふにあはず、いづれか是ならん。眞蹟本には、別に奥書もなかりしにや。爲親眞蹟とは、古筆家の鑑定せしものにや。はた、爲親とはいかなる人ぞ。榮華物語抄附録には、二條爲親卿自筆といへり。二條爲親卿は、

公卿補任に、藤爲親、入道大納言爲世卿孫、故左中將爲道朝臣男、母故參議藤原雅有卿女、正應五閏六月十六日叙爵、中略建武二年正月五日叙位、同十三日任侍從、曆應四年六月四日卒。

とあり、また、大納言爲親なりといふ説あり。大納言爲親はいかなる人か、事蹟明ならず。原本を一見せざれば、其いかなるものなるかは、詳にえがたし。

兼好本 第二十五嶺の月の卷一帖のみにて、兼好法師の寫したる本なり。

新見本奥書に、天保八年三月廿二日、以兼好法師眞蹟本一校、其本不題卷名、但曰榮華物語第廿一、考編次不與今本同、卷首有金澤文庫印、

とあり、之を古活字本にくらべ見るに、異同甚多く、爲親本とも、これかれかはりたるところあり。

近衛本 第三様々の悦の卷一帖のみにて、近衛政家公の書かれし本なり。

水戸本奥書に、此一冊、以近衛殿政家の筆蹟校合畢、

此物語者、雖爲世間流布之物、正本希有之事也。于茲本願寺光常有家珍之本、年來懇望、而手自會令書寫校合、終全部之功者也。此一冊、元本近衛殿政家公之筆也、可秘云々。

寛永第十孟夏

雅章

とありて、水戸本は、雅章本によりて校合したるものなり。但し、この原本は、文明十五年勅命によりて、政家公書寫して献上せられしものなり。そは、

後法興院政家記に、文明十五年三月廿九日、自禁裏被仰可書進御双紙榮華之由、自第

一至第三可書進云々。此物語事、態第一三帖不被仰他方云々。自今日則立筆、御双紙事、度々被責伏條、頗令迷惑、於先規者不及覺悟事。四月十八日、禁裏御双紙令書進上。

五月廿七日、自禁裏先日之双紙少々可直進之由被仰下也。

と見えたり。即ち第一月宴より、第三様々の悦までをかきたるものなりしが、第一第二は、はやく散逸せしにや、傳本あるをさかす。

姉小路本 第十八玉の臺の卷一帖のみにて、姉小路基綱卿の寫されし本なり。

新見本奥書に、天保戊戌五月念八日、以一本再校讀、本云、此一冊、以姉小路基綱卿筆蹟、

合校合畢。

とあり。これを古活字本に對校するに、多少かはりたるところあれど、兼好本、爲親本に比すれば少し。

三條西本 三條西實隆公藏本にて、

實隆公記に、永正八年三月七日丁巳、榮華物語、去々年感得本四十卷、今日終一覽功、其後無沙汰、過閑覽自愛、

と見えたるものなり。大澤清臣藏古活字本に、三條西本を以て校合したるものあり。識語によるに、慶應の末より、明治二年までに、谷森氏の校正したる本によりしものと見えたり。但し、

鳥の舞の始に、三條西御本、此卷以下小本也、目錄標題等如活字本、但標紙題云世繼。

同奥書に、明治元年十二月七日、就三條西殿文庫之本校合訖、此第二十一卷以下、至第四十卷全卅七帖者、別本小双紙也、標紙題識云世繼。

とあり。標題世繼とあれば、古きものにて、實隆公記に、去々年感得本とかゝれたるものと同じものによ。

中御門本 第十七音樂の卷一帖のみにて、中御門宣秀卿の寫されし本なり。

解題 諸本

新見本奥書に、右一冊以一本、天保戊戌仲夏念一日校訖。本云、此一冊以中御門宣秀卿之筆蹟、合校合畢。

とあり。これを古活字本に對校するに、これかれ異同あれど、兼好本、爲親本の如く、甚しくかはりたる所あらず。

世尊寺本 第三十八松の下枝の卷一帖のみにて、世尊寺行季の寫したる本なり。

新見本奥書に、右一冊以一本加校讐、皆天保戊戌五月廿日、此日深雨午前地震。本云、此一冊以世尊寺行季卿之筆蹟、合校合畢。

とあり。

水戸本 光嚴院宸翰本を始め、近衛政家公手澤本等を以て校合したるよしにて、安藤爲章の、

榮華物語考にも、彰考館の御本は、諸家の秘本と參考し、猶城所友仙、大串元善など、他の實録を考へて、朱を以て傍書し侍れば、云々、世に類なくぞ侍る。

と記せり。未だ本書を一見せざれば、其さま詳ならねど、新見本以下、諸本の葎頭に、家乗補任などを引けるものあるは、この本に據りたるならん。

新見本 新見正路校本にて、水戸本、爲親本等を以て校正し、頭書に、諸書を參考して、標

記せり。其爲親本をかきいれしは、文政二年十月より天保七年九月に至り、鶴の林まで三十卷を竟へたるよし、奥書に見えたり。

屋代本 寫本にて、様々悦の卷以下の奥書によれば、文化中、門人に命じてうつさせ、文化天保の間に、古活字本、平田本、爲親本、印本等を以て校合せしものなり。今、黒川氏の藏本となれり。

件本 大澤本にかき入れたるものにて、

奥書に、或人以秘藏之校本寫之、其校本所標、季吟本、異本、繪本、活字本、千本、校本、或本、一本云々。但逐一不標者、隨本、其後以一校本寫之、以上用駢墨。

文政十三年九月十六日

伴 信友

と記せり。また、

比古婆衣に載せたる榮花物語考に、おのれが見たる古寫本といへるも、二百年ばかりあなたのならんと思ゆるが、卷の中には、卷の名もなく、これも外題にのみ榮花物語とかきて、卷の名を題せり。ついでをも標せざれば、他と見合すべき本なく、はたやすく卷のついでもえらるまじきなり。

とある古寫本は、これに校合せしものによ。

正木本 正木千幹舊藏本にて、今、萩野博士所藏せり。古活字本に校正せしものにて、奥書なし。むねと九卷の繪入本を以てたゞしたるが如し。中にはイと標したるも、標記なきもあれど、概して本文の校正よりも、頭書の註記に、力をつくしたるもの多し。

本多本 本多忠憲舊藏本にて、文化九年正月より、同十年六月まで、全部四十卷校了せしよしの奥書をのせ、諸書を参考して、頭書に標記せしものなり。今は圖書寮御藏本となりて、更に新見本を以て、爲親本、水戸本、平田本等をかき入れられしなり。

榊原本 榊原芳野舊藏本にて、古活字本に校合せしものよしなり。識語に、以江田氏收藏之古寫本一校畢。但古寫本者、鶴の林の卷に終。

とあり。毎卷目錄を附して、古寫本目錄倣之とし、鶴の林の卷の終には、當物語、皇代として、村上より後三條までの歴代を掲げたり。

小中村本 明曆印本に校合したる上に、丹鶴書院藏本と、紀州古學館本とを以て、校正したるものなり。其奥書に、

安政七年三月二十九日、以源眞澄校本書入了。先是既有一校、不知何人所爲、大概眞澄本同。故今不差別、以下卷倣之。

鶴巢主人

此眞澄ノ校本ハ、丹鶴書院ノ藏本ニテ、小本ヘ朱書モテカキ入レタリ。

明治元年十一月十二日、以古學館御本再校書入了。

小中村清矩

御本此卷ノ奥云、

文化十年七月、以九卷之拔萃校合了。

高田與清

同十二年六月、以屋代弘賢本校了。

與清

文政六年三月、奉師命、以古本校合了。

藤原資重

首書天保三年八月寫之校之。

村上眞澄

天保五年五月一校了。

伴直方

鶴巢云、此御本ハ、伴直方ノ活字本ヲ、サナガラニ寫セルニ、與清以下三名ノ校合並ニ頭書ヲ寫セルモノナリ。今御本ヨリ寫セル頭書ハ、イサ、カ爪印ヲ標シテ、従前ノ書入ト差別ス。

と見えたり。

久米本 久米幹文翁藏本にて、寛永の古寫本なり。

史籍集覽本の緒言に、久米幹文所藏する寛永の識語ある一寫本、是また筆者さだかならねど、大字にもものして、手ぶり撲質にして、愛すべき縦本なり。とあり。

小杉本 小杉博士藏本なり。舊阿波藩所藏にて、古抄本なり。跋文なし。

史籍集覽本の緒言に、もとは阿波文庫の所藏なり。筆者さだかならねど、その古香掘るべき一書家の筆にして、いはゆる胡蝶とちの冊子なり。四十帖あり。と見えたり。

大澤本 大澤清臣藏本にて、古活字本に、三條西本、兼好本、信友本を校合したるものなり。

繪卷 此書の繪卷にて、今世に傳はれるものには、駒競の卷上下二卷あり。即、御手洗行幸の卷と稱して、太皇太后宮行啓圖をのせ、京極行幸の卷と稱して、東宮行啓、及び船樂の圖をのせ、外に競馬の圖をのせたるものなり。此うち競馬繪卷のみは、はやく別卷として傳へしものと見えて、

實隆公記に、延徳二年閏八月十七日丁卯、入夜參内、長谷寺縁起、高陽院行幸競馬繪等詞、於常御所廂讀申。

とあり。此繪卷の畫者は、世に光時といひ傳れど、原本已に散逸して、今世に傳へしところは模本のみ。尙、此繪卷については、狩野養信の榮華物語駒競行幸卷考一卷あり。また、榮華物語繪卷と稱するもの一卷ありて、中宮御産の圖をのせたり。されど、其詞書によ

れば、紫式部日記にして、此書、初花の卷には、式部日記を其まゝとりたるどころあれば、あやまりて、此書の畫卷と云たるなり。尙、國華四十三、四十七にも其考説あり。

古活字本 二十卷あり。刊行年月詳ならざれども、蓋し、板本中最も古きものなり。此本、世に傳ふるもの少なし。

印本 二十卷にして、小本なり。別に目錄次第、及び、系圖一卷をそへたり。

奥付に本、云斯榮華物語、赤染衛門述作なり。尤至寶なる物なるべし。この頃、數本をもて比較するに、展轉模寫のあやまりに、損落の文字、前後の錯簡、是非をわきまへがたき處、今、本書に考合清書せしめ畢。

明曆第二丙季暮秋吉旦落陽今出川林和泉椽板行。

九卷本 本編八卷にして、外に榮華物語目錄並、系圖一卷をそふ。京師三條通の書肆出雲寺の印行せしものにて、

卷尾に、いにしへよりつたふる物語の中に、伊勢源氏を、世人ことさらにもてあそびぬ。榮華物語は、君臣のよしあしを正しくするれば、代々の鑑、國の寶とも猶いふべきにや。されど、事ひろきにより、臆持しがたきゆゑ、卷毎にをかきよし、また世のた

めしにもとおもふ所々かきあつめて、座右にま侍りぬ。心をとりにて詞を改るにあらず。疑、御賀などは、巻ながら載するものならずし。

とありて、抄略本なり。花山たつぬる中納言、玉の村菊などには、略せし箇條をかきしものあれど、其よしことわらぬもあり。略したるは、行を別にまたるもあり。其目録左の如し。

- 卷一 月宴より見る
- 卷二 浦々の別
- 卷三 羅く藤壺より
- 卷四 日隆のかづらよ
- 卷五 疑に至り玉の
- 卷六 御裳行幸より駒くら
- 卷七 若林に至り鶴
- 卷八 殿上花見より

此書、いつの頃いかなる人の抄略せしものにか、逍遙院實隆公のものせられしよしひ傳へたれど、たしかならず。抄略なれど、本文あやまり少く、よるべきところ多し。且つ、所々に挿入せし繪は古畫にして、繪卷などによりたるものなるべし。

史藉集覽本

明治十六年、近藤瓶城の集めし史藉集覽に入れて、刊行したるものなり。本編十五卷、附録に系圖一卷あり。始に小中村博士の序文をあげ、次についていふ事どもとて、小杉博士の緒言四ヶ條を掲げたり。其一つには、信友のものせし考説の要旨

を摘録して、開題にかへ、三つには、博士が池邊真様と、この書の注釋をかき試みし事及び、集覽に、博士の校本を入れしゆゑよしをも記し、四つには、官職、人名等、副注せし事を記せり。また、二つには、校本のさまを記して、

活字本を土代として、榎郵所藏の古寫本と、久米幹文所藏する寛永の誦語ある一寫本と、抄出九冊本とを校へ合せて、あながち他本には及ばず。さるは、今現存する所の諸本、かれこれを通校するに、すべて榎郵が所藏の一古寫本に歸するに似たればなり。云々。さて、其榎郵藏本と、久米氏の寛永本とは、もとは一種の物なるべけれど、なほ、互にいさゝかの差異ありて、寛永本によきところもかつあり云々。

名倉校本 明治廿四年三月、名倉熙三郎の校正して、刊行しるものにて、二冊なり。始に系圖を附せり。

文學全書本 明治廿四年三月、文學全書第十四編に収めて、刊行せしものなり。

國史大系本 明治三十五年十月、國史大系十五編に収めて、刊行せり。此詳解本によりて、屋代、榎原、小中村、大澤、及び、史藉集覽等の諸本を校合せしにて、嶺の月の始の程より、屋代本、榎原本の校正をもらせり。

第六 註釋及び參考書

此書は、堀河帝の御代の頃、已に世にきこえて、讃岐典侍日記に見えたり。殊に、月宴の卷に、萬葉集編纂の年代及び撰者を載せたるを以て、袋草紙以下の諸書に引證せられ、爾來、源氏物語の註釋などに引かるゝもの多く、金澤文庫には、此書の目錄を記しゝものありしなり。かゝれど、古くは此書を註釋せるものあるをきかず。唯、後花園帝の頃裏書せるもの、抄録して注記せるもの二三あるのみ。此書について考説せるものには、契沖阿闍梨が百人一首改觀抄の中に記せるものあれど、一部の書としては、野村尙房の事蹟考勘を嚆矢とすべく、年表もまた、同書にのせたる年立を始とすべし。其系圖は、はやく刊本に附したるものあり。註釋は、入江昌喜のものせし採葉を始とすべく、や、以下數種あれども、世に傳ふるもの少し。今、註釋、考説、目錄、年表、系圖等、三十九部の要目を録する事左の如し。

榮華物語抄

一卷

著者 未詳

本文の一節をあげて、簡畧なる説明を附したるものなり。中に系圖をも掲げて、第一卷月宴より、第十卷日蔭の鬘まであり。表紙には、榮華物語抄とあれど、本書の始には、唯、榮華物語とあるのみなれば、抄の字は、後に加へしものなるべし。此書の始に、寛正三年二月

廿一、細典道賢本借用とありて、卷末にも、寛正壬午二月日四十五歳とあれば、後花園帝の御代以前のものなり。細典道賢は、右馬頭細川持賢にて、滿元の子なり。尊卑分脈に、法名道賢、嘉吉三六五任右馬頭云々、新續古作者とあり。

榮華物語裏書

一卷

著者 未詳

本文の一節をぬきいでて、簡單なる説明を付したるものなり。もとは、裏書なりしを、抄録せしをり、それに關する本文をも、抜書せしものなるべし。卷一月宴より、日蔭の鬘の卷までにて、

卷首に、飛鳥より借申一卷、月宴、長祿、

とあり。飛鳥とは、いかなるものにか詳ならねど、後花園帝頃のものなる事えらるべし。以上の二書、井上博士藏本なり。

榮華物語裏書

著者 未詳

こも、此書の紙背に、本文の参考となるべき事どもかきしものと見えたり。本多本見は、てぬ夢の卷の頭書にのせ、大澤本浦々の別の卷、及び、楚王の夢の卷にのせたり。これ等は、もと一つ裏書なりしか。或は別人のものせる裏書なりしか。詳ならず。

榮華物語勸物

著者 未詳

此書の紀事について考證せしものなるべし。今傳はらねどもとは籠頭などに記せしものか。或は上に擧げたる裏書と同一のものにて、紙背に記せしものや。詳ならず。本多本玉の村菊疑の卷に之を引けるものと、八代集抄、後拾遺雜三に見えたるものあり。

榮華物語王代拔書

一卷

著者 未詳

本書所載の年代における歴史の事蹟をば、王代一覽よりかきぬきたるものにて、奥書に、榮華物語載處之天皇、維山子春齋編集以日本王代一覽拔書之、幾年號、或時代、爲見易誌之畢、元祿三庚午春良日。

榮華物語歌抄書

一卷

著者 未詳

榮華物語に載せたる和歌六百廿四首を抄録して、作者、及び、所載の卷名頁數を記したり。此書黒川氏藏せり。

榮華採葉

二卷

入江昌喜

本文を拔萃せるのみものか。或は本文を抜きいで、註を加へしものか。事實文編に載せたる頼春水翁の、入江翁墓誌銘に、所著有竹取物語補註三卷云々、榮華採葉二卷。

榮華物語標註

塙保己一

とあるのみにて、未だ一見せざれば、其さま詳にまがたし。籠頭に注釋を記せしものなるべし。こは中山信名の、温故堂塙先生傳に、榮華を標註せられたれど、未だ板にのぼせられず。とあるのみにて、塙家著述書目にも載せざれば、世に傳はれりや否や、詳ならず。

榮華物語標註

長野美波留

こも籠頭に註釋せしものと見えたり。縣居雜祿補抄、百人一首抄などの卷尾に載せたる、麻生園大人校定書目の中に掲げしのみにて、世に傳はれるよしをきかず。

榮華物語問答

一卷

著者 未詳

故實に關するもの六十ヶ條をあげて、解説したるものなり。いかなる人の問答にや。其さまは、攤うちの事、いま傳へ侍らず、いかゞ仕候や、云々。則和名抄ノ意錢ノ類ニテ、紙ヲ以テ仕候事と奉存候とある類なり。

榮華物語抄

四十卷

大石千引

天野政徳のかける、大石千引傳に、榮華物語抄四十卷は、草を脱したれど、寫本にて傳はれるよし見え、日中行事略解の奥附にのせたる、野の舎大石千引大人著目にもあげた

れど、未だ見ねば其さまありがたし。

榮華物語階梯

三卷

正木千幹

本文の中より、難語等をぬき出でて、註解を附したるものと見えたり。

高田與清著書目録の末に、榮華物語階梯三卷、正木千幹大人著、榮華物語の詞を源語、梯のさまにかゝれたり。

と記せり、こも未だ見ざれど、千幹校本の標記などにて、其さまはえらるべし。

榮華物語會讀抄

一卷

著者未詳

本文の一節一句、または、一語をぬきいでて、處々に解説を附したるものなり、但し、抜萃えたるまゝにて、解説をあげざるもの多し、表題の下に、以本居家本書寫之畢と見え、中に、二三ヶ所、大平翁の説をあげたり、或は、本居大平翁門人をあつめて會讀せしをり、かきぬきて、説をそへたるものならんか。

榮華物語解詁

八卷

山崎美成

海録に載せたる好問堂著述目録に、榮華物語解詁八卷とあれど、こも未だ管見に入らねば、詳ならず。

榮華物語抄

九卷

岡本保孝

、本文の中より、字句、或は文章の一節、或は熟語、人名以下、物名等を抜きいでて註したるものなり、未だ稿本のまゝにて、完成に至らず。

卷一 月宴卷より見はてぬ夢卷に至る

卷二 浦々別卷より初花卷に至る

卷三 石蔭卷より玉村菊卷に至る

卷四 木綿四手卷より本の雫卷に至る

卷五 音楽卷より御賀卷に至る

卷六 後悔大將卷より楚王夢卷に至る

卷七 衣珠卷より鶴林卷に至る

卷八 殿上花見卷より蜘蛛のふるまひ卷に至る

卷九 根合卷より紫野卷に至る

月宴卷の末に、朱書にて、文久二年陽月、與細君八百子、次男、友二郎、會讀榮華物語之時、再檢訂正了、况齋とあり、その自筆本、今、黒川氏藏せり。

副註榮華物語

小杉 楳 邨

人名、地名、及び、年號、官名等を、本文の傍に記し、また、事物についても、所々に略註を加へ

たるものなり。明治二十二年の刊本にて、月の宴巻より玉の村菊巻まで四巻あり。
訂正榮華物語略註 池邊真棟

始に、榮華物語、月宴巻、自發端宇多天皇、至圓融院天祿二年記中目記として、目錄をば漢文に記し、下に頁數をあげたり。註釋は、本文の左傍に、口語にて記し、所々に拾芥抄、日本紀略の類を傍註したる所あり。鼈頭には、本文の一節、または、字句などをあげて、解釋を附せり。明治二十四年に刊行せしもの、月宴の巻一冊のみにて、卷の首に、小杉楳郎氏の序文あり。其他は、いかゞなりしにか、稿本も初花巻までにて、それより以下はなかりきとぞ。

標註榮華物語抄

六卷

小中村義直
關根正直

本文の中より拔萃して、九卷本にのせたる繪を挿入したるものなり。註釋は鼈頭に記し、また、人名を本文の傍に記したり。明治廿四年の刊本にて、西村茂樹、高崎正風兩氏の序文あり。

榮華物語註

四十卷

赤堀氏の日本文學者年表にのせて、佐野久成カといへり。未だ一見せざれば、いかなるものとも知り難し。

榮華物語評釋

一卷

池谷一孝

始に惣説として、本書の解題を記し、次に、藤原氏、高階氏の系圖を掲げたり。註釋は、浦々別の卷、初花の卷のみにて、各卷の首に緒言を付して、卷の中に載せたる記事の梗概評論をなし、解釋は簡短にして、本文の間に挿入し、一段毎に評を掲げたり。

榮華物語事蹟考勸

野村尙房

榮華物語の解題、年表、系圖等を記し、書なり。或は二卷とし、或は三卷として定まらず。記載せる部目、及び、其大要は左の如し。

作者赤染衛門の系圖

和歌作者部類、袋草紙に見えたる衛門の略傳を載せたり。

物語時代事

本書のなりし年代を考證して、後一條帝萬壽中、書き始めて、堀河帝寛治まで、年々に記したるものなるよしを述べたり。

物語四十卷時代帝王

村上帝より堀河帝まで、十二代を列擧して、各其下に卷名を掲げ、何帝の時代は、何の卷に見えたるよしを示したり。

物語四十卷時代年號

天曆より寛治までの年號を列記し、末に、右自天曆元年至寛治四年、而年記百四十四年と記せり。

榮華物語題號之事

御堂關白の御榮華をかけるについて申す事勿論と記して、杏花、疑根合の巻より、其出所四ヶ條を列記せり。

諸卷名並卷之次第

第一月の宴の巻より、第四十紫野巻に至る巻名の出所をば、一々、本書よりぬき出でて、これを示し、巻毎に載せたる歌數をば、各巻の名の次に載せたり。

物語卷々入歌の事

四十巻の中に載せたる和歌の總數を擧げたり。

物語詞の事

用語は、源氏、狭衣等にひとしけれど、此書は記録體にかけるものなれば、歌詞は稀なるよしいへり。

榮華物語諸卷年表

まづ、卷名を擧げて、下に卷中所載の年月日を記し、天皇及び年代を記し、次に、卷中に見えたる事蹟の要を採りて、順次列記し、所々に考案を記せり。こは卷一なる物語卷々入歌の事の次より、卷三まで記せり。まづ、卷一は、第一月の宴巻より第十三木綿四手巻に至り、卷二は第十四淺緑巻より第三十四晚待星巻に至り、卷三は第三十五蜘蛛のふるまひの巻より、第四十紫野巻に至る。

帝王源氏系圖

帝王と源氏との系圖とをうちこめたるもの。

藤氏系圖

冬嗣以下の系を掲げたるものにて、末に、大江氏、高階氏等の系圖を掲げたり。但し、明暦刊本に載せたる系圖と大差なく、中には、かへりて誤りたるもあり。また、元方、庶明、及び、倫寧の系をば増補したれど、倫寧は本書に見えざる人なり。

此書の中、最も都合よきは年表にて、誤謬もまた少からねど、榮華物語をよまんには、考すべきものなれば、伴信友も、この年表をとりて、毎巻の首に添へ、なほ之を評して、

此目錄は、備前家士一枝軒野村尙房の著せる榮華物語事蹟考勘二巻の中に載せたるところなり。惣て記しざま拙さが上に、考證漏なる事多し。目錄のたてかたも精

粗ありて、例定まらずと雖も、暫く目安の助とはなるべければ、卷首毎に寫しそへつ。
但し、いさゝかつづめて記せる所あり。
と記せり。

榮華物語考

一卷

安藤爲章

榮華物語を赤染衛門の作といへる傳説について、まづ赤染衛門の年齢、宮仕所を考證し、次に本文を引證して、赤染衛門の作ならぬよしを辨じ、堀河院以後の人のかきたるものなるよしを考へたるものなり。末に正徳三年癸巳正月廿八日、武州小石川水戸藩邸彰考館にしてあるしをばりぬ、年山人爲章とあり。

世繼物語考

一卷

伊勢貞丈

世繼物語は、榮華物語と同じきものなる事、作者を赤染衛門とせるは誤にて、藤原爲業なる事を辨じ、板本の事をも記したるものにて、末に安永六年丁酉七月八日伊勢平藏貞丈書とあり。

榮華物語愚見

一卷

林諸鳥

始に月の宴より紫野卷に至る卷々にのせたる年月を擧げ、次に本書の中より、詞句を書きぬき、下に所載の頁數を記して、終に寛政六年甲寅初秋讀畢とあり。

榮華物語考難註

一卷

大石千引

首に、安藤爲章榮華物語考と題して、下に、難註と記せり。即ち、榮華物語考を辨難したるものにて、一字下げに、千引按るに、として、一々其可否を辨じ、卷末に、文化七年午三月廿ノ根ノ長キ春日ノ徒然ナルマ、ニ、新武藏國葛飾ノ里野乃舍ニ於テ筆ヲ下ス、大石源千引とあり。

榮華物語總論

一卷

橘守部

橘守部著述目錄に見えたれど、今世に傳はれりや否や、詳ならず。蓋し榮華の著者などについて論述せしものなるべし。

榮華物語抄附録

一卷

岡本保孝

本書所載の編目は、
傳本之事

板本寫本についての事を記せり。

榮華世繼とも稱する事、

別に考説なし。

榮華の字面事

榮華といへる出所を挙げたり。

撰者女ならむかの事

歌の巻、布引の瀧の巻を引きて、これを辨せり。

或人手校本にくさくの事

玉の村菊の巻に載せたる大江舉周の事、及び、袖中抄、續世繼、大鏡、十訓抄、本朝書籍目録等を引證して、考案を記し、また、此物語作者四人なるよしの説をあげて、例證を記したる左傍に、夫々考案を記せり。

赤染衛門のかけるといふは謬傳なる事

紫女七論を引ききて、其由を辨せり。

一人の手に出でざるあかしども

日蔭の蔓の巻以下を列記して考案を記し、其由を辨じたり。

各帝の女御皇后の事

各帝の后妃を列記し、各系圖を引ききて、下に所生の皇子皇女をつらねたり。

地名の事

后妃の下に、各すませ給へる殿舎、及び、土御門殿等の宮殿、又は、名所、寺院、山陵等を記

して、下に、所載の巻名を記し、外に、石清水住吉參詣、天王寺詣、高野詣等の地名を記し、下に所載の巻名を挙げたり。

赤染姓氏

日本紀、續日本紀等に、赤染氏の事を記せるもの四條を列記せり。

大江姓氏

千載集、及び、季吟抄、今昔物語等を引き、檜山氏編纂の系圖について疑を記せり。

女房の名ども

天皇、女院、宮々の女房どもを、それごとく列記して、下に巻名を記し、女房人數として、道長女、彰子、妍子、威子の入内、具平親王の御女達の、頼通、及び、敦康親王に嫁せし時、道長の女、寛子、小一條院に参りし時、齊信の女の長家に嫁せし時の女房員數をあげたり。

新撰系圖

こはたど、

元來の系圖、又、考勘の系圖、檜山の系圖、いづれも十分ならず、今あらたに編輯して、新撰系圖といふ、但、いとまなくて筆をたてず、と記せるのみにて、未だ着手せざりしものと見えたり。

系圖辨誤

爲平親王御女三人道隆四子、村上天皇の女一二三の宮、花山院の皇子皇女、隆家の二女、橋俊濟の子女、行成の四男三女、教通の三女、公任の子女、賴宗の二女、有明親王の系圖、雅信の系圖等、從來の系圖、及び檜山氏の系圖に誤謬あるを訂正したり。以上三書、黒川氏藏本なり。

榮華物語目録

一卷

著者未詳

第二より第四十まで、卷毎に、天皇の御名、及び其年代を記したるものなり。第一月の宴、村上天皇天慶第九年を始として、第四十堀川院寛治元二三四五六年を終として、末に、已上四十帖とあり。但し、第三十鶴の林までは、卷名をあげたれど、以下は卷名を載せず。卷の首尾に金澤文庫の印ありて、後京極良經公のかゝれしものなりといひ傳へたり。なほ、屋代弘賢の

識語に、右一卷、文化二年十月摸寫、以納不忍文庫、原本者掛川侯秘藏也、以雲紙書之、了任鑒定日、後京極殿下眞蹟矣、弘賢謂、疑學殿下者之書乎、筆力及字樣有所不類也、源弘賢識。

とあり、岡本保孝の榮華物語抄附録に載せたる前田夏蔭の説には、今、此書、太田備後守

殿靜勝文庫に傳へ給へりと見えたり。

榮華物語目録

一卷

著者未詳

始に、上自寛平、下至寛治二百年事、赤染衛門記之とありて、次に榮華物語題號の事を記し、次に、第一月宴卷より、第四十紫野まで、卷毎に、其題名の出所を記せり。此書は、九卷本、及び國史大系本榮華物語の末に載せたり。

榮華物語目録

一卷

著者未詳

月の宴より紫野に至る卷々のうちより、重要な記事を抄録して、目安年立と名たるものなり。此書、不忍文庫の舊藏にて、處々に、屋代弘賢の加筆あり。

榮華物語年立

二卷

土肥經平

根合の卷に、榮華の上の卷云々とあるによりて、月宴より鶴の林まで三十卷を上巻とし、殿上花見より紫野まで十卷を下巻として、二卷に別ち、兼良公の源氏物語年立にならひて、編纂せしものなり。

そは、本書の跋に、

抑、榮華物語は、赤染衛門が筆作にして、帝の御代、年の名も、正しく記せしは、眞名ならねど、世々の國文につゞきたる心なるべし。されど、かな物語のさまなれば、一つらに

書きつゞけて、移り行く年月、とみに見出すにまぎらしきまゝ、一條の禪問の源氏物語に年立を書き置き給ひしにならひて、此二帖に書き付けはべりぬかの文は、作り物語なれば、年の名もなきまゝ、光君、薰大將の御としをもとにたてゝ、まゝし給ふなれば、かくは名付給ひしならん。これは夫には事かはりぬれど、其例にあたがひしまゝ、外に名をもとめず、榮華物語の年立とかきつけ置きしは、桃華のふかき色香をえ、たふこゝろなりとぞ。

延享のはじめの年の冬

平 經平誌

と見えたり。まづ、上下巻とも、始に天皇、及び、年號を擧げ、紀事の關けたる年代の下には、關と記し、次に、月、宴以下の年立をあげたり。其さま、巻の中に見えたる紀事の要を探りて列記し、年月の詳なるものは、これを肩書に記せり。但し、野村氏の事蹟考勘に載せたる年表に比すれば、互に詳略あれど、本書は、なほとゞのはぬ所多し。

榮華物語年表

檜山成徳

また、榮華物語年立ともいへり。卷數詳ならず。本書に載せたる紀事の要をとりてかけるものにて、其さまは、

校正榮華物語系圖に載せたる坂昌成の序文に、またあらたに年表を立て、見るに心

えやすからしめ、本文の年月の差異には、古書をもてその證を辨引し云々。

同書奥附に、榮華物語年立、そのかみ、宇多の帝の御時より、堀河院寛治の頃まで、凡二百年の間、年々の事蹟をつらね、まゝして、一部のおもむきをたやすくさとし得る簡要を擧げし書なり。

とあるにて、まゝらるれど、今の世に傳はれりや否や、明ならず。

榮華物語系圖

一卷

著者未詳

始に、自帝王至源氏として、宇多天皇より記し、帝王、及び、源氏の系圖を掲げ、次に、榮華物語藤氏系圖として、冬嗣より記して、基經一流の系圖をあげ、次に、賴通室祇子の系、枇杷大納言延光の系、日野有國の系、良頼の系、高階成忠の系、大江匡衡の系を擧げたり。祇子は既に敦平親王の系に擧げたるもの、枇杷大納言延光は源氏の系に入るべきもの、良頼は中納言隆家の子にて、師輔の系に入るべきものなれば重複せり。其他、誤脱あれど、また、よるべきものも尠からず。こは明曆二年の刊本に載せたるものにて、史籍集覽本に收めたるは、阿波文庫舊藏寫本によりたるものなるよしなれど、此系圖と同一のものにて、大差なし。

榮華物語系圖

一卷

著者未詳

こも、始に、自帝王至源氏として、宇多天皇より起して、帝王及び村上天皇の皇子代明親王、致平親王、爲平親王、具平親王の系を擧げ、更に、宇多天皇の皇子敦實親王系、及び醍醐皇子高明親王、三條皇子小一條院の系を別々に掲げたり。次に、藤原氏、冬嗣より起して、基經の系を記し、時平の系、及び、忠平の子實頼の系を掲げ、忠平の二男師輔、同五男師尹、師輔の三男兼家の系をば、別々に載せたり。また、在衡、延光、元方、兼澄、爲政、有國、成忠、匡衡、赤染衛門等をもあげ、各卷の名を引證して、其略歴を記したれば、其便少からず。且つ、刊本に載せたるものに比すれば、誤脱もまた少し。こは、九卷本、及び、國史大系本、榮華物語の卷尾に載せたるものなり。いかなる人の編纂せしものにか。

校正榮華物語系圖

一卷

檜山成徳

表紙には、重修榮華物語系圖とし、成島氏序文には、校正榮華物語系圖とありて、書名二様なり。帝王の系圖は、宇多天皇より起したる事、上に同じく、其中に併載したる源氏は、宇多皇子齊世親王、醍醐皇子代明親王、有明親王、村上皇子致平親王、爲平親王、三條皇子小一條院、敦平親王の系にて、外に、宇多皇子敦實親王、醍醐皇子西宮高明、村上皇子具平親王の系、及び、清和帝の裔滿仲の系、陽成帝の裔兼房の系、光孝帝の裔公忠の系をば、別々に掲げたり。藤原氏は、まづ、基經一流を掲げ、其中なる小野宮實頼、一條伊尹、堀河兼通、

町尻道隆、小一條師尹の系をば、別々に載せたり。また、日野有國、及び、長良裔元名、冬嗣子良門、粟田在衡、菅根子元方、有貞子經邦、橘諸兄子茂枝、大江音人、高階良臣、安倍晴明、賀茂保憲の系をも記せり。他の系圖に比すれば、誤脱少く、まづはよくととのひたり。なほ、凡例に、

此物語ノ系圖、古寫本ニ有トイヘドモ、至テ龜クシテ、且當ル所ノ人ニ差ヘルアリ。只小冊ノ刊本ニ附タル系圖、普ク世ニ行ハレ、是ニテ其大概ヲ辨ヘ來ルコト舊シ、然ルニ、今再ビ校合セシニ、其系ニ出デザル人アリ。又出ルト雖モ、當ル所違モシタマクアリ。因テ改正シテ、漏レタルヲ加ヘ、差ヘルヲ正スト雖ドモ、元來、古來ノ善本世ニ傳ハラザレバ、錯亂遺脱アルベク見エ侍レドモ、所在ノ文段ニ從ヒテ、略系ヲ圖ス。サレバ簡要ヲ旨トシテ省略多シ。故ニ、其系連枝タリトモ、此書ニ出デザルハ載セズ。諸家、各ソノ始祖ハ略シテ書ズ。系統モ亦、此書ニ出ザルハ、名字ノ傍ニ「」斯ノ如ク點ヲ加ヘテ分ツ。

此系圖ノ中、世ニ聞エアルハ、一流ニテ纔ニ二人ト雖ドモ、系圖ニ出ス。延幹兼行父子ノ如シ。とあるにて、其さまを知るべし。此書は、天保三年の刊本にて、成島讓、及び、坂昌成の序文あり。

榮華物語人名考

檜山成徳

本書に見えたる人名について記載せるものなるべし。卷數詳ならず。なほ其さまは、校正榮華物語系圖の凡例に、

此系圖ノ中、世ニ聞エアルハ一流ニテ、纔カニ二人ト云ヘドモ系圖ニ出ス。一人ナルハ今度撰ム所ノ此物語ノ人名考ト云ヘル書ニ委ク出ス。

又、同書に載せたる坂昌成の序文に、

人名のまゝりつけに、卷々のうつりとなとへのかはれる事までをこまやかに注して、よく童蒙を諭せり。

同書奥附に、

榮華物語人名考　もとより、此物語は、官職殿舎を以て、その人に名づけ、實名をえるしゝは稀なり。この故に、同じ名號ありて紛らはしく、傍注なき本は、わきまへがたき所多し。故に、此撰ありて、卷の順に人名をえるし、いさゝか小傳を附して、其下に卷々に出でたる名稱をくはしく載せて、誰といふ事のまればやすく、且、考をも添へられしゆゑ、殊更、本書をよむにたよりある書なり。

とあるにて、其大むねは知らるべけれど、今は傳はれりや否や、詳ならず。

榮華物語類字

八卷

高田與清

本書の語句を、いろはに分類したるものなり。卷名は略稱を用ひて、本の平巻をば平とし、玉の村菊巻をば村として下に頁數を掲げたり。頁數によれば、明曆小板本によりたるが如し。一卷は、いよりとに至り、卷二は、ちよりかに至り、卷三は、よよりなに至り、卷四は、らよりくに至り、卷五は、やよりてに至り、卷六は、あよりきに至り、卷七は、ゆよりまに至り、卷八は、るよりすに至る。

榮華物語三鏡今鏡類標

一卷

著者未詳

榮華物語、大鏡、水鏡、今鏡、増鏡の五書をあはせたる類標なり。五十韻の順序にて、排列したるものなり。人名等はなく、頁數は、明曆刊本によれり。上の類語、類標に比すれば、語數甚少し。

榮華物語類標

二

著者未詳

神祇、地名、公事、歳時、行幸、職官、慶賀、人倫、人名、支體、容色、病疾、生産、伎藝、飲食、家宅、衣服、器財、書名、屏風、几帳、車舟、草木、生類、雜事、災異、喪葬の二十六部門に別ち、本書を分類して、上巻に載せ、別に此外の事物及び、字句をば、言語として、五十韻順に類別し、これを下巻に載せたり。こも頁數は、明曆刊本によりたるものなり。如何なる人の編せしにか、墨坂堀氏の藏

閑田次筆(伴蒿蹊).....	四七
示蒙抄補(奈佐勝學).....	四八
亮々草紙(木下幸文).....	四八
半日閑話(大田翠).....	五六
群書一覽(尾崎雅喜).....	五六
屋代本榮華物語(屋代弘賢).....	五六
榮華物語考頭書(同).....	五七
比古婆衣(伴信友).....	五七
聲文私言(吉田令世).....	六九
童放辨證僞(前田夏隆).....	七〇
榮華物語抄附録(岡本保孝).....	七〇
榮華物語駒競行幸考(狩野養信).....	八〇
増補考古畫譜(黒川春村、古川野行、黒川眞頼).....	九九

榮華物語解題附録

諸家考説

日本書籍考

林道春

榮華物語 赤染右衛門が作也、宇多天皇より後朱雀院の頃まで、帝王中宮攝家の事を載せたり、御堂關白道長の威勢榮花の事を委く記せり、四十帖あり。

百人一首改観抄追考

契沖阿闍梨

榮華物語第三十鶴の林の巻の終に云、つきくのありさまども、またくあるべし、見き、給ふらん人も、かきつけ給へかしと、此詞、跋に似て、萬壽五年二月までを記して、赤染衛門は、この巻にて年をたちけるなるべし、第卅一殿上花見の巻は、萬壽五年と、長元二年と、三年との記をもらして、長元三年よりかき始めしと見ゆ、赤染、此巻に至りても、ついでにかよば、年記さだかなるべきなり、さるを、此巻より出羽の辨歌初めて出でたれば、もしくは、以下十巻は、出羽辨のつづけかけるにや、されど、赤染衛門は、なほも長久の頃までながらへありしと見ゆる事あり、後拾遺集賀に、匡房朝臣うまれてはべりけ

るにうぶぎぬ縫はせてつかはすとてよめる、赤染衛門、

雲の上へのぼらんまでも見てしがな鶴の毛ごろも年ふとならば
同じ七夜によりて侍りける、

千代をいのる心の中のすゞしさはたえせぬ家の風にぞありける、

榮華物語事蹟考勘

野村 尙房

物語時代之事述作之頃不分明

一條院、永延即位、寛弘八年六月廿二日崩、

上東門院、一條院后、赤染、紫式部等候、此女院、長保元年十一月一日入内、

紫式部仰を蒙り、源氏物語を書事、寛弘の始の由、源氏諸抄に見えたり、此物語書出たるは、源氏よりい、はるかに後の事なるべし、

殿上の花見の巻云、光源氏かくれ給うて、なごりもかくやとぞ、さすがにおぼえ侍る、めでたながら、哀におぼえさせ給ふ、后の宮、右大臣殿、かゝる大將などばかりものし給ふ程の、おぼえさせ給ふなり云々、

其外、源氏物語の事、所々に見ゆ、源氏より後に書事、勿論の儀也、

愚案、玉の村菊、一條院の皇女一品脩子の御事を申すとて、入道一品の宮とかけり、此

宮は、治安四年御出家あり、然るに、玉の村菊にかく書る事、治安年中より後の述作なればなるべし、

又案、疑卷、寛治二年十月十九日、木幡三味堂供養の處に云々、三味の灯をけさずかゝげつべくは、此火とく出づべしとのたまはせて、うたせ給ひしに、其火一度に出で、此二十餘年、未だ消えず、其日の御願文、式部大輔大江匡衡朝臣つかうまつれり云々、まかれれば、寛弘二年より後、廿餘年をへてかけるか、其證此二十餘年いまだきえず、云々、寛弘二年より萬壽元年まで二十年なり、萬壽年中にかけるか、

或説、寛仁三年之頃作此物語云々、此説、髣髴歟、萬壽年中書始て、堀河院、寛治まで、年々にえるし侍る物なるべし、萬壽より寛治まで六十餘年也、老年に及ぶまで、書きしるす物か、俟後君子、

榮華物語考

安藤 爲章

同 難註

大石 千引

増鏡の序にいはいく、また、世繼とか、四十帖の草子にて、延喜より堀川の先帝までは、すこしこまやかなる、上下、爲章按するに、これいはゆる榮華物語の事なるを、世繼と稱し給へり、此外、古き物に、世繼に云とあるを考ふるに、此草子の文なり、

○千引按ズルニ、世繼ト云ハ、榮華ノミヲ云フニアラズ。大鏡ヲモ云ヘリ。古書ニ、世繼ト云ヲ考フルニ、此二ノ書ナリ。先一二ヲ云フベシ。愚管抄ニ、貞信公ノ御子ニテ、小野宮九條殿トテオハスメリ。此事ドモハ、世繼ノ鏡ノ卷ニ細々ト書キタレバトアリ。是ハ、大鏡ノ事ナリ。榮花ニアラズ。榮華ニ、小野宮殿、九條殿ノコトアレド、大鏡ニ猶委シ。又伊勢貞丈主人云、鏡ノ卷トハ、榮華ノ月宴卷ナリ、月宴ノ卷ニハ、天子、皇子、皇女、御兄弟、攝政、關白ノ家ノ筋目ノ事ヲ多ク書キツラネテ、此卷ハ、一部ノ鏡トスル意ニテ、鏡ノ卷トモ名ヅケシニヤト云ヘリ。是ハイタク強言ナリ。然ル鏡何レノ書ニモ不見。鏡ノ卷ト云ハ、大鏡ノ卷ノコトナルベシ。疑フラクハ、世繼ノ大鏡ノ卷トアリシガ、大ノ字脱セシカ、但シ、元ヨリワザト省キテ書ルニモアルベシ。拾芥抄ニ、世繼物語云、萬葉集、高野御時、諸兄大臣奉之云々、是ハ榮華ノコト也。大鏡ニ、世繼ノ名トアルハ、無論コノ榮華ナリ。徒然草ニ、染殿ノ大臣、子孫オハセヌゾヨク侍ル、末ノスグレ玉ヘルハ、ワロキコト、ゾ、世繼ノ翁ノ物語ニハカケルトアルハ、大鏡ノコト也。十訓抄ニ、村上帝ノ后安子、女御芳子ヲ妬ミ玉ヒシコト、又隆家中納言、花山法皇ヲ射奉リシコトニヨリテ、流罪セラレ玉ヒシコトヲ、委ク世繼ニ見ユトアリ。是大鏡に、安子后、芳子女御ヲ妬ミ玉ヒシコトアリ。花山院ヲ隆家卿射奉リシ

事ハ、大鏡ニオロ、有リテ、榮華ニ委シ。然レバ、此榮華ト大鏡トヲ、世繼ト云ヒシコトイチジルシ。又六百番歌合ノ詞ニ、歌合ノ歌ニハ、物語ノ歌ヲバ、本歌ニモ出シ、證歌ニモ用フマジキト申シケレド、源氏、世繼、伊勢、大和トテ、歌讀ノ見ルベキ文ト承ルトアリ。此歌合ニ云ヘル世繼ハ、榮華ノコトナルベシ

榮華といふ題號は、いつの頃より、誰人の名づけられたりといふをいまだ考へず。さて作者を赤染衛門と云ひ傳へて、誰も疑はず。或本に、目錄系圖一卷をそへて、其端に、赤染衛門記也とあり。今委く全書をよみ、かつ赤染家集紫式部日記などに考へ合するに、決して赤染が撰にあらず。

○爰ニ、榮華ト云題號ハ、何レノ頃ヨリ、誰人ノ名ヅケラレタルト云フコトヲ未ダ考ヘズトアルハ、甚僻事ナリ。此物語第三十六帖根合ノ卷ニ、榮華ノ上ノ卷ニハ、殿ノ御子オハシマサズト申シタルニ、カクサマ、トメデタク、世ノカタメトナラセ玉フベキ一ノ人、ダチ出デオハシマシケルモノヲトアリ。爰ニ榮華ノ題號出デタリ。然レバ、元ヨリ、榮華物語ト云ヒシコト明ラケシ。卷中御堂殿ノ御榮華ヲ書ル物語ナレバナリ。又世繼ト云フモ、帝王ノ御世々々次第ニ委細ナレバ、世繼トモ異名ヲ云ヒシナラン。此書、元ハ四十帖ニアラズ。三十帖ナリ。後人十帖書キ加ヘテ、四

十卷トハナシタルモノナリ、是ハ下ニ云フベシ。又此物語ノ作者赤染衛門ト云フコト、タシカナル證、古書ニ不見シテ、甚々ウタガハシケレド、古ヘヨリノ云ヒ傳ヘニシテ、是又捨ラレヌ説也。延徳御八講記ノ跋ニ、源氏物語ヲ紫毫ニアラハシ、榮花物語ヲ赤染カ書ケン、其世ニ生レアヒテ、見ソメシ人ノ心、オシハカラレ侍リ云々、イタク後ノモノナレド、豊臣勝俊朝臣ノサカ衣ト云ヘル書ニ、秀吉公ノ御榮華ヲ舉ゲテ、榮華物語ニ、一條院ノ御世ノ事、オノノ中宮女御更衣ナドノ御アリサマヨリ、何クレノ御調度マデ、イミジウアリガタキヤウニ、コトシク書キナシ、御堂殿ノ法成寺ヲ例ナウ云ヒタレド、ソレハコトノ數ニモアラズ、今ノメデタキヲ、衛門ノカウニ見セタラマシカバ、イトハチテ面モ赤染ナラントホ、エマルトアリ。是等古ヨリノ云ヒ傳ヘニシテ、勝俊スシモ、榮華ノ作者ヲ赤染ト心得ラレシナルベシ。竹取、ウツボハ、源順、伊勢ハ、伊勢御、大和ハ、花山院、源氏ハ、紫、枕草子ハ、清少納言ト、作者皆云ヒ傳ヘノミナリ。古ノ物語書ヲ、作者ノ名アラハス事ナシ。ヨシヤ作者赤染ナラズトモ、其頃藤家ニ縁アルモノ、書ル文ナリ。其故ハ、卷中藤家ノ非ヲ隠セリ。彼大鏡ニハ、安子后宮芳子女御ニ、カハラケノ破打チツケ玉フコト、粟田殿花山院ヲスカシオロシ玉フコト、綏子頼定卿ト密通ノコトナド、大鏡ニハアラハニテ、此榮華ニハ省キタリ。是ヲ以テ考フルニ、藤家隨身ノモノ、書ルトハ知ラレタリ。藤原爲業ト云ハイカ。

思ふに、堀川院より後の男子の手に出で、古き實録、または、赤染紫以下、諸才女の日記家集などより抜き集め、女の筆めかして、つくれる物と見ゆ。其證を左にかゝけて、後勘に備ふべし。但し、まづ衛門が上ををらざれば、考索あきらかならず。

○堀河院ヨリ後ノ男子ノ述作ト云フハ、最僻言ナリ。按ズルニ、此物語、元ハ、三十卷ニテ、鶴林卷ニ終ル、殿上ノ花見卷ヨリ、紫野卷十卷ハ、後人ノ作リツギタルモノナリ。其證ヲイハ、月ノ宴卷ノ始ニ、此國ノ帝六十餘代ニナラセ玉フトアリ。是ヲ以テ考フルニ、六十餘代ハ、朱雀院、村上院、冷泉院、圓融院、花山院、一條院、三條院、後一條院、後朱雀院也。此九帝六十一代ヨリ、六十九代ニ至ル、此九帝ノ中、後一條院ヲサシ奉ル也。大鏡四ノ卷ニ、關白次第、又世繼名トアリテ、榮華三十帖ノ鶴林卷マデヲ出ダセリ。此卷ハ、後一條院ノ萬壽年中ノ事ヲ載セタリ。四年ト云フ十二月四日御堂殿薨去ナリ、此薨去ヲ限リニ書ルハ、御堂殿ノ御榮華ヲ書ル物語ナレバナリ。増鏡ニ、世繼四十帖トアルハ、前後合セテノ數ナリ。本朝書籍目錄ニ、世繼四十卷、自宇多天皇至堀河院御宇、載君臣事、藤爲業撰トアルハ、彼増鏡ニ、四十帖トアレバ、前篇後

篇ノ差別モナク、總テ爲業朝臣ノ述作ト心得タルナラン。然レド、後ノ十卷ハ、彼朝臣ノ作ナルベシ。大鏡ニ、關白次第トアルニ、文治ノ頃、關白九條ノ兼實マデヲ出シタルハ、其頃マデモ、榮華ハ三十卷ト見エタリ。金澤文庫ノ榮華目錄ニモ、鶴林マデ出タリ。サレバ、イサ、カ證トスルニ據アリ。然ルヲ、其世ニアリテ見タルヤウニ、堀河院ヨリ後ノ男子ノ作ナリト云フハ、イタクヲコガマシ。

年齢の事

赤染家集に云、中關白殿の藏人の少將と聞えし頃、赤染が妹なりはらからの許におはして、内の御物忌にこもるなり。月の入らぬさきにとて、いで給ひにし後も、月のどかに有しかば、つとめて奉れりしにかはりて、

入ぬとて人のいそぎし月影は出てのちも久しくぞ見し

やすらはでねなまし物をの歌も、此妹にかはりてよめる歌なり。公卿補任道隆公の尻付を考ふるに、天延二正八藏人。十月十一日左少將、貞元二正少將、同三右中將云々、されば、此歌は、圓融院天延二三年、貞元二年の間の歌なり。道隆のものいひ給ふほどの妹有、さる秀歌よむほどの衛門が齡なれば、大概二十歳前後なるべし。家集に、又云、大原少將入道うせ給ひしかば、命長さも心ほそくおぼえて、

いとへどもあまりうきみのながらへて人に後るゝ數も積りぬ

此大原少將入道は、土御門左大臣雅信公の男時叙朝臣道長公の室なり。此人は、花山院寛和二年出家、二十歳後一條院萬壽元年卒去、六十とあり。されば、歌の意味と、年次とを思ふに、萬壽の頃は、赤染すでに六十歳餘、猶七十ばかりの老尼と云られたり。是よりさき、三條院長和元年に、大江匡衡赤染が卒してのち、幾程もなく、赤染も尼になりしこと家集に見えたり。家集又云、成衡がをのこ子むませたりして、うぶ衣ぬふほどに覺えし、
雲の上へのぼらんまでも見てしがな鶴のけ衣としふとならば

是は後朱雀院長久二年に、大江匡房卿の生れたる時の歌也。赤染此頃まで猶存命て、匡房孫の權中納言迄なり昇らるべき識文めきたる歌よみたるは、まことにめでたきためしなるべし。されど、此物語の終、寛治六年まで存生せば、百二三十歳なるべし。さるほけ人の記録せんこと疑の卷の疑しき始なるべし。或は又、赤染はえらび置きたる物語を、後人の續きなせる物かといはんとすれども、初の卷々も、さと見えざる事おほし。

○凡テ此物語ヲ、宇多天皇ヨリ堀河院寛治六年マデト見タルハ、上ニモ云フ如ク大キナル誤ナリ。榮華ハ、三十帖鶴林卷ニテ終レリ。然ルヲ、四十帖ト思フヨリ、疑卷ノウタガハシキコトドモオコレリ。此書、鶴林ニテトテムルト知レバ、作者モ傳ヘ

ノマ、稔ナリ、伊勢貞丈主人ノ云、榮華物語ハ、赤染衛門ガ作リシト云説アリ、是誤ナリ、本朝書籍目録世繼四十卷、自宇多天皇至堀河院御宇、載君臣事、藤爲業撰トアリ、爲業ハ八十三代土御門院之御宇ノ人也、伊賀守ニ任ズ、後ニ出家シテ法名寂念ト號セシナリ、世繼四十卷トアルハ、卽榮華物語四十卷ノコトナリ、榮華物語ハ、五十九代宇多天皇ノ御宇ヨリ、七十二代白河院應徳三年マデノ君臣ノ事ヲ記セリ、應徳三年十一月廿六日、七十三代堀河院受禪アリシカバ、書籍目録ニハ、堀河院ニ至ルト記セル也、此年マデノ事ヲ記セルハ、爲業ノ作ニシテハ相應ナリ、赤染衛門ノ作ニシテハ不相應ナリ、彼衛門ハ、六十六代一條院ノ御宇ノ人ニテ、赤染時用女大江匡衡ガ妻ニテゾ有リシ、榮華物語ニ記セルコトドモ、衛門ガ在世ヨリ後、百年バカリ末ノ代ノ事見エタリ、是ヲ以テ、衛門ガ作リシニアラスコトヲ知ルベシ、衛門ガ作リシト云フコトハ、何ノ書ニモ見エズ、唯云ヒ傳ヘシノミニテ、証據モナキコトナリ云々、此論モ、爲章ト同意ニテ、大キニ非ナリ、彼鶴林卷ノ終リニ、次々ノ有様ドモ、又々有ベシ、見聞キ給フラン人モ、書キツケ玉ヘカシトアリ、是此卷ニトヂメシ證也、是ハ、先ニ云フ如ク、四十帖トアル増鏡ノ序文、書籍目録ナドヨリアヤマレリ、書籍目録ハ、體源抄ニ、永享十一年大外記業忠、依仰注進云々、イト後ノモノナリ、増鏡ハ、中山内府忠親ノ作建久ノ後ナリ。

宮仕の事

紫日記に云、匡衡子時丹波守丹波守の北のかたをば、上東門院宮殿などのわたりには、まさひら衛門とぞいひける、ことにやむごとなきほどならねど、まことにゆるしく、歌よみとて、萬の事につけて、よみちらさねど、聞えたるかぎりは、はかなきをりふしの事も、それこそははづかしき口つきに侍れ、此大、上に和泉式部の歌を論じて、はづかしげの歌よみやとは覺式部は、上東門院に侍りて、宮殿などのわたりには、よそくにいひたれども、赤染は、倫子の御方にさぶらひしと聞えたり、匡衡衛門と、夫の名を異名に呼びたるは、例の女どちらのさがなき心なるべし、赤染系圖に、上東門院侍女と侍るは、こまやかならぬ考にや、但、御母子の間なれば、始は倫子にさぶらひて、されば、赤染は倫子に、侍り、或は匡衡が任後、後、上東門院へ参りし女房もあるべし。國尾張丹波にいざなはれ、匡衡卒後、尼になりて、里住にて有りながら、内、中宮、東宮、齋院、或は一品宮某の女御、何の御方などの内々の事、女房の衣の色あひまでを、此物語に書きたるやうに、いかで見聞せましや、源氏物語には、たとひ御方々の才女たちの、例の日記めきたるもの有とても、當時、互に秘め置き侍るべければ、拜借も、心にまかせがたかるべし、かたぐにつきて按するに、前にも申しつるやうに、堀河院より後の人、古き才

女のまゝし置きたる物を抜き集めたりとみゆるにや。なほひだりに掲ぐる件々を考ふべし。

○諸人ノ日記ヲカリテ寫セシニヤ。其世ニアリテ見聞セシヲ、其儘ニ記スル歟。古ノ才女日記ナドヲ秘置クコトノアラン、今世ノ頑ナル婦人コソ、秘置クコトモアラメ。又衣ノ色アヒナド、見タルマ、モアルベシ。少シハ、筆ノ進ミモアルベキナリ。第一帖孝謙の云、昔高野の女帝の御代、天平勝寶五年には、左大臣橘卿諸兄、諸卿大夫等あつまりて、萬葉集をえらばせ給ふ拾芥抄に引たる定家卿押紙の説は、これ也。

今案するに、萬葉集の事は、此物語の撰者考に、無用の事なれども、古今集の序よりあやまり始て、代々の先達の異論まじくにして、或は文武天皇、或は聖武、孝謙、平城の勅撰など、一決しがたかりしを、吾西山梅里公、かつて釋萬葉集五十卷をえらばせ給ひし時、萬葉二十卷のうちを委く考へ、詳に味ひたまひて、中納言大伴家持卿の私撰と決定まし、て、千古のまどひをはるけさせ給ひぬ。委しくは、釋萬葉集されば、此物語作りしには、たゞ虚を吐きたる説どもなれば、論するにたらずこそ、是は筆の序にいささか記し置き侍り。

按ズルニ、此萬葉集高野天皇ノ御宇ヨリ、桓武天皇ノ御世マデ有リ、前篇後篇一部

トナレリ。此事別ニ考ヘアリ。

第五帖浦々の云、内大臣殿伊周公車より、おりさせ給ひぬ。檢非違使ども、みな馬よりおりてなみ居たり。見奉れば、御年は、ただ今廿二三ばかりにて、御かたちのとりのほりて、ふとりきよげにて、色あひ誠にめでたく、かの光源氏も、かくや有らむと見たてまつる。

今案するに、これは、一條院長徳二年に、伊周公配流の事なり。彼源氏物語は、紫日記を考ふるに、長徳長保の頃などや作りて、寛弘の間に、内中宮にも奉りけんと思ゆるに、はやく赤染が手に入りて、こゝもとに引き用ひんこと、決して有るべからず。紫が卒後に、菅原の孝標が女の書るさらしなの日記に、源氏を懇望せしにはおなじかるべからず。此世繼の撰者は、はるかにのちと覺えて、するのまさしくにも、こまやかに引きたり。

○河海抄ニ、齋院選子内親王ヨリ、上東門院ニ珍ラシキ草子ヤアルト仰ラレケレバ、ウツボ、竹取、ヤウノ古キ物語ハ、目ナレタレバ、アラタニ作りテト、藤式部ニ命ゼラレケレバ、式部石山ニ籠リテ作りケルヲ、權大納言行成ニ清書サセラレテ、齋院へ參ラセラレケルニ、法成寺關白奥書ヲ加ヘラレシトアリ。又寛弘ノ初ニ出來テ、康和ノ末ノ世ニ流布云々、然レバ、寛弘ノ初ヨリ、既ニ堂上ニモテハヤサレシ書ナ

レバ、赤染何カ見ザラン、殊ニ其頃ノ才女同士、常ニ歌ヲモヨミカハシ、文ヲモ書キ
 カハシテ、互ニ樂トスレ、バ、頓テカリ求メテ見ザランコトヤハアル、且、其頃流行レ
 ル源氏、此書ニ引キ用ヒタルハ、殊ニ一興、又往古宇多ノ皇子敦慶親王、仁明皇子是
 忠親王、同右大臣源光ナドヲ、光ル源氏ト申シタルヨシ、古キ書ニ見エタレバ、此君
 タチニタトヘテ、伊周公ノ事ヲ書ケルカモ知ラレズ、物語ノ源氏ノ君モ、彼君タチ
 ニ比シテ作レルナリ、兎マレ角マレ、枕冊子ニモ、同時ノ保胤入道極樂寺ノ願文ヲ
 引キ出サレタリ、是モ、其頃皆人ノ知リタル事ナレバ也。

第八帖初花云、秋のけしきにいりたつまゝに、于時、中宮御座所土御門殿のありさまいはんかたなくをか
 し云々。

今案するに、是より以下、二十二三葉に、後一條院御誕生の程の事をまゐりしたるは、紫
 日記を全くうつしたり、但引用のあしき故に、歌なども、紫と見えざる所あり、又文を
 もやゝ書きかへ、或は註を書き加へたる所も有り、彼日記と引き合せ見るべし。

又按に、日記の末に、當時、内中宮よりはじめ、御方々の女房十二三人の衣裳容體を沙
 汰し、また齋院中將、和泉式部、清少納言などの人がらを論じて、よろしくも書かず、赤
 染は匡衡衛門と異名付きたるよしをさへまゐりし、其末に、紫自分の用意などを書き

たり、是皆紫が、私に筆にまかせ、うちく記して、かりそめにも外見をゆるすまじき
 物なり、假令、紫みまかりたる跡にても、大貳三位、越後辨などいふ才ある娘どものあ
 なれば、母の人にくまれなる日記を、他人に示すべからず、若また、たとひ赤染、其日記
 を寫取たること有とも、同時同輩、たがひに歌才をあらそふべき女のひがめる性に
 て、かくうるはしく、紫日記の文をこゝに引き用ふべしや、よく思ふべし。

又按するに、今の世に傳ふる紫日記は、寛弘五六年の間のみにて、その殘篇とみゆ、
 思ふに、昔は、猶年々の記有りて、此世繼にも採用たるかとおぼしき所々有り。

○爰ニ、紫式部日記ノ如クアルハ、同時ノ人、見聞ノマ、ニ筆ヲハシラスニ、同ジ筋
 ニカ、ザランヤ、又紫日記ヲカリテ、其儘ニモシルスベシ、今ノ世ノ人、コソ、己ヲ慢
 ジテ、人ノ歌ヲモ文ヲモ只、誇リニシレ、古ヘノ高才ノ婦人、歌ニ文ニ、互ニ取リカ
 ハシ、愛タノシムコト、家集物語書ニアマタ見エタリ、今ハ、歌席ナドニ臨ミテモ、人
 ノ歌ヲバ、悉ニ見ル人ナシ、イト風流心少シ、當世ノ薄情ヲ以テ、往昔ノ厚情ヲ論ゼ
 ンコト、雲ト泥トノ違メアリ。

又云、五節は、廿日まゐる、侍從宰相とあるは、内大臣の子實成宰相なるべく、舞姫のさう
 ぞくつかはず。

今案するに、紫日記には、五節は廿日まゐる。侍従宰相に、まひ姫のさうぞくなど遣はすと有るを、此物語の撰者引用の時、筆を加へて、内大臣の子實成宰相なるべしと註したり。赤染たとひ紫日記をうつせりとも、當時此註は書くべからず、これらの所にこゝろを付くべし。第十三帖ゆふの巻の終りにも、是に似たる註あり、それも紫日記か、他の日記を引用の時加筆と見ゆ。なほ全部のうち、あまた所あるべし。今はたゞ、二件をあけて、おどろかし置き申になん。

○實成宰相ナルベシト書ケルハ、註ニアラズ。此書キザマ物語文ノ筆法ナリ。此例、物語ブミニアマタアリ。作者ヲ急度知ラヌヤウニ、ワザトオボメカセテ書クコト、伊勢ニ、昔男アリケリ、源氏ニ、イヅレノ御時ニカアリケンナドモ、此類ナリ。其外爰ニハブキヌ、知リタルコトモ、其處ニヨリ、其ハ何ナルベシナド書ケリ。爲章、物語書ニマダシキ人ナリ。

又云、敦道親王御車のまりに、和泉をのせさせたまへり。中略小一條の中の君ときこゆるは、敦道の室とす帥宮に聞えつけたまへりしかば、敦道の室南院に迎へたまへりしかど、年月にそへて、御心ざしあさうなりもていきて、和泉守道貞妻なりいつみ式部なりが女をおぼしさわぎて云々。

今案するに、赤染集をみるに、道貞とも、和泉式部とも、赤染歌の贈答有りて、よきあは

ひと見え、和泉が妹に、赤染が子の舉周は物いひ、かつ、和泉が父雅致と、赤染が夫匡衡と、同く大江氏なれば、かたがたにつきて、むつまじき和泉が上を、赤染が筆にて、公界へも出だすべし。此物語に、いかで口さがなく、和泉守道貞が女をおぼしさわぎてとは書くべきや。是も他人のまゐるしたる物を、後に引き用ひたるかとおぼし。

○家々ノ歌集ノ詞書ヲ見ルニ、其名ヲアラハシテ書ケルモアリ。又省キテ書カザル集モアリ。家集ニ名出テ、撰集ニ省キタルモ、必一定シガタシ。其人ノ心々ナリ。論ズルニタラズ。又道貞ガ妻ヲオボシサワギテトルアルモ、難アルベカラズ。勅撰ノ集ニサヘ、人ノ妻ヲシテ、獄ニ籠ラレテアル端書モアリ。又密夫ヲ壁ヲ破リテ、逃セシト云詞書モアリ。カバカリノコト、遠慮スベキニアラズ。

第十二帖たまの菊云、今年春宮七にならせ給ふ。長和四年とぞいふ。御文はじめの事あり。學士には、大江匡衡が子の一條院の御時藏人つかうまつりし舉周をぞなさせ給へる云々。

今按するに、匡衡は、赤染が夫にして、舉周は子なり。されば、此書き様も、他人の筆と見ゆ。赤染が書かんには、かうはあるまじくおぼえ侍る。

○カク書カズシテ、何トカクベキヤ。自分ノ子ヲモ他人ノ書ケルヤウニカクガ、物

語ブミノナラヒナリ。

又云、長和五年のあかりのよ、あれたる宿に、月のもりたりければ、ひとびとたれとまらず。

めづらしき豊の明のひかりにはあれたる宿のうちさへぞてる。

今按ずるにこれは、記者未詳の日記、或は某の家の集などをとり用ひて、筆を加へたるか、赤染ならば、同時の歌を誰と知ずとは書くべからざるか、もしまからずば、さのみ秀逸とも見えぬ歌をば載すべからず、勅撰の集よみ人まらずとあるは例すべからず。なほかやうの書きざまおほし。

○此歌ノ讀人モ、其頃ハ知リタラン。ザレド、里人ゴトキノ名ヲ出スベキニモアラネバ、ワザト、誰トモ知ラズト書ケルナルベシ。是モ物語ニ名ヲカ、ズトモ、其頃ノ人ハ、誰ガ歌ト知リタラン。此タグヒアマタアルコトナルヲ、カクトガムルハ、物語ニクハシカラヌ批判ナリ。

第十三帖ゆふ云、其頃、殿倫子のうへ、八幡にまうでさせ給へりければ、三條院中宮妍子中宮より聞えさせ給ふ。

いろ／＼の紅葉に心うつるともみやこの外にながみすなきみ御返しありけんかし、これはおもたるなるべし。

今按ずるに、此歌の左の註も、撰者の筆とみゆるに、これとは、何の記に有りけんかし。

○爰モ物語ノ書ザマナリ。歌ノヨロシカラヌハ、返シアリテモ、出サヌコトナリ。モトヨリ、返シナキニヤ。是ヲ註ト心得ルハイカド。

又云、賀茂の御幸またなかりければ、廿日ばかりにあるべければ、この一條殿の北の御門のまへよりぞわたらせ給ふべかなれば、中妍子御覽するに、いみじうめでたし、上東門院妍子の姉なり宮御輿に奉りて、女房車えならずしてわたらせ給ふ。中妍子又の日、此宮より大宮に聞えさせたまふ。

御ゆきせしかもの川波かへる後拾遺よるとてさに立ちや留ると待ち明かまつゝ大みやの御かへし。

立ち歸りかもの川波よそにても見しや御ゆきのまるしなるらん

今按ずるに、初の歌、この物語にては、中宮妍子の御作と見ゆるに、後拾遺集雜の五にいはく、後一條院御時、賀茂行幸侍りけるに、上東門院御輿にのらせ給ひて、紫野より歸らせ給ひける。又のあした聞えさせ給ひける。選子内親王、歌は右代々勅撰の集にもあやまり見え侍れば、此歌の御作者もいづれにか依り侍らん。されど、賀茂の河なみたちかへり、按ずるに、是は集の説に心ひかれ侍り、此集は、白河院の御時、通俊中納

言撰進せられて、中宮齋院ともに顯貴の御かたくなれば、御歌をも儘に覺えたる人々多く侍りけんかし。此物語は、それより後、堀河院寛治の頃までを云ひたれば、撰者も亦、通俊卿よりは後の人にてぞ侍らん。思ふに、齋院中將などいふ才女も侍りければ、それらの打聞等にも有りたるを引き用ふるとして、此宮齋院よりといふを採まざらばして、中宮と心得たがへたるにや侍らん。

○立歸ノ御歌、後拾遺集ニ、齋院ノ御歌トアレバ、榮華ノ方誤ル歟、サレド、撰集ニモ讀人ノタガヒタルモ、歌ノ誤レルモアリ、撰集ヲ慥ナル書ト思フ、モイカ、愚ガマシ。堀河院寛治ノ頃ヨリ、後ノ人ノ述作ト云ハ甚非ナリ。

第十五うたがひ云、御堂淨妙寺の供養、寛仁三年七月十九日より、中略殿のおまへ、こゝらの人の前にて、三味の火をうたせ給ふ。略此廿餘年、いまだ消えず。其日の御願文、式部大輔大江匡衡つかうまつれり。おほう書つゝきたれど、けしきばかりを記す。始の有様も聞まほしくぞ、願文の詞かんなの心えの事どもまじりてあれば、これにえうつしとらす。まじりてあれば、うつしとらす。

今按するに、是は、寛弘二年木幡の淨妙寺供養の事なり。寛仁三年と有るは、記者の覺えたがへたるか、又は、轉寫のあやまれるか、寛弘二年より二十餘年は、萬壽年中なり。今にきこえずとあるは、其頃の人の書きたる物か、或は、撰者の例の加筆にや、まなの

まじりてあれば、え寫しとらずと書きたるもまた同じ。

○淨妙寺供養ハ、寛弘二年十月十九日也。寛仁三年七月十九日ハ誤ナリ。御堂關白殿ノ記ニ、寛弘二年十月十九日、淨妙寺供養云々、野府記、本朝文粹、元亨釋書等皆オナジ。此事、本文ノ寛仁年中ノ件ニアレバ、寛弘二年十月ト、寛仁三年ト、字形似タレバ、必轉寫ノ誤ナリ。本文ノ末ニ、此折ハ、道長公右大臣ニオハシマストアレバ、作者ノタガヘタルニアラズ。寛仁年中ニ道長公御出家シタマヘリ。爰ニ寛弘二年ヨリ此廿餘年今ニ消エズトアレバ、則チ後一條院ノ萬壽年中當レリ。月ノ宴ノ卷ニ、此國ノ帝、六十余代ニナラセ玉フトアルニ合ヘリ。此書、元ハ三十卷ニテ、鶴林ノ卷ニ終ル證據ナリ。四十卷ニ、初ヨリ作レル物ナラバ、爰ニ其火今八十餘年消エズトアルベキナリ。然レバ、榮華は、鶴林ノ卷萬壽四年ヲ限リト見ルベキナリ。

第十六しづくの云、侍從行成大納言、大貳辭し給へれば、源中納言高明ノ子經房の君なり給ひぬ。故源帥の流され給ひし時、童にて御ともにおはしたりける君なり。

今按するに、第一帖安の安和二年、高明公左遷の所に、童なる君の殿高明公の御懷はなれ給はぬぞ、なきのしりて、まどひ給へば、事はれのよし奏して、さればそれはとゆるさせ給ふを、同御車にてだにあらす、馬ぞいにてもおはすか、十一二ばかりにぞおはしける、と書

きたるは俊賢卿の事なり。經房は、其年に誕生を給へり。これは、撰者の覺えたがへなるべし。すべて、一部の中、年月、或は官位の任日など、誤まれる所々みゆめり。彰考館の御本は、諸家の秘本と参考し、猶城所友仙、大串元善など、他の實録を考へて、朱を以て傍書し侍れば、加様の違めも知られて、世に類なくぞはべる。

○此段、爲章考へ是ナリ。此物語實録メカシテ書キツレド、任官叙位ノ年月、其外ノ事ドモ、記録ニ違ヘル處々少カラズ。然レドモ、此文ノ誤リニヤ、又記録ノ誤レルニヤ。

第十七帖音云、御堂供養、治安三年七月十四日とさだめさせ給へれば、中殿がたの布施祿などは、もてつゞけて送らせ給ふ。すべて、めも心も及ばず、めづらかにいみじかりつる日の有様を、世中のためしに書きつゞくる人おほかるべし。そが中にも、けちかく見聞きたる人は、よく覺えて書らん。是は、物も覺えぬ尼君たちの、思ひくゝに語りつゝかゝすれば、いかなるひがごとかあらんと、かたはらいたし。

今按するに根合の卷、煙の後の卷尾などにも、かやうの筆さまあり。古き日記の其まゝにて採れるか、又撰者例の造言歟。

○是等、皆例ノ物語ノ書ザマナリ。誠ノコトモアルベシ。又僻事アランモ知リガタ

ケレバ、物語一部ノ中ノ言譯ノ爲ニ、書ケルニテモアルベシ。

第十八玉のに云、あみだ堂にまゐりたれば、御せんぼうのをりなりけり。あなうれしと思ひて、みはしにのぼりて、佛を見奉れば、無数の光明かゞやきて、十方界に遍し給はんとみえ給ふ。かの往生要集の文を思ひいづ。中かくて、あかうならぬさきにと、いそぎまかづれば、經藏の東の方より、沓すりて、人々くなり。聲いとよくて、十方佛土之中、以西方爲望、九品蓮臺之間、雖下品應足といふ事を、常よりもみよとまりて、いひおき給ひけん内記ひじりも哀に覺え給ふ。月のあくまですめるも、かの多武峰の少將の、うらやましくもとのたまひけんもげにと見えたり。

今按するに源信僧都、保胤入道、高光少將など、皆是より前に卒去せられたれども、赤染に幾ばくの先達ならず。同時の人の詞を是に引かん事、いかゞと覺ゆ。往生要集は、彼源氏物語の類にて、此頃未だ赤染が手に入るまじくや。

○源信僧都ノ往生要集ハ、編年集成ニ、寛和元年四月頃、源信僧都撰往生要集、流布天下、渡子異朝、彼國人作禮曰、南无大日本國源信如來云々、十方佛土中ハ、滋慶胤保入道ノ極樂寺ノ願文ナリ。十方佛土之中、以西方爲望、九品蓮臺之間、雖下品應足云々、ウラヤマシクモハ、拾遺集ニ、法師ニナラント思ヒ立侍リケルコト、月ヲ見侍リ

テ、藤原高光、カクバカリヘガタクミユル世中ニウヤラマシクモスメル月カナトアリ。高光出家ノ事ハ、其頃世中ニ哀ナルコトニハ申スト、此榮華ニモアレバ、誰此歌ヲ知ラヌ人アラン。殊ニ、村上帝、少將高光が出家シテ、横川ニアルヲ御トムラヒノ御歌ナドモアレバ、論ニ及ブベカラズ。枕草子ニ、筆紙タマハリタレバ、九品蓮臺中、下品ト云トモ書キテマキラセタレバトアリ。是同時ノ清少納言モ、此保胤入道ノ極樂寺ノ願文ヲ引キタルニ、一條院ノ后定子モ、此願文ヲ知ロシメサレタルコト、枕草子ニ見ユ、又源信ノ往生要集モ、ハヤク寛和ノ頃天下ニ流布トアリ。名譽ノ人々ノ文句、同時ナリトモ、引書ニ用ヒザランヤ。

第十九帖御雲 云、宇治にては、實方の中將のよみたまへりけるこそ、まさりぬべかりけれと人申けれ。

今按するに、實方も亦、赤染と世を同うせし人なる事、右の源信等に同。

○實方、赤染、同時ノ人ナリ。然ルヲ歌ナドヲ省キテ、此物語ニ、何ヲ書クベキヤ。是ハ心得ヌ註ドモナリ。

第二十七帖に云、例は宮々の前裁ほり、花みる人おほかればこそ、おのづからをかきき事こそあれ、哀にて、過もてゆけば、よみ人えらす、歌はかへし、これもおぼつかなし。歌

今按するに、赤染が撰ならば、よみ人もあるく、返しも又、おぼつかなからざらまし。

○爰モ前ニ云フ如ク、讀人ノ知リタルヲ隱ス事モアルベシ。又マコトニ知ラスモアルベシ。物語文ノ書ザマナリ。

第二十九帖玉のか 云、此度の御佛萬壽四年妍子御の佛事つくらせ給ふ御かざりの御れうには、大和守保昌の朝臣のがり、玉をめしに遣したれば、京の家に奉るべきよしひあのほせいげたれば、参らすとて、和泉そへたり。

數ならぬ涙の露をそへてだに玉のかざりをまさんとぞおもふ

同じ御料の玉を、權大夫爲政がこひたりければ、赤染歌

今按するに、此卷は、この和泉式部が歌のことばにて名付けたりと見ゆるに、もし赤染が撰ならば、同時等輩、猶後生と見ゆるいづみか歌をもて、卷になづくべしや、かの作り物語なる源氏には例すべからず。また赤染がかたの作者のかきさまも、みづからよりは、かうはあるまじくこそ覺え侍れ。かたつにつきて、後人の撰と見ゆるかし。

○此論甚非ナリ。物語ノ卷ノ名ヲツクルニ、後生先生ニヨルベカラズ。卷中ノ要言ヲ以テナヅクレバ、後生又ハ貴賤ヲ嫌フ事アラシヤ。

第三十帖林の云侍従行成大納言の同じ日よりあやしう例ならぬ風にやとて略四日のよき殿のおまへのをばらせ給ひしをりにこそうせたまひにけれ略父君義孝の少將方便品誦してうせたまひて往生の記に入たまふゆり。

今按するに、日本往生極樂記に云、右近衛少將藤原義孝云々、天延二年秋、病瘡瘡而卒矣、命終時、尅誦方便品、氣絶後、異香滿室云々、此往生記は、保胤入道寂心が撰なり、寂心は、一條院長徳三年に卒して、赤染同時の人なり、引き用ひんこといかゞ。

○名々、ル道心者保胤入道ガ往生記、在世ノ頃ヨリ流布セシヲ、後朱雀、後冷泉ノ御代ニ引キシコト、何ノイブカシキ事アラン。

第三十一帖花見云、入道殿うせさせ給ひにしかども、關白殿長家内大臣殿長家女院長家中宮長家あまたの殿ばらおはしませば、いとめでたし、かんの殿、皇太后宮のおはしませぬこそはくちをしき事なれど、いかでかは、さのみ思ふさまにはおはしませぬ、光源氏かくれ給ひて、なごりもかくやとぞ、さすがに覺えける、めでたきながらも、哀におぼえさせ給ふ、ささいの宮、右大臣殿、薰大將などばかり物したまふほどのおぼえさせ給ふなり、さすがするになりたるこゝちして、あはれなり。

今按するに、是は源氏五十四帖の本末に、いともくはしき人のかきたる物なり、上の

往生要集、往生記などは、僧の作れる物なれば、同時の人なれども、各別にして、赤染は引かんといふも、ゆるす方有りぬべし、源氏をかうこまやかにひく事、決して有るべからず。

○此三十一帖ヨリ下十帖ハ、後人ノ撰ナレバ、論ニ及バズ、爲章同時ニ、四十帖作レルモノト思フヨリ、作者ヲ疑ヘリ、サレバ、是マデノ三十帖ノ文勢、文法、凡人ノシワザト見エズ、是レヨリ下十帖ハ、作者他人ナレバ、文章モ劣レリ、シカルヲ、四十帖一筆ト見タル故ニ、作者ノ年曆ヲ不審セリ、此下ニモ、赤染ガ歌、輔親ガ歌ノミ有リテ、他ノ歌ヲ省ケルハイカク、或ハ源氏ニ委シキ人ノ作ナリナド云ヒテ、元ノ作者ヲワキマヘズ、又赤染ニシテハ、倫子薨去ノ哀傷少ク書ケリナド、トリトマドヘリ、三十一帖ヨリ終リノ卷マデ、他人ノ作ナレバ、論ズルニタラズ。

第三十二帖合歌云、長元六年倫子七十御賀の歌は、大中臣輔親、赤染出羽辨、經任の頭辨の母にてもものし給ふ、佐理の大貳のむすめぞかき給ひける、赤染、正月朔日、臨時客したる所、赤染が歌二首、倫子が歌二首、今略之、かすかすにはうるさきやうなれば、何かはとてとゞめつ。

今按するに、赤染家集には、倫子應司殿のうへの御賀、關白殿のせさせ給へるとして、御屏風の歌めし、に、臨時客、此他の題の歌、今略之、されば、此頃、赤染も七十餘歳の老尼に

て、里にありしが許へ、件のうためしとみゆ。かつまた、赤染が歌二首と、輔親が二首のみをあげて、かすくはうるさきやうなれば、何かはとて、とよめつとて、書きたるは、赤染の尼が本意なるべからず。されば、かすくには以下の詞は、他人の書るか、さらずば、撰者、例の省畧せることばなるべし。かやうに省略せる詞、所々に見ゆ。

第三十六帖根云、廿五日に、后の宣旨くだりて、七月十日、大饗あるべしなどあるほど、中幸子、此時京極殿より白川殿へ移居給へり。院のおはしましにもおとらず、いたづらなるやなくかけわたし、水の流れもこゝろ

ゆき、池の面すみわたり、松のみどりもけさやかに見え、いみじう面白くめでたし、源氏の三條の宮おはせでのち、大將むかしにおとらず、彼頭中將と聞えし人雲の属内の大殿の姫君とみちておはすることゝいひたるこゝちぞ、せさせたまひける。

今按するに、源氏物語藤のうらばの末つかたを引きたり、當時の人のかゝむには、正しく御現存の女院彰子を、彼三條の宮の薨後にたとへ奉るは、禁忌なるべし。これらも、後人の筆なる事えられたり。

又云、天喜元年の夏、たかつかさ殿のうへ、九十歳とぞうせさせたまひたれば、五節なども、何のはえなくてすぎぬ。

今按するに、赤染は、曾て倫子に仕へまゐらせて、尼になりし後も、御かへりの有りし

さまに、家集などにも見えたるに、その薨じ給へるをえるすとならば、哀傷のさまを、こまやかにかき、或は自他の歌なども載すべきを、たゞ二三言に書き捨てたるは、本意なるべからず。さしもなき御かたのうせたまへるをさへ、長々しく書きたるに合せて、かくは心付きはべるなり。おもふに、倫子薨時の古記を、撰者の得ざる故なるべし。

又云、清少納言がいひたるやうにめでたし。

今按するに、こゝには、枕草子を引きたり。全部のうち、伊勢がことばなどを、毎々引きたるは、先輩なれば、さも有るべし。清紫が書をひきたることは、赤染ならぬ證とすべし。

第三十八帖松のまに云、かくて、二月廿日、天王寺にまうでさせ給。中午の時に、左衛門權佐匡房参れり。いろくさまくにさうぞきたる中に、あかきうへのきぬにて、ことくしくて参りたる、いとめづらしく見ゆ。

今按するに、匡房は、赤染が曾孫にて、前にも申すごとく、後朱雀の長久二年に誕生、白河院延久五年には三十三歳なり。曾祖母赤染、たとひ存生せりとも、百とせあまりの老尼なるべければ、天王寺へ供奉して、かやうの記書べくも覚えはべらず。是は、其頃

供奉せし人の書きおきし物などを撰者引き用ひたるにや。
第三十九帖布引云、女院上東門院つひに、十月三日失せさせ給ひぬ云々。
白河院承元年八十七歳

今按するに、前にも記すごとく、赤染は女院よりもはるかに増り奉りたる年齢と思はるゝに、たとひ存生せりとも、かくこまやかなる記書かん事、似つかはしからず。
又承保二年正月二日、七夜白河皇子敦文にあたりたれば、略後一條院の御うぶやに、紫式部のいひつゞけたる、同じことなり、まねびそこなひに中々なればなん。

今按するに、紫式部のいひつゞけたるとは、上に出せる第八帖、初はなのまきの事なり。されば、此物語、首尾一手に出でたることありぬべし。

○是ハ、上ノ榮華ニ首尾ヲ合セテ、ワザト後人ノツクレルモノナリ。

第四十帖紫野云、彼源氏のかゞやく日の宮の、尾になり給ふ願文よみあげけんこゝちして、やむごとなくめでたし。

今按するに、また源氏をひきたり。

又云、内大殿師通の少將殿御事は、三位中將とて、よになくはなやかなる御有様なり。中ほどなく中納言にならせ給ひて、中將の中納言にて、春の春日祭の上卿せさせ給ふ。略世にまた三笠山のかゝるたぐひなくめでたうおもひあまりて、くるまひきとどめつゝ、道

すがら見る人の、

ゆく末もいとゞさかえぞまさるべき春日の山の松のこすゑは

今按するに、此物語に、道長、頼通、師實、師通、忠實と相續めでたく書きをさめたるは、心を用ひたるは、撰者の爲にいはいはゞ、無用の文華を削りて、慥なる事實を、いま少しくはへたくこそ侍れ。されど、是れ程までも書き傳へおきて、今此館にてえらばせ給ふ紀傳の一助ともなり侍れば、撰者も、地下のめいぼくにぞ思はれ侍らんかし、前にも申すごとく、彼赤染が此頃まで、ながらへ居て、かやうに書きゑるさんこと、決してあるべからず。續世繼の序にいはいはく、おほちはむげにいやしき者に侍りき、後の宮になん仕へまつりてはべりける。名は世繼と申しき。おのづからも聞かせ給ふらん。口にかせて申ける物語とゞまりて侍るめり、云々。是此草子の事なるに、おほちはとあるを思ふに、古くは、男子の撰と傳へられたる事知りぬべし。

○續世繼ノ序ニ、祖父ハ無下ニ賤シキ者ニ侍リキ、后宮ニナン仕ヘ奉リテケル、名ハ世繼ト申シキ、オノヅカラ聞カセ給フラン、口ニマカセテ申シケル物語トマ
リテ侍ルメリ云々、是ヲ此榮華ト心得タルハ、最々誤ナリ。其續世繼ノ序ノ末ニ、世
繼ガ申シケル萬壽二年ヨリ、今年ハ嘉應二年庚寅ナレバ、百年餘リ、四十年ノ春秋

ニ三年バカリヤスギ侍リヌラン、世ハ十繼餘リ、三ツギニヤナラセ玉フラントオボエ侍ル、其折、萬壽二年ニ今年ナルト申シタレバ、彼後一條帝世ヲタモタセ玉フコト、二十年オハシマシ、カバ、萬壽二年ノ後、今十カヘリノ春秋ハ殘リ侍ラン、神武天皇ヨリ六十八代ニアタラセ玉ヘリ、此帝ヨリ申シ侍ラントテトアリ、此續世繼ノ序ニ云ヘルハ、大鏡ノコトナリ、榮華ニアラズ、又大鏡ノ序文ニ、后宮ニ仕ヘ奉リテ云々、又今年萬嘉二年庚寅トアリテ、後一條院御即位後マデヲカケリ、然ルヲ、榮華ト思フハ可笑、續世繼ノ序文ノ末ヲ、今少シ爲章ヨミタラマシカバ、カ、ル僻事ヲバ書クマジキゾ、續世繼ハ、大鏡ニツギテ作レル書ナリ、サレバ、後一條院ノ御治世ヨリ書ケリ、榮華ニツギテ、續世繼ヲ作レル物ナラバ、七十三代堀河院寛治後ヨリヲコソ、書クベキナレ。

正徳三年癸巳正月二十八日、武州小石川水戸藩邸彰考館にして、去るしをはりぬ。

年山人爲章

文化七年午三月、菅ノ根ノ長キ春日ノ徒然ナルマ、ニ、新武藏國葛飾ノ里ノ野乃

舍ニオイト筆ヲ下ス。

大石千引

紫女七論

安藤 爲章

或人云、榮華物語別巻の長徳二年の文に、内大臣伊周公のかたちをほむるとて、彼光源氏もかくや有けんと思ふと書たり。まかれば、此物語は、長徳より前に出来て、世に流布されたればこそ、赤染衛門も、伊周公を源氏にたとへては書けぬ、如何、答云、さればこそ、爲會て榮華を赤染が作にあらずとこそ、かやうのところ多ければなり。その榮華は、赤染や、紫より後の人、古記を取あつめて、其間に詞をくはへて、全書となしたるものとみゆ。初花の巻は、やがて紫日記をとりて、去たてたり。日記に、赤染衛門、清少納言、和泉式部、齋院中將などの評をも、去るしたれば、その人々存生の日には、世にもらすべき物にあらず。赤染もまた、同時同輩の日記を、有のまゝにぬすみて、初花の巻を作るべしや。よくおもふべし。又布引瀧の巻は、堀河院御世の事を去るしたり。赤染もし存命せば、百數十歳なるべし。いまださやうに長壽の名をさかず。この外、猶赤染が作ならぬ證據おほけれども、事ながければさしおき侍るべし。相かまへて浮説妄傳にまよはず、たゞ本書をくはしくよみて、こゝろみらるべしといへば、問人猶いぶかしき顔してまかりぬ。榮華物語を、いにしへは、世繼と云て、男の作なるよし、別に、去るし侍り。

年山紀聞

同

世繼物語、今いはゆる榮華物語也。此物語四十帖を、いつの頃よりか、赤染衛門が作といひならはし、

其上、誰の書きたるにか、目錄系圖一卷を添へたるに、赤染衛門記之とあり、考つらく考ふるに、赤染衛門が作にしては時代かなはず、かつ其筆ざまにあらざる所多ければ、私考一卷を著して、彰考館へをさめ侍りぬ。事長ければ、こゝにはのせず。又大鏡第四の奥に、世繼の名と標して、一月宴、二花山たづぬる中納言より、末々の巻の名を出だしたるは、皆、榮華物語の巻々の名なり。また續世繼の序に云く、おほぢはむげに賤しきものに侍りき、後の宮になんつかへまつり侍りける、名は世繼と申しき、おのづからさかせ給ふらん、口にまかせて申しける物語とよまりて侍るめり。下同第十四藤浪の巻に曰く、世繼は、入道大さおどどの御覺えを申さんとて、略また増鏡の序に云く、世繼とか、四十帖の草子にて、延喜より堀河の先帝まで、すこしこまやかなる。下是等皆榮華物語をさして、世繼とかゝれたるに、赤染が作といはず、おほぢはむげにいやしきものに侍り名は世繼と申しきとあれば、ふるくは、男子の作と思はれたる事、考へ待たずぞ侍りける。又拾芥に載せられたる定家押紙にも、世繼物語とあるは、今の榮華物語也。

類聚名物考

山岡 俊明

世繼物語、一名榮華物語、此書の名に疑はしき事どもあり。まづは、今の榮華物語是なり。古書は、鶴林より下なかりしを、後人の書きついで、榮華物語の名出で來たり。安藤爲章が榮華

考にも委しく見ゆ。

常山樓筆餘

湯淺 元禎

頑過にし年、東役の時、芙蓉館に至りしに、老師大東世語の草稿を出し見せられしにより、吾邦の古書を論せしに、水戸の義公、大日本史を撰び給ひしに、六國史の後、榮華物語三鏡を據とし給ひしと語られき。西歸の後、世語世に行はるゝに及びて、これを讀むに、北藤氏の事ども數則載られたり。其後また、東役せしかば、屢芙蓉館に至りて質問せし事ども多し。老師のいはく、天所立句奴大單子といひしは一見識とすべし。義公の中華を外夷傳に載せ給ひしは、尤然るべきなり。吾邦の古書を讀すば、いかでか、日本の萬國に勝れたるを著るべきと教へられしついでに、榮華物語は、錯簡あるのみにあらず、錯卷もありと語られしほどに、其後、榮華物語をこまやかに視しに、老師の説にたがはず、誠に赤染衛門は、吾邦の曹大家にぞあるべき。其編次を考ふるに、赤染が、やすらはでねなまし物をとよみたりしは、後拾遺集に見えて、中關白少將なりし時に奉るとかや、中關白は、長徳元年より、此物語の終寛治六年に至りて、百年に及ぶべし。また寛弘二年、四條の大納言官を辭し申さんとて、上表ありし其文を、江匡衡に書せられし時、赤染いひし言も、世にいひ傳へぬ。赤染が年齢著るべからざれども、かりに年紀を立て、計り見

るに、長徳元年を二十より上、三十より下として見るにも、寛治の終に至りては、百二十年にもなりぬべし。赤染かゝる齡享けたる事あるせしものなし。また根合の巻に、榮華の上の巻といふ詞あり。さらば、二の品あるべし。殿上の花見の巻より以下は、赤染が筆にあらず。後人のかきつぎしなるべし。また榮華といへる文字についても、御堂公の御勢盛なりしは、鶴林の巻に事終りぬ。末々に至つては、後三條帝の君才おはしまして、戚家の權を削らせ給ひしかば、北藤氏榮華なりとはいふべからず。さらば、榮華物語は、鶴林巻にて終りぬるにぞ有るべき。鶴林の巻にも、つぎのありさまでもまたまた有べし。見き、給はん人も書つけ給へかし。といへる詞のあれば、殿上花見の巻より以下は、赤染が筆に非ざる事疑ふべからず。

春湊浪話

土肥 經平

新國史

新國史の後は、村上、冷泉、圓融、花山の帝三四代の史を修せらるべき時、一條院の御代に當れるに、其事の御沙汰もなかりしが、其御代の頃には、官女に才子多く有りし時にて、此國史を修せられぬを、官女のかたにてなげきいさどほる事あり。さて世繼を赤染衛門のかきしなるべし。右に新國史の次の帝、村上天皇の御代に筆を起して、帝王の世紀

をつぎてかゝれけるを以て、世繼と其名をも稱せしなるべし。げにも此世繼の出来ければこそ、つぎて續世繼、増鏡等の撰ありて、假名ながらも國史連続したり。是赤染衛門の大なるいさほしといふべし。

世績物語

是をふるく世繼物語とのみ稱せしに、近き世には、榮華物語と稱す。摺本の大鏡に、此世繼巻の名として、はじめ月の宴より鶴の林の巻まで三十巻の名あるべし。さらば、赤染がかきし世績といふは、此卅帖なるにぞ、則其卅帖なる鶴の林の終りの詞につぎの有さままたあるべし。見聞き給ふらん人も、かきつけ給へかしとかきたり。是は長元元年の事なり。こゝにて、赤染は筆をとめしと見えたり。また疑の巻に、淨明寺の燈、御堂殿の寛仁二年に火をうちてともし給ひし火、此二十餘年いまだ消えぬとかきし詞、寛仁二年より廿餘年といふは、長曆年中なり。長元元年鶴の林までかき終て、長曆中までは十年に及ぶ。此時清書せしに、その清書の時の詞なるべし。次の殿上花見より紫野までの十帖は、後に外の人のかきつぎけたるなり。其作者たれといふ事はさらに所見なければども、此十帖の内に、出羽の辨の歌多く出でたるにておもへば、此出羽の辨の筆作か。是を榮華物語といふことは、はじめ卅巻のほどをさして、榮華の上の巻とい

ひ、かきつぎたる十卷をさして、榮華の下の卷といふことにて、前後なべて四十卷を榮華物語とはいふにぞ。榮華物語 年立同

赤染衛門

此赤染は、一條院三條院の御時よりの人にて、後に上東門院につかへしことは、大やう見えたる事あれども、年齢の程も、身うせしことなど記せることなければ、考ふる所なし。まかるに、後拾遺集に、中關白道隆の少將に侍りける時、女子かはりてよめる。赤染右衛門の歌二首あり。

やすらはでねなまし物をさよふけて傾くまでの月を見しかな

いりぬとて人のいそぎし月影は出でての後もひさしくぞ見し

此中關白の少將なりし事を、補任にて考ふれば、天延二年十月より貞元二年正月までにて、中二年の間なり。此時に、赤染の年を凡十六七にしてかぞへ見れば、世繼をかきとめし長元元年には、六十八九年にて、長曆に清書せしにやといふ時は、八十歳におよべし。また後拾遺に、江匡房の生れし時の歌もあり。此生れし年を補任にてかぞへれば、長久三年なり。其年は八十三四なり。赤染の長壽なる如此なれども、年も凡かぎりあり。榮華の下の卷の終、堀川帝の時は、赤染の年、凡百四十なれば、いかでか、其折までながら

ふべき。これにて、末の十卷は、他人の手にてかきし事明らかし

世繼物語考

伊勢貞丈述

世繼といふ物語は、すなはち榮華物語の事にてぞある。いにしへは、世繼物語とも、榮華物語ともいひしなり。榮華物語の第一月の宴の卷のはじめに、世はじまりて後、此國の帝、六十餘代にならせ給ひにけれど、この次第書きつくべきにあらず。こちよりの事をぞえるべきといへり。此詞によりて、世繼物語とはいふなるべし。たゞ此詞のみにあらず。宇多天皇より、堀河院に至るまで、君臣の世づきの事を記したれば、世繼の物語といへるもうべなり。

一世繼物語は、榮華物語の事にてある。證據は左のごとし。

大鏡に云、世繼名、一月宴、二花山たづぬる中納言、三よろこびの卷まきのまきのことなり。のよるこび
四見はてぬゆめ、五浦々のわかれ、六かゞやく藤つぼ、七とりべ野の卷、八はつ花の卷、九いはかげの卷、十日かげかづら、十一つぼみの花、十二たまのむらぎく、十三ゆふしでの卷、十四あさみどり、十五うたがひの卷、十六もとのまづく、十七おんがくの卷、十八たまのうてなの卷、十九御もぎのまき、廿御賀のまき、廿一のちぐひの大將、廿二鳥のまひ、廿三こまくらべの行幸の卷、廿四若ばえのまき、廿五たまやの卷、ちづきの卷の事なる

し。廿六そ王のゆめの巻、廿七衣の玉の巻、廿八わかみづの巻、廿九たまのかざり、三十つるのはやし、三十一以下は略せり。わかばえの次、もち月の右世繼名と題してのせたる所の巻々の名、皆榮華物語の巻の名也。

拾芥抄に、世繼物語云、萬葉集、高野御時、諸兄、大臣奉之云々とあるは、榮華物語月の宴の巻に、むかし高野の女帝のみよ、天平勝寶五年には、左大臣橋、卿諸兄大夫等あつまりて、萬葉集をえらばせ給ふとあるを引きたる也。

愚管抄に、貞信公の御子に、小野宮九條殿とておはすめり。此事どもは、世繼のかがみの巻に、こまかに書たりとあるは、榮華物語月の宴の巻に、貞信公、小野宮、九條殿の事をこまかに去るせるをいへり。愚管抄に、月の宴の巻の事を、かゞみの巻といへり。むかしは、さもいひたるにこそあらめ。月の宴の巻には、天子、后宮、皇子、皇女、攝政、關白の家のすぢめの事を多く書きつらねて、此巻よりして、段々末々の巻を書のべたれば、一部の鏡とする心にて、一名をかゞみの巻とも名づけしにや。

袖中抄第三云々、たまのむらぎく、うつろはで庭おもしろきはつ霜におなし色なる玉のむらぎく、顯昭云、此歌は、大嘗會主基方、玉村と云所を、義忠朝臣詠めるなり。されば、玉村と云所の菊を、たまのむら菊とはよめるなり。うちまかせては、玉村の菊とぞ

よむべき。此大嘗會の歌ども書きたる世繼の第十二巻を、玉のむらぎくの巻と名付けたり云々、此世繼といへるも、榮華物語の事なり。

十訓抄に、隆家大納言は、雅信公の雅信公とは誤なり。御女ゆゑ、儀同三司のかたらひによりて、花山法皇を射奉る間、兄弟共に流罪せられ給けり、中委世繼にみゆとあるは、榮華物語の見はてぬ夢の巻、浦々のわかれの巻に、かの人々の事くはしく見えたるを云なり。

右の書どもに、世繼といへるは、皆榮華物語の事をさしていへるなり。是世繼物語と云ふは、榮華物語の事にてある證據なり。

一榮華物語は、赤染衛門が作りしといふ説あり。これあやまりなり。本朝書籍目録に、世繼四十巻、自、宇多天皇至、堀河院、御宇、載、君、臣、事、藤原爲業撰とあり。爲業は、八十三代土御門院御宇の人なり。伊賀守に任ず、後に出家して、法名寂念と號せし人なり。世繼四十巻とあるは、即榮華物語四十巻の事なり。榮華物語は、五十九代宇多天皇の御宇より、七十二代白河院の應徳三年までの君臣の事を記せり。應徳三年十一月廿六日、七十三代堀河院受禪ありしかば、書籍目録には、堀河に至ると記せるなり。此年までの事を記せるは、爲業の作にしては相應なり。赤染衛門の作にしては不相應なり。かの

衛門は、六十六代一條院御宇の人にて、赤染時用が女、大江匡衡が妻にてぞ有りける。榮華物語に記せる事ども、衛門が在世より後、百年ばかり末の代の事も見えたり。これを以て、衛門が作りしといふはあやまりなることを知るべし。衛門が作りしと云ふ事、何の書にも見えす。只いひ傳へしのみにて、證據もなきこと也。或説に、一條院までの事は衛門が記し、其後の事をば衛門がむすめの書つぎし也といへり。是も證據なき事なれば信じがたし。そのうへ、むすめのよはひ百餘歳を歴すしては、書きつぐことかなふまじきにや。印板せし本朝書籍目録には、世繼四十卷といふに並べて、榮華物語四十帖とあり。荷田在滿が古本を以て校合せし本には、榮華物語と書たる傍に、イニナシと記したり。是古本には、世繼と榮華と同書なるゆゑ、世繼の外に、別に榮華を記さざりしを、後人其意を知らずして、世繼にならべて、榮華を書き加へて、印板せしなるべし。二の名を出せるはあやまりなり。

一印板の榮華物語に二本あり。一本は卷々の文長し。四十篇を二篇づゝ合せとちて、目録系圖をへて二十一冊とす。是は、全篇にてかけたることなし。又一本は、卷々の文甚短し。それは、長き文のあとさを略すて、ぬきがきしたる物にて、數篇を合せとちて、目録系圖をへて九冊とす。これは、ぬき書にて、全篇にはあらず。されども、九冊の本にそへたる系圖は、二十一冊の本の系圖よりはまさされり。九冊の本には、脇付もあり。繪もあり。繪は古畫をうつせし物と見ゆ。

一つれ、草に、前の中書王、九條太政大臣、花園左大臣、みなぞうたえんことを願ひ給へり。染殿大臣も、子孫おはせぬぞよく侍る。末のおくれ給へるわろき事なりとぞ、世繼の翁の物語にはいへるとあり。此世繼の翁の物語といへるは、榮華物語にはあらず。續世繼物語の事をいへるなり。兼好續の字をもらしたるなり。九條太政大臣、花園左大臣の事は、續世繼に見えたり。

近き世の人、榮華物語すなはち世繼物語なる事を知らず、或は、大鏡を世繼なりといひ、或は今は世繼絶えてなしといひ、或は今も世繼あれども、甚まれにして得がたしなどいふ人おほかり。皆榮華と世繼は、ことなるものとおもひまどへるなめりさるによりて、證據を引きて、榮華と世繼とひとつ物にて、その名はふたつあることをしるして、人のまどひをとかんとなん、かくはかきあつめぬ。

安永六年丁酉七月八日 伊勢平藏貞丈書

安齋隨筆 同

榮華物語 本名世繼物語なり。本朝書籍目録に、世繼四十卷、藤原爲業撰とあり。世繼は

榮華の事なりと知らぬ人多し。一説に、榮華は赤染衛門が作と云ふは非なり。赤染が在世より百年ばかり後の事あるにて、赤染が作にあらぬ事をあるべし。又榮華物語第五浦々の別の巻に、内大臣どのおりさせ給ひぬ。けびのしども、花をりてよみむたり。見たてまつれば、御年はたゞいま廿二三ばかりにて、御かたちとよのほり、ふとりきよげにて色あひまことにめでたし。かの光源氏もかくやありけん。と見たてまつる云々。光源氏の物語は、一條院の御代、紫式部が作なり。右の内大臣といへるは伊周公の事にて、一條院御代人なり。伊周公の事をほめて云ふとて、此頃紫式部といひける物語の光源氏をいひ出すまじき事なり。赤染も一條院御代の人にて、紫式部と同じ時の人なり。同時の紫式部が源氏物語を引きて、この光源氏とはいふまじき事なり。是にて、赤染の作にあらざる事をあるべし。又按に、此書の發端の文に、世繼と名づくべきにあらざれば、世繼物語とはいふよし。始より終まで、榮華の事の文書きたるには非ず。いましく哀しき事も多し。されば、榮華物語と云ふ名は、能くかなひしときこえず。本朝書籍目録に、世繼四十卷、藤原爲業撰とある次に、印板の本には、榮華物語四十卷、赤染衛門作と並べて書きたり。是れ後人の加筆なり。古本には、榮華の名なし。世繼と榮華と別物と思ひて加へたるなり。古書に引きたるは、皆世繼とあり。其世繼とて引きたるは、榮華の文なり。

つれづれ草に、世繼の翁とあるは、續世繼の事なり。

同

榮華物語第三十六跋、榮華物語第三十六根合の巻の末つ方に、後冷泉院天喜五年正月、皇后宮歌合の事を書きたる奥に、世の中のゆきかはり、人の御さいはひなど、昔物語のやうなる事どもあるを、幼き人などにも、かゝる事こそはあれともみせん。とて、かきとゞむれば、ちかき程の事は、なかなかわすれ、年月の程もたがひてぞ、殿の大納言、大臣にならせ給ひにきなどいひたれど、此歌合には、中將にておはしまし、程なりけり。人のせよといふ事にもあらず。物あらぬ人のもとに心やましくもおぼしぬべき事なれど、何のかき留めまほしきにか、過にし事も今の事もあどけなく、處々にかき留むるは、たゞなるよりは、人にももどかれんとなるべし。○此文跋文に似たり。然れども、全篇の跋には非ず。唯歌合の事につきていへる詞の、跋めきて聞ゆるなり。或人、此文を見て、跋なりと思ひて、此三十六の巻にては、赤染衛門が作は、此巻にて終るゆゑ、跋ありといへり。是れ誤りなり。第一より第四十巻まで、藤原爲業の撰なり。本朝書籍目録に、世繼四十卷、自宇多天皇至堀河院御宇、載君臣事、藤原爲業撰とあり。伊賀守爲業、土御門院御宇の人、後出家して法名寂念と號す。世繼物語と云ふは、榮華物語の本名なり。一名榮華物語

といふ古きものに引きたるには、みな世繼物語とあり。印本の書籍目録に、世繼物語四十卷とあるに並べて、榮華物語四十卷赤染衛門とあるは、後人の加筆なり。荷田在滿が校本に、榮華物語とある傍に、イニナシと記したるは、古本にはなき事をいへるなり。赤染衛門が在世よりも、百年ばかりも、後の事なり。爲業撰なる事疑ふべからず。

同

同

世繼物語榮華物語 世繼物語は、宇多天皇より堀川院の御代までの事跡をえるせる物語にて、全篇四十一卷、目録系圖一卷、共に此卷數なり。本朝書籍目録に、藤爲業作とあり。此世繼物語を、所々を抜き書きし系圖一卷を添へて九卷として、所々繪を加へて、榮華物語と題を書たる本あり。是より混雜して、世繼物語の題號をも改めて、榮華物語と叫きたる本あり。赤染衛門が作と云ふは俗説也。赤染死後數代の事蹟見えたり。且大鏡に、世繼の卷の目録あり。今榮華物語と云ふ本の卷に同じ、然れば、世繼と云ふは本名にて、榮華といふは、かの九卷の抜書の新名なるが混雜して、本書の名となれるなり。亦云く、古書に引き用ひたるには、世繼に云くとあり。榮華に云くとはなきなり。是又證とすべし。拾芥抄に、萬葉廿卷云々、世繼物語に云く、萬葉集、高野御時、諸兄大臣奉之云々とあり。その事、今の榮華物語に見えたり。

閑田次筆

伴 蒿 蹊

榮華物語は、他の作物語のたぐひにあらず。歴史の闕を補ふにたれり。歴世の事實憚るところなく、まゝせるは、董狐が筆に譲らじとおもふ所々多し。但看る人の眼にあらんか。御堂殿の榮華をむねにかけるは、もとより書名の如くにて、此の上に論すべき事多かめれど、わが儕の憚るべき事なればとむ。但し、書ざま、物語ぶりのくせにて、衣装の色目、おまじのかざりなどの事、なにくれとつばらにすぎ、卷毎にかきつらねられたるは、うたておぼゆれど、そもまた、有職の衣紋のやうなど、むねと唱ふる人は、より所とすべき歟。さてまた、音樂の卷、玉の臺の卷の如き、佛像堂舎の莊嚴につきて、くたくしく佛經の文を引きて、稱揚讚歎せり。かゝらずして、唯一わたり其形相をつらねても足りぬべきをとおぼゆ。かゝる事にて、文も長くなり、さしておもしろくもなれば、倦て見る人、殊にすくなからんかし。をしき事なり。

榮華は、赤染衛門の筆とのみいへる傳説なるを、或説に、此人歿後の事に及びたれば、一筆にあらずと疑ひしは、ことわりにて、年季のみならず、鶴の林の卷御堂殿榮華の終がたに、次々の有様ども、又くあるべし、見聞き給ふらん人も、昔附給へかしと見ゆ。さて、殿上花見の卷以下、卷々の筆づかひ、他人と覚え、はた始より、所々にも光源氏の物語を引

かれたるも、やゝ後の筆のゑるしか、赤染同時の人の作物語を引き合すべき事にもあらず。是一つにても知るべし。

示蒙抄補

奈佐 勝卓

榮華物語は、印本殊に下劣なり。活本稀なれども、是またよろしからず。繪入九卷なる、甚善本なりといへども、全からざるを惜しむ。古寫本なるに佳なるものあり。一本世繼物語と題して、月宴より鶴の林まで三十卷なるを古本とす。大鏡等の古書にも、照合して珍重すべきものなり。

亮々草紙

木下 幸文

榮華物語總論

此物語、大かたには榮華物語といひ、且赤染衛門の作といひ來れるを、安藤氏の考に、大鏡に、此物語のことを世繼といひ、又續世繼の序に、おほちはげむにいやしきものに侍りき云々、名は世繼と申きと、さて又藤波の卷に、世繼は、入道おほきおとゞの御榮を申さんとて、云々、又増鏡の序に、世繼とて四十帖の草子には云々とあるをひきて、世繼物語といふべく、且作者も男子にして、赤染の筆ざまならずと論せられたり。爽冲師は、第三十^林の卷の終に、つきゝのありさまども、またゝあるべし、見聞給ふらむ人も、書

きつけ給へかしとある。此の詞、跋に似たれば、まづ五年二月までを記して、赤染衛門の此の卷にて筆を絶けるなるべしといひて、さて第三十一殿上の花見の卷以下は、出羽の辨のつゞけかけるにやといはれたり。今思ふに、出羽辨ならんことは、いとおぼつかなけれど、彼の卷以下は、他筆なるべき事は、年次のあるしざまなどもおぼつかなく、すべてのやう、いかにも古記などをとりあつめて、やがて其のものゝの文ざまに物せるにや、ともおぼゆる所々ありて、いとまどけなきさまえたる事おほかり。中にも、同殿上花見、女院住よしまうでの段など、前後に見えらぬ、ことやうなる文ざまなど見ゆめり。まかれども、以下の卷々、また悉くまかるにもあらず。大かた、よろしげに見ゆるもありて、すべて一定ならず。さて今猶試をいはんに、右の殿上花見の卷以下も、又筆二つにわかれて、第三十六根合の卷までを一人の筆として、第三十七烟の後の卷より、第四十紫野卷までは、又後の一人の筆ならむかともおぼゆ。さるは、根合の卷の終りに云く、世の中の行きかはり、人の御さいはひなど、むかし物語のやうなる事どもあるを、をさなき人などにも、かゝることこそはあれとも、見せんとして、かきとゞむれば、遠きほどの事は、中々わすれ、月のほどもたがひでぞ、殿の大納言、大臣にならせ給ひにきなどいひたれども、此歌合には、中將にておはしましゝほどなりけり、人のせよといふことにもあらず、

もの知らぬ人のもどき、心やましくもおぼしぬべき事なれど、何のかきとゞめまほしきにか、過にし事も、いまのこととぞとけなし、かく所々にかきとゞむるは、たゞなるよりは、人にももどかれむとなるべしとありて、烟の後の巻のはじめに、せんだいをば後朱雀院とぞ申すめる云々など、あらたまりたる書ざまなども、まかおぼえらるゝなり。よりて思ふに、榮華物語とは、かの第三十鶴林の巻までをいへる名ならんか。さるは、此三十巻はやくの御代よりは書きはじめたれど、畢竟御堂殿の榮華を主とかけけるものにて、かのまづ、五年薨逝の時までをかきて、筆を終へたるなり。さて第三十一殿上花見の巻より以下、終り第四十紫野の巻までは、一人の筆にまれ、二人にまれ、上につぎで、御代〳〵の事をかきたれば、これをぞ、世繼物語とは言ひけんを、上にあはせて、一部の書のごとくなしたるからに、やがて、上三十巻をもひとつに、世繼物語ともはやくよりいひ習はして、上に年山のひかれたる古書どもにも、やがて世繼物語といひたるにはあらじか。又さまではあらで、彼の三十巻以上も、上につぎで書きたれば、もとは同じく、榮華物語といひたれど、御代のつぎ〳〵見ゆめる書なれば、かたはら世繼ともいひならへるものと、おいらかにみてもありぬべきか。第十一つぼみばなの巻に、とのゝおまへの初うまごにて、榮華の初花ときこえたるに云々、これを榮華といふにこそあめれと

云々なども見え、もとより上にいへること、此御事を主とまれば、榮華物語といひけん事は、いづれにも論なし、もしはじめより、世繼とさだまりたらむには、後にふと榮華ともしもいひ傳ふべき故なきこと思ふべし。

さて作者の事、上にいへるがごとく、年山は、彼の續世繼序に、おほちはむげにいやしきものに侍りき云々、又同藤波の巻、世繼入道云々などあるを引て、男子の作とせられたれど、これにおほちといひ、世繼入道などいへるは、例の上につぎで、御世のつぎつぎを物するとして、先だちたる此物語をば、まばらく今の祖として、それ書きたる人をかくおほちとも、何ともいへるなりけり。且御世御代の事、まるとするは、先男がたりによるるまわざなればなるべし。もとより、此續世繼の序の趣、一人の世のふる人をまうけ出で、それが物語せしさまにいひなしたる跡なしことなれば、是等をもて、男子の證とはなしがたし。又紫女七論、此物語の論の所にも、布引の瀧の巻は、堀川院の御代のことと記したり、赤染もし存命せば、百數十歳なるべし、いまだ左様に長壽の名をきかずなどもいはれたれど、かの契沖師の説のごとく、鶴の林巻までにて、筆を絶ちたるものとする時は、猶其の後長久の頃までながらへたる人なれば、時代のうへにおきては、此人の筆とせんも妨げなし。然れども、猶赤染ならん事は、聊おぼつかなく覺ゆる事どもも

ありて、今たしかには論ひさだめえず。いづれにも、男子の作にはあらで、彼の紫にほと
 くしき才女のまわざならむとおぼゆるなり。さるは、此一部のうち、さばかり御代御
 代の事をばえるしたる書なるに、おほやけたちむねくしき方の筋は、いとおほらかに
 にて、うちくさまをのみ専らとせり。行幸御賀などのうへより始めて、もろくの
 公事儀式などかける所にも、先何をばおきて、女房のすりみがき衣装の色目のさたな
 ど、こちたく、且うへくの御懐妊の事、御兒産の時のさまなど書きたる所、いともいと
 も心こまかにて、男にてはえも思ひ得まじく、書き得まじき事のみおほかり。さて又、文
 の上にあらはれて、女なりと見ゆるひとつ二ツをいはず、第十五うたがひの巻、その日
 の御願文、式部大輔大江匡衡朝臣つかうまつれり、略願文の詞、かなのこゝろまらぬど
 もまなのまじりにてあれば、うつしとらず、第卅二うたあはせの巻、その日のさしきあ
 りさま、女のまゐるす事ならねば、まゐるさす、第卅九ぬの引のたき、大女院をば、上東門院と
 ぞをとこなどは申ける、同巻、九月廿三日、とのうへぐし奉らせ給ひて、やはたへ参ら
 せ給ふ、略こまかには、女などの心及ばぬ事にてとどめつなども見ゆめり、猶第八初花
 の巻などにもあれど、かれは別に論ある事なれば、いはず。さて、かくあらはれて、女とい
 へるは、たしかなる證のやうなれど、これらはおほめかして、いへる、ひとつのまわざも

あることなれば、なかくさるかたにもとりなさはとりなしてむ。只かの女ならでは、
 書き得がたく思ひ得まじき趣どもの、一部のうち、いとく多かるを見ん人はいとよ
 く見わきつべし。かの紫女七論に、源氏物語を爲時の作なりといふをうけがはずして、
 卷々の意を見るに、男にては思ひもよらぬ事おほしき。はめて婦人の趣なりといはれ
 たるは、まことによく見きはめられて、さる事なるを、此書をして、男子の作と見られた
 るは、いとくあやしき事なりかし。猶此書の事おぼつかなくおぼゆるふしくども
 おほかめれば、今二たび三たびよみてのち、けふいふ所の僻事あらむをも、論ひ直しつ
 べし。

伴蒿蹊の閑田次筆に云く、榮華物語は、他の作物語の類にあらず、歴史の闕を補ふに足
 れり、歴世の事實憚る所なく、まゐるせるは、董狐が筆に譲らじと思ふ所々おほし、但看る
 人の眼にあらむか。御堂殿の榮華をむねに書けるは、もとより書名のごとくにて、此上
 に論すべき事おほかめれど、わが儕の憚るべき事なればとどむ、但かきさま、物語ぶり
 のくせにて、衣装の色目おましかざりなどの事、何くれとつばらに過ぎて、巻ごとに
 かきつらねられたるは、うたてくおぼゆれど、そも又、有職の衣紋のやうなど、むねと唱
 ふる人は、よりどころとすべきか。さて又、音楽の巻、玉のうてな、の巻のごとき、佛像堂舎

の莊嚴につきて、くたくしく佛經の文をひきて、稱揚讚嘆せり、かゝらずして、唯一わたり、其形相をつらねても足りぬべきをとおぼゆ、かゝることにて、文も長くなり、さして面白くもなければ、倦みて見る人ことにすくなからむかし、をしきことなりといへり。おのれ思ふに、こは漢風になづみたる定めにて、全き論とはいひがたかるべし。先歴史の闕を補ふに足るといひ、歴世の事實憚る所なき、何がしが筆にも譲らじなど褒められたる、げにさる事なれど、必しも作者さるいかめしき心ばへをむねとして、かけるまではあるべからず。當時さまぐの作物語など書き競ひたる中に、いでや、かばかりめでたき殿のおまへのありさま書きつゞけてん、さるは、こしかたゆくさきためしなき御榮を、後の人にもきかせまほしなど思ふばかりよりぞ、書き初めつらんかし、かの鶴の林の巻の詞、殿の御まへの御有様云々とあるより、つぎぐの有様ども、またまたあるべし、見きゝ給ふらん人も、書きつけ給へかしとある文に、やがて作者の心ばへあらはれたり。事實憚る所なきも、たゞ其御代のあるがまゝをかきたるまでにて、漢國の歴史などのやうに、勸誡に意あるにあらず。されど、其のあるがまゝを書きたる跡、やがて歴史をも補ふべく、當時の人物をも見るに足れるなり。さて、書きさま、物語ぶみのくせにて、衣装の色目、おましのかざりなどのこと云々、佛像堂舎の莊嚴につきて云々、が

からずして、唯一わたり、其形相をつらねても足りぬべきを云々とある、うけがたし、物語ならむからには、物語ぶりならむこと、何事かはあらむ。かにかく、此の書をむねくしき歴史と等しなみにせんとする強心よりの僻ごとぞかし。衣装の色目おましのかざり、佛像堂舎の莊嚴、何くれうるさきまで書きたてたるは、女の物めでの情、古今さるものにて、かくまでにかゝねば、心ゆかねばなり。佛經の文を引て、稱揚讚嘆のまげきも、當時佛法の盛なる、女子といへども、もろぐの經文をうかべざるはなし。さるかたより、おのづからくたくしきまではあるなりけり。さるを、唯形相をつらねて足りぬといはゞ、其世のありさまを見る書ならんや。實録にして、他の物語の類にあらずと褒めながら、其實の實を見るべき所を貶したるは、何事ぞや。所詮、こは實録の物語書なりと心得ば、何くれの論はなかるべし。かの論ひのごときは、たとへば、男子の服を女子に着せて、身はゞの論をするが如し。ついでにいふ。此閑田子は、おのれはたち計の時、折々とぶらひて、物なども問ひきゝ侍りき。世におだしき翁にてぞありける。物がたりのついでにおのれは、今の世に國學者の列になへられ侍り。はやくの根ざしは、まかかためたるにもあらず。たゞ漢となく、倭となく、書としいへば、食り看る癖なんありし。猶とりわきていはゞ、漢さまによる方なりしを、まらずく、國學仲間に入りたりとかたられ

しは、尤實話にて、此翁の著述を見るに、今のごとき論ひどもおほかり。

半日閑話

大田 覃

世繼物語の辨 本朝書籍目録に、世繼物語四十帖、藤原爲業作と有之、榮華物語をのす。大鏡に、世繼物語目録をのす。大概是、榮華の目録と同じ。是を以て考ふれば、今の榮華は、古の世繼にして、赤染が作書は、中頃亡びたるを、好事の者、書名を改めたるなるべし。或は、今寫本に、世繼廿卷有と云々。予未此書を不見。

群書一覽

尾崎 嘉雅

榮華物語 宇多天皇の寛平年中より、堀河院の寛治六年まで、二百年ばかりの事を記せり。中にも、御堂關白道長公の榮華の事を、とりわきて、えるせれば、かく名付けたるものなるべし。此物語は、伊勢源氏の類にはあらで、其時代の實事を記したるものなり。此書の作者を赤染衛門といひ傳へたれど、その證なし。或説には、藤原爲業作にして、一名世繼物語といふ云々。

屋代本榮華物語

屋代 弘賢

この物語、本書は世繼にて、三十帖のものなり。後の十帖は、後人の書きつぎなり。醍醐天皇より後一條院の長元元、百三十二年、十卅一長元三より、卅六後冷泉天喜五年まで、廿八年、同帝

康平七より、卅九白河院承保三まで、廿四年、四十同帝應徳三より、寛治六まで、七年、百七十七年の事を、四人して記せしなるべし。

第三十鶴のはやしに、御堂殿薨じ給ふ云々、卷尾に、次々のありさまども、またくあるべし、見きゝたまふらん人もかきつけ給へかし。これにて終りたるなり。三十六根合の尾に、人のせよといふ事にもあらず、物まらぬ人のもとき、心やましくおぼしぬべき事なれど、何のかきとどめまほしきにか、過ぎにし事も、今の事も、まどけなくかく所々にかきとどむる云々。これ後人のかきつぎたるなり。三十九布引の瀧、二宮殿の御ありさまと、祭のかへさよりも、心ことに御車のあたりをめでたく、世の人めで申さぬなく、なありしとぞ、申しつたへたる。こゝまで、又後の人の書きつぎたるなるべし。

榮華物語考頭書

同

世繼の本書は三十帖なり。後の十帖を後人のかきつぎたる頃より、榮華と名をかへたるなるべし。其時代は、弘安頃とおぼしきなり。くはしき事は別に考あり。按首尾一手に出でたるにあらず。初三十帖は一人の筆、後の十帖は、諸人の手なれば、かさつぎしものなり。くはしき事は、別に考あり。

比古婆衣

伴 信 友

榮華物語續世繼

榮華物語、一名を世繼また世繼物語ともいふ。本書は、第一段月宴巻に、村上天皇の御世より始て、第三十段鶴林の巻に、後一條院の萬壽五年までの事を記せり。

此年七月十五日に、長元元年と改られたり。されど、本書には、改元の事をいはず。されば、此書の事をいへるものにも、萬壽五年とのみいへれば、きよやすかるべく、まばらかくはあはるるなり。

今あらたにこれを上篇と稱ふべし。さて、三十一段殿上の花見の巻に、同御世長元の頃より、四十段紫野の巻に、堀川院の寛治四年の頃までの事を記し終たるまでも、後に書繼ぎたるものなり。今下篇と云べし。かくて、その上篇は、上下篇の差別ある事大鏡に、世繼名として、一月宴云々、三十つるのはやしと書とよめたるこれなり。この世繼の名。さて、其は件の御世々々の事を記せる中に、御堂關白道長公の榮華のありさまを、もはら細にものして、萬壽四年院御世後一條院御世御堂殿薨じ給ひ、あくる五年の春になりて、其のちの世のありさま、又淨妙寺御堂なりにて、觀音の供養、御堂殿の周閃のもよほしの事までにおよびて、書とよめたり。さて、榮華物語としも名づけたる意は、十一段荅花の巻に、東宮のうまれ給へりしを、殿のおまへの初孫にて、榮華の初花ときこえたるに云々、又此土御門

殿に、長道のいくそたび行幸ありて、あまたのきさきいでいらせ給ひぬらむと、世のあえものに聞えつべき殿なり。是を勝地といふなりけり。これを榮華とはいふにこそはあめれと、あやしのものどもの、まもをかぎれるまなども、よるこびるみさかえたり。十五段疑の巻に、たゞこれ殿のおまへの御榮華のみこそ、ひらけそめさせ給ひにしより後、千歳の春の霞秋の露にもたちかくされず、風も動きなくなりて、枝をならさねば、かをりまさり、よに有がたくめでたき事、うどんげのごとく、水に生ひたる蓮のよにすぐれてにほひたる花はならびなきがごとし、と次第いへるにて、記者の意もちひを知るべし。

大鏡の首章に、世繼が言に、御堂殿の事を、まかの如くに入道殿の御さかえを申さむと思ふほどに云々、又後一條天皇の條に、入道殿下の御榮華も、なによりてひらけ給ふぞとおもへば、まづ御門後の御ありさまを申すなりと見えたり。そのかみ、御堂殿の甚しく時めき給へる御ありさまにつけて、榮華といふことを、世の口ずさみにえたるなるべし。日本紀畧に、寛弘二年十月十九日、左大臣供養木幡淨妙寺三昧堂、准御齋會、今日始三昧、左大臣於佛前取火打誓言云、若依此物、我子孫相繼、可施榮華者、此火一度可付也、一度付之、衆人莫不感嘆と記せり。此誓言、榮華物語にえる所は、此

ことなるを、如此記せるは、當時語言のまゝに、榮華を云々と記せる物なるべきは、た思合すべし。

かくて、此書名を榮華物語といへる事の、ふるく物に見あたりたるは、百鍊抄長徳二年正月十六日の條に、内大臣權中納言隆家、於恒徳公一條亭、奉射華山院、自注に、子細見榮華物語といへり。百鍊抄は、後深草院の御世に作れる書なり。件の子細は、第四段、見はてぬ夢、第五段うらくのわかれの巻に見えたり。又下篇三十六段根合巻に、榮華のかみの巻といへるも、上篇の名をいへるなり。さて又一名を世繼としもいふよしは、まづ世繼とは、もと御世々々の事を繼々に語るうへの詞なるを、其を書えるせる書どもの、なべての名にもいへり。五代帝王物語の發端に、神代より代々の君のめでたき御事どもは、國史世繼、家々の記に委しく見えて云々といへる是なり。大鏡、また續世繼の序に、其物語せる人の名を世繼といへるは、世繼の書の作者の寓名と云たるもの也。おもひあはすべし。大鏡の事を、十六人傳に、世繼物語、瑠璃抄、かくて、その世繼といふを、此書の名とせるは、そのかみ、六國史、新國史をおきては、新國史は、宇多天皇醍醐天皇の二御世、いまだ、世繼を記せる書のも、もしかりけんから、おほらかに、然は名づけたるなるべし。さて、此書の名を、ふるきものに、世繼といへるは、上に舉たる如く、大鏡に、世繼名として、三十段までの巻の目錄をのせ

たるは上篇なり。愚管抄に、世繼のかみの巻といへるは、初段月宴の巻に出たる事をいへり。

此事は、なほ下に論ふべし。さて、愚管抄は、後堀川院の御世、貞應二年の頃記せる書也。慈圓僧正がなりといへるは誤なり。

また十訓抄に、隆家大納言は云々、花山法皇を射奉る間、兄弟ともに流罪せられ給ひけり云々、これら委しくは、世繼にみゆと云へるは、上に舉たる百鍊抄に、子細見榮華物語と記せる條の事にて、その第四段、みはてぬ夢の巻に見え、十訓抄は、建長四年に記せるよし、世な袖中抄に、世繼の第十二巻を玉のむら菊の巻と名づくと云へる、是も後深草院の御これら、ともに上篇の巻々なり。

袖中抄の作者、顯昭法橋は、後深草院の御世の頃より、後宇多院の頃までみさかりなりし人也、上にいへる如く、後深草院の御世の頃、著せる百鍊抄には、榮華物語といへば、此ころ、すでに兩名ともによりし事著し。

又續世繼の序に、寓名せる世繼も、上にいへる如く、世繼は入道おほきおとゞ公道長の御榮えを申さんとて云々といへるは、まさに上篇にあたり。また増鏡の序、本朝書籍目錄等に、世繼といへるは、上下篇四十巻をすべていへり。

其由は、上にくはしく論ふべし。但し、書籍目録印本に、世繼と榮華物語と別にして並べ載たるは誤なり。其由も下に云へし。

袋草子に、或人云、如云世繼物語、萬葉集は、高野御時、諸兄大臣奉之撰云々、拾芥略要抄に高野御時、諸兄大臣奉之撰云々、と記せり。こは月宴の巻に見えたる事なり。清輔朝臣のころ、すでに物語と添ても稱へりしなり。

徒然草に、前中書王、九條太政大臣、花園左大臣、みなぞう絶え給はむ事をねがひ給へり云々、世繼の翁の物語にいへりと云へり。こは、續世繼に記せる事なるを、然いへる、兼好の暗記の誤りか。またおほらかに云へるにてもあるべし。

さて、此書の名、右に擧たる如く、古くは世繼と云へるかたの多くきこえたるに、今己が見きゝたるかぎりの本、みな榮華物語と題せり。但しすべて、この類の書の題名、古き本どもに、標紙の外題こそはあれ、巻中にかけるは、をさくある事なく、印本も、多くは其例にもものして、此書の印本どもにも、巻中には書さず、外題にのみものしたり。たゞ後に作り添へたる目録の首と、その尾に記せる本の奥書に、榮華物語とあるのみなり。さて、おのれが見たる古寫本といへるも、二百年ばかりありあなたのならむと見ゆるが、巻の中には、巻の名もなく、これも外題にのみ榮華物語と書て、巻の名を題せり。第幾をも標

さざれば、他に見合すべき本なく、たはやすく巻の次もまらるまじき也。

因に云、うつば物語の巻次の混あるも、原本のかゝるさまなりしが、標紙の損壞などありて、詳ならざりしを、とりあつめたるが故なるべし。

さて今ある印本も、明暦二年刻板なれば、それと同じ頃寫せる一本なるべし。いづれにも、此書の印本は、やくより世にひろまれるにあはせて、近き世には、其かたの名のみよびならふ事となれるから、古本の寫などにも、其かたの名をものしたるもあるべし。今は世繼といひては、ふとは聞えらぬ人もあるめり。かくて、今此書に、上篇下篇の差別ありといふ由は、三十段鶴の林の巻の末に、萬壽四年十二月四日に、御堂殿齋給ひしもの事どもを、あくる五年後一條院御世二月の頃かけて、上下の人々のなげき、世のありさまをいひつゞけて、文につきくのありさまもまた有べし。みきゝ給ふらむ人々、かきつゞき給へかしといひとちめて、又さらに筆をおこして、御堂の百體の觀音阿彌陀堂にぞやどり居させ給ふめる云々、あるじさらせ給へる御堂急がせ給ひ、御はてに、やがて供養とぞおぼしめしたる、書さしたる如くに筆をとゞめて、一篇を終へたるなり。云ひかして、意詞のほひをのこせるは、かゝる書なり。かくてぞ榮華物語となづけたる意もかひとつて、書ぎまにて、あはれ深くきこゆるなり。かくてぞ榮華物語となづけたる意もかなひてぞきこゆるかし。此鶴の林の巻の名は、御堂殿葬送の時、忠命内供が、けよりたえ

雪ふりまける鳥邊野は鶴の林のこゝちこそすれ」とよめる歌によれり。鶴林は釋迦の死たる所なりと佛書に見えたり。この事にて筆を絶めたる事、作者の佛道によりたるよかき意用ひときはこえたり。これ上にもいへる大鏡に附たる目録に、此卷までを記せるにかなへり。又十五段疑の卷に、御堂の供養、寛弘二年十月十九日より云々、三味の燈火を消たすかゝげつくべくは、此火いちどにとく出べしと祈りてうたせ給ふに、堂御なり。其火一どに出て、此二十よねんいまに消えず。

此文の寛弘二年、諸本ともに寛仁三年と書事は誤なり。今古寫本、また日本紀畧によりて訂て取れり。本朝文粹に、爲左大臣供養淨妙寺願文に、寛弘二年乙巳十月十九日と記され、大鏡裏書にも、寛弘二年十月、御堂殿於木幡淨妙寺被始修法華三味願文とあるにも符へり。

といへる、二十よねんは、二十四年にて、印本に廿餘年とかけるはひが番なり。鶴の林の卷に書とよめたる萬壽五年までの年數にかなへて、然書なせるもの也。これをも證とすべし。かくて下篇の首三十一段、

今下篇といひながら、かく卷の次第を上篇よりつらねていへるは、今本の次第のまゝに、めやすく云へる也。下に云ふも同じ。

殿上の花見の卷には、なほ長元元年萬壽五年改元の淨妙寺觀音堂の供養、御堂殿の御はての事、そのほかあるすべき事ののこりたるべきを、其事どもは記さずして、卷の始に、入道

殿道長うせさせ給ひにしかども、關白殿賴通、内大臣教通、女院一條院后、中宮一條院

公第三子、道長あまたの殿ばらおはしませば、いとめでたし云々と書出で、まづ榮華のな

ごりをあらはせり。かくて、同二年の事をさへにゑるさずして、三年に及びて、なほ後一條院御世

なり。十二月十四日に、女一宮の長子、後一條院皇女、道長公の女威子の御殿御裳着の事よりはじめて記せるは、筆

のはじめにものすばかりのめでたき事のなかりしが故なるべし。さて、四十段紫野の

卷に、寛治四年堀河院の春、大納言忠實卿曾孫、道長公春日祭の上卿、たまへる事までを記し

とちめたり。上につぎつぎわきまへたるごとく、後に書繼きたるものなる事、決ければ、

其別を立て、いま下篇とは云なり。猶その證とすべきは、すなはち、其下篇の始三十一段

殿上花見の卷に、高松殿の御はらには、道長公の子云々など申て、をとこ三人おはしま

すなり。姫君は、右衛門のかみのうへにてもものし給ふ、かみの卷にゑるしたれば、あたら

しくも申たてずといひ、

高松殿の御腹のとのたちの事、上篇ところぐに見えたり。ここに、かみの卷にゑるし、これはあたらしくも申たてずと云へるも、下篇の詞也、心をつくすべし。

又三十六段根合の巻に、また五節出させ給ふ道長公の孫頼通公このたびは、いとうるはしくて云々、御心ばへさへあかぬ事なく、御ざえなどおはしましよろづにすぐれさせ給へるを榮華のかみの巻には、殿頼通御子おはしまさずと申たるに、かくさまくとめでたく世のかためとならせ給ふべき、一の人たちいでおはしましけるものを、こは、上篇十二段玉の村菊の巻に、大納言頼通卿の弟、左衛門督教通朝臣の子の生れ給へる事をいへるところに、大納言殿にうらやましくきこしめすべしと有るを、さして云へる詞なり。さて、此文に、師實公の事を、榮華のかみの巻には云々と申たるに、かくさまくとめでたく世のかためとならせ給ふべき一の人たちいでおはしましけるものを云々といへるにても、榮華物語の下篇を繼るせるころばへの、おのづからきこえて、めでたき書ざまなり。

といへるをも證とすべし。又、恐管抄に、貞信公の御子に、小野宮九條殿とおはすめり。此事どもは、世繼かみの巻にこまくと書たれば云々ともいへり。かみの巻を通行本に、かみの巻とかなし。故一本によりて訂して引り。貞信公の御子の事は、上篇月宴巻にこまかに見えたり。伴の文どもに、上の巻に云々といへるにて、上下篇のわかちある事、おのづから明なり。なほ續世繼の序にいへる趣によりて、其證ますとさだかなり。其は、下に別に論ふべし。こゝに見合せて知るべし。さて、此上下篇を合せて、四十巻を一部とせるも、ふるき事也。そは増鏡の序に、

世繼とか四十帖の冊子に、延喜より堀川の先帝までは、すこしこまやかなる云々といひ、本朝書籍目録に、世繼四十巻、自宇多天皇至堀川院御宇、載君臣事、藤爲業作と記せり。但し、その延喜よりといひ、また宇多天皇よりと記せるは、巻の發端に、其二御世の事より云ひ出せるによりて、こまくとにさはいへるなめれど、事實は、村上天皇の御世より記せる書なり。さて其作者は、書籍目録に記せる如く、藤原爲業朝臣なるべし。尊卑分脈にも、藤原冬嗣公流に、爲業、伊豆、加賀等守、皇太后宮大進、從五位下、出家、法名寂然、世繼作者とあり。父は木工頭爲忠保延二年卒、兄を爲盛、弟を頼業といふ。兄弟三人、有和漢才と見えたり。作者部類五位の部にも、藤爲業、木工頭爲忠子、淡路守、法名寂然、至保延五年と載せたり。崇徳院の御世の頃、み盛りなりし人ときこえたり。但し、爲業の作るは、上篇か下篇かえられねど、まづは上篇なるべし。さて、此書の印本、目録の奥に、本云、斯榮華物語、赤染衛門述作なり云々と記し、抄書本目録の下にも、赤染衛門記之とありて、其奥に、衛門が傳を記せり。又書籍目録印本に、榮華物語四十帖、赤染衛門、次に、世繼四十巻、自宇多天皇云々と並べ載せられたれど、古寫本異本には、其榮華物語の條無之、印本なるは、後人その世

繼と書る傍に、一説を書き添へたるを、本條に書き加へたる事決し。この他にも、印本誤り。安藤爲章の榮華物語作者考に、赤染衛門は、此物語のをはり、寛治六年まで存生せば、百二三十歳なるべし。さるほけ人の記録せん事疑しとて、衛門が世に在し年頃をくはしく考へ、證を引て論へり。されど、己が考たる如く、此書上下篇の別ありと見るときは上篇は衛門、下篇は爲業朝臣の書ならんともいふべけれど、同人の論に、右の條にも、文詞につきて、衛門が書せるものにあらざるよし、かすく辨へたる、ことくくあたれり。さる事と聞ゆれば、衛門がなりと云へる説は信がたし。作者考、文長ければ、こゝに見る。そも、この物語の書さま、もとより宮仕せる女房の書たるさまにものして、宮中の御みそかごと、うちくのいさくけごと、女房の事とひざま、きぬの色目など、よろづいとこまやかに書きつづけたるおもむき、いかにも、御前近く仕奉れる女房ならでは、たえて知るまじき事ともなるがうへに、人々の心中を思ひやりて云へる心ばへの、たをやぎて、あはれふかげなる文詞の、くたくしきなど、すべていとめめしきを思ひにも、きはめて、男子のあらたに撰びて書きととのへたる物にはあらで、もはら其御世々々の御前ちかく侍らへる女房の書記せる日記、またこれかれが見聞せる事どもをおのかじ、私に書記せる日記のたぐひ多かりけるをとりあつめて、書つづれるものなるべし。

なるべし。

此物語の初花の巻の文は、おほかた、紫式部日記をもて記せりと見えたり。此外にもなほありぬべけれど、いまだよくもたづねあへず、さて又、荅の花の巻に、村上の御時の事につきて、おほきなるさうしに、四つにゑにかゝせ給ひて、詞は佐理の兵部卿のむすめのきみと、延幹の君とに書かせ給ひてと云る事見え、又歌合巻に、其日のきしきありさま、女のあるす事ならねば、あるさすともいへり。又殿上花見巻に、わかき人いどみかはし、扇をさしかくしつゝ、なみさぶらふといへるも、御堂殿の出来給へる所にて、女房たちのありさまをいへる詞なるに、わかき女房たちのよしをばいばで、うちまかせて、わかき人といへるにて、おのづから女の記せるものなる事著しかゝる心ばへに記せる所猶あり。

今の世にてすら、詳にゑらるゝ其世々の事實どもを、缺て記さゞ所のいと多く、又年だての覺束なき書さまなる所の雜れるなどを思ふに、元より御世々々の事を書つらねむの心にはあらで、たゞ然る女房達の記しおける日記などによりて、書つらねたる故なるべし。

聲文私言

吉田 合世

源氏物語は云々、事蹟をかけては、更に無用の物語にて、猶當時の事を考へ知らむには、實事を記せるものにて、源氏に並ぶべきものは、榮華物語ぞいとよきものなりける。そは、榮華をだによく見ば、源氏は知らずとも事かくまじきにやと思ふなり。但し、榮華は、赤染の作にあらず、紫式部日記なども、其まゝにとりて、其ころのさるたぐひの物を集めて、後人の赤染に名をかるならんといへり。

童放辨證偽

榮華物語抄
附録所引

前田 夏蔭

此物語は、はじめ世繼物語といひて、原は御堂殿の薨給へる鶴林巻をとちめて、三十巻に記畢れるものなり。大鏡の巻、末に、世繼、目錄とて記載たるにも、鶴林まで有て、以下の十巻はなし。また金澤文庫の榮華物語、目錄書風後京極様にて、稱名寺入道の時の物なるは論なし。今此書、大田備後守殿の辭、鶴林庫に傳へにも、鶴林まで巻、名有て、末は卷數のみを記せり。今世に傳れる古本にも、鶴林を終として、殿上花見より末十巻をそへざるが、かしこき秘藏にて傳はれりとさく。或説に、末十巻は、出羽辨加賀守平季信女のかけるならんといへれど、我名を出せる所も、その歌を記せる所も、自己の筆にあらざるさま著し。又安藤爲章は、全部堀河院以後の男の手に成たるものと云れど、然らず。鶴林より後は、堀河以後の人の筆といふべし。

榮華物語抄附録

岡本 保孝

傳本之事

榮華世繼とし
稱する事

榮華の字面の事

撰者女ならんか之事

或人手校本にくさくの事此物語四人の手になり

赤染衛門のかけるといふは、謬傳なる事

一人の手に出ざるあかしども

各帝の女御皇后の事

地名の事

赤染姓氏

大江姓氏

女房の名ども

新撰系圖元來の系圖、又考助の系圖、拾山系圖、いづれも十分ならず。今あらたに編輯して、ハ、ハ、といふ。但いとまなく筆をたてず。

系圖辨誤

一活字本をそのままにうつして、おのれ藏本としけり。

一本として異同をあるしたるは、亡友松崎滿太郎嘉永安政ノ初ノ頃ノ備官也。の藏したる活字本に、ふるくよりのさてありけるを、そのまゝにうつしておくなり。されば、その本の來由は、

たま〜小印本小本トモトとあるしたるは、わが書そへたるなり。人間にいくらもある巾箱本の刊本なり。

一楓山に古寫本あるよし、前田夏蔭孝云、時いへり。二條爲親卿自筆也。代可考。

一榮華とも、世繼とも、此物語をいふ。下文にのせたる、或人手校本の、書入に、諸書を引て證とまたり。

一友人堀次郎いほく、成島圖書頭より、古寫本を献上したることあり、活字本とは異同おほく有よしきけり。いまだ私本にてありたる頃、屋代太郎主の本にて校正したるより、その本今えれる人のもとにありといへり。上件にあるしたる松崎氏の校本は、屋代氏の校本よりうつしたるにはあらずや。良縁もあらば、その屋代舊藏本をかりて引合てみるべし。成島氏の下女の持て居たる、いなりとぞ。反故どしの中に、古寫本ありしなりとぞ。

前田氏のいはれたる楓山の御本とは、成島氏の奉りし本にや。

一安藤爲章の榮華物語考といへるものあり。堀氏にて見たり。一冊あり。寫本也。年山紀聞卷二、世繼物語に私考一卷あるしたるよしあり。それなるべし。

一後京極殿のかゝれたる榮華目録といへるものあり。二三葉のものなり。京都に眞蹟ありとぞ。是には、鶴林までなり。堀氏にもそのうつしあり。おのれいまだみず。

榮華の出處

第十一

つぼみ花、四ツとのゝおまへの御はつうまごにて、榮華の初花と聞えたるに、

第十五 同十ウこれを榮華といふにこそあめれ。道長公ノコトナク云、

第十六 疑才三たゞ此殿の御まへの榮華のみこそ、ひらけはじめさせ給ひしより。

第十七 根合才七榮華のかみの卷には、下文にのせたる、或人の考にては、もと三十卷にて、鶴林に、榮華の上の卷と有もつべ也。

作者女ならむか、そのあかし。

第十九

布引瀧才六女などの心およばぬ事にてとゞめつ。

第二十 歌合ニウ女のあるす事ならねば。

孝云、女のかける物語のさまに取なして、女といへるものか。猶よく考ふべし。或人の手校本に、くさくの事あるしてあり。その條々、

一玉の村菊の卷に、學士には、大江匡衡が子舉周をぞなさせ給へる。孝云、匡衡ハ、赤染衛門ノ夫也。

一續世繼の序に、おほぢはむげにいやしき者に侍り、后の宮になんつかへまつりてはべりける。名は世繼と申しき。おのづから聞せ給らん、口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり。

一大鏡卷四師輔、世繼名、一月宴云々、三十鶴林以下

一十訓抄に、花山の法皇を射奉る事、くはしく世繼にみゆめる。

一本朝書籍目録に、世繼四十卷、自宇多天皇至堀河御宇、載君臣事、藤原爲業撰一本作者、テシルサズ。

孝云、寛文十一年刊本ノ本朝書籍目六ニハ、世繼四十卷トアル前行ニ、榮華物語四十帖、赤染右衛門トアリ。サレド、世繼ト榮華トハ同シ者ナレバ、此一行ナキヲヨシトス。昔ヨリ或赤染、或爲業ナドト云ヨリ、カ、ル異同モ出クルニコソ。尊卑分脈七、世八藤原爲忠、ト爲業法名寂念、トアリ。日本史隱逸傳ニ、藤原爲業、歷任伊豆、伊賀守、剃髮更名寂念、弟壹岐守頼業、先爲僧名寂然トイヒテ、各本據ヲ夾注ス。近日伴信友ノ史籍年表ニ、榮華ノ撰者淡路守藤原爲業、法名寂然トアルハ、本據未考、サテ日本史ニテハ、爲業ノ撰ハ、大鏡ノコト、セリ。但シ本朝書籍目六ニハ、世繼ノ次ニ、大鏡六卷トノミシルシ、撰者ヲノセズ、トニカクニ、マギラハシキコトナリケリ。

本朝書籍目六ニハ、寂然トハナキヲ、或人手校ニカクイヘルハ、アヤマリ也。伴氏モ、寂然ト云、コレ念然同音ニキ、ナサル、ニヨリ、兄弟混シタルナリ。

一徒然草に、前中書王、九條太政大臣、花園左大臣、皆ぞうたえん事をねがひ給へり云々、世繼の翁の物語にいへる。コレハ續世繼

一増鏡序に、世繼とて、四十帖の草子には、延喜より堀河の先帝までは、すこしこまやかなる。コレハ四十帖ノ本ヲ云、

一金澤書目ニハ、卅一ヨリ卷ノ名ヲシルサズ。

一此物語、すべて百九十六年の間の事を、四人してゑるし、なるべし。

醍醐ヨリ 後一條マテ 第一至第卅寛平九、至長元二、凡百三十三年

後一條ヨリ 後冷泉マテ 第卅一至第卅六長元三、至天喜五、凡廿八年

後冷泉ヨリ 白河マテ 第卅七至第卅九康平元、至永保三、凡廿六年

白河ヨリ 堀河マテ 第四十應徳元、至寛治六、凡九年

サテハ通計凡百四十五年也。

孝云、村上即位天曆元ヨリトスレバ、五十年ヲ減シ、八十三年ナリ。萬壽五年即長マデトスレバ、又一年減シ、八十二年トナル。

第卅、鶴林に御堂薨じ給ふ也、卷末云、つぎつぎの有さまども、又あるべし、見聞給らむ人も、書付給へかし。コレニテ終リタルナリ。

第卅六、根合に、人のせよといふ事にもあらず、物えらぬ人のもどき、こゝろやましくもおぼしぬべき事なれど、なにの書とよめまほしきにか、過にし事も今の事も、えどけなくかく所により、書とよむるは、コハマテ、又後ノ人ハ書ツギナリ。

孝云、根合コノ上文ニ、世の中のゆきかはり、人の御さいはひなど、むかし物語のやうなる事共あるを、をさなき人などにも、かゝることこそあれとも、見せんとてかきとよむれば、ちかき程の事は、なかゝわすれ、年月のほども、たがひて云々トアリ。

孝云、根合、又コノ上文ニ、榮華の上の卷には、とのゝ御子おはしまさずと申たるに、かくさまととめでたくトアリ、コレモ別人ノ證ナリ。

第卅九、布引瀧に、二宮殿の御有さまと、祭のかへさよりも、こゝろことに御車のあたりを、めてたく、世のめで申さぬなくなんありしとぞ、申つたへたる。コハマテ、又ナツギ。

第四十 紫野

此物語、はじめは三十帖なり、後の十帖は後の書つぎなり。

以上、或人の手校本にみえたり。後日原書にて校合すべし。

○四人説、屋代本の始に見えて、考説之に同じ。されば、或人の手校本といへるは、屋代本をさせるものならん。

第卅七、煙後一オ七月七日、中宮の御前に云々、これはこよなきさきのことなり、先帝をば、後朱雀院とぞ申める。

孝云、上の卷よりつゞきてかけるものならば、かくはいふまじきなり、別人の續編なれば、かゝる詞も有なるべし、根合の卷よりは、筆たけてみゆるなり。

第卅一殿上花見、ニツかみの卷にゑるしたれば、あたらしくも申たてず。コレ別人此物語、赤染衛門の作にあらず。赤染ハ紫式部と同時也。いかにといふに、此物語に、源氏物語を引用したる所、これかれ見え、また初花の卷などは、紫式部の日記をとりてかけるものなり、

水戸の安藤爲章の紫女七論の中に、赤染衛門の作にあらぬよしの明辨あり、今その説にゑたかひ、見あたらんまに、猶そのあかしどもを書出しおくになん、况齋

第八 初花卅四 紫式部の歌あり。

第卅六 楚王夢廿四 紫式部がむかひめ越後辨は、後朱雀御子婦子のみ給の御めのとな

りしこと見えたり。

第廿七 衣珠九才越後辨が長家道長公に御子に歌奉りしことあり。

第卅一 殿上花見 にひかる源氏かくれ給てなごりもかくやとぞさすがに覺えけるト

アリ。

第卅六 根合オ十五 源氏の三條の宮おはせでのち大將むかしにおとらすうちのおほと

姫君と見うちておはすることいひたる心ちぞせさせける。

孝云三條のみやは葵上の母君なり。行幸の巻にて三條宮なくなり給ふ。さてこ
ゝにいふ所は、いづれの巻なるか、まづかに考べし。姫君と見うちてトア
ルハ誤字アルベシ。

赤染衛門がなくなりし年月は、いつぞととへる人あり。その時、おのれ答て、こはたしか
に、それのとし、その月といへる本文はあらざるべし。もしなくなりし月日、まか
まられば、榮華は此作にあらじといふことはあらざるべきぞ、かいなでの人は、衛門
の撰とおもへるをみれば、なくなりし年月のあらざることあるべし。夫匡衡にお
くれて、子舉周にうまごの出来たること家集にみえたり。又紫式部と同時なること、
紫式部の日記にみえたり。さて、世繼物語即榮華を、此女房のかけるやうに、むかしより
いへど、榮華の末には、堀河院の事まであれば、赤染百いくつといふまでもながらへ

ねば、書とりがたきより、爲章年山紀聞、紫女七論などに、くはしくことわりたるぞよ
ろし、と答へたることありき。

第四十

紫野九ツ彼源氏のかゞやくひの宮のあまになり、給願文よみあげけんこゝちし
て、二條院章子、東山に菩提院御述立有て、法
會のときのこと也。源氏は神卷にあり。

一人の手にてかゝざるあかしども左のことし。

上文、或人手校本にも此説あり。
上にのせたり。合て見るべし。

第十

日蔭のかづらに、寛弘さきまはみねばあらずトアリ。

第十四

朝緑八才辨のめのと乳母子より、江一本
朝緑八才辨のめのと乳母子より、小侍従の君におくる歌あり。

一本の江侍従は、赤染女なり、小ノ字はわろかるべし。千載雑中を證とすべし。

同十四 今は古代の事なれど寛仁
二年

第十五

疑十七 淨明寺建立の事を追記したる所に、寛仁三年本朝文粹十三ニヨルニ、寛弘二
年也。一本ニ二年トアルヲヨシ
ト。云々、その火一度いで、この廿餘年いまだきえず。

一枝軒野村氏ノ事跡考云、寛弘二年ヨリ廿餘年ナレバ、萬壽ノ比、此物語ハ書初ル
カ。

孝云、日蔭のかづらと、疑の巻とによれば、寛弘八年の頃内わたりをえれる人にて、

第十七 夫より十八九年も後にかけるなるべし。

音楽^ウ十六そが中にも、けちかく見きゝたる人は、よくおぼえかくらん。これは、物もおぼえぬあまぎみたちの、おもひくにかたりつゝかゝすれば、いかなるひが事あらんと、かたはらいたし。

第廿四 孝云、其時のさまをみたる人よりきゝて、書あるしたるなり。

若枝^オ十一わがはづかしければ、さやうにこそはおぼえ侍れ。

孝云、此物語をかける人わがなり。

同^オ十二御祿は、取出させたまふ。くらければ、みえねど、いみじうせさせ給へりとぞき侍し。

第十九 孝云、此物語かきし人、その座に有りしなり。

御着裳九^ウわれひとりにあらず、のどかに、みる事ならねば、ひとつに目をとゞむとおもへば、またかたへは見うしなひて、さらにくはかくしうおぼえかたるべきやうなし。

孝云、此もぎを見たるもの、此物語かけるなり。

榮華物語駒競行幸考

狩野養信

補定駒競行幸繪詞

案するに、此卷、いつの頃よりか處々に散逸して全からず。先輩も未だこれを論ずるものなし。余新に諸家の所藏眞蹟、及び摹本等を合せ考へて、始めて、此卷の名を立つ。これ岡部家の所藏、これを御手洗行幸の巻と稱す。詞書なし。畫者光時と傳。狩野友川所藏の眞蹟、畫二段、詞書一段、畫畫共に筆者。狩野探信所藏の古模本、京極行幸の巻と稱す。詞書余が所藏の眞蹟、畫一段、清水谷公藤卿の筆と傳ふ。畫等なり。今茲に是を摹しあつめて、一軸の卷となし、且、暇日展覧のついで、榮華物語の詞を加へ、此圖の前後に標記して、まゝ吻合する處、聊か拙考を付す。以て識者の是正をまつ。

第一 詞書闕

榮華物語駒くらべ行幸の卷、萬壽元年、

はかなく九月にもなりぬ、關白殿（通公）高陽院殿にて、駒くらべさせ給て、行幸（後院）行啓（後院）あるべき御いそぎあり。いとみじき殿の有様を心ことに拂ひみがゝせ給ふほど、いへばおろかにめでたし。此世には、冷泉院、京極殿などをぞ、人おもしろき所と思ひたるに、この高陽院殿の有さま、この世の事とも見えす。海龍王の家などこそ、四季

は四方にみゆれ。此殿それにおとらぬさまなり。例の人の家作りなどにもたがひたり。まん殿の北南西東などには、みな池あり。中島に釣殿たてさせ給へり。東の對を、やがて馬場のおとどにさせ給ひて、其まへに北南さまに馬場させ給へり。めもはるかにをかしようおもしろしなど、これをいふべきなりけりとみゆ。繪などよりは、これハ見所ありておもしろし。大宮(上東門院)京極殿におはしませば、九月十四日の夜、やがて高陽院殿にわたらせ給ふほどのぎしき有さま、御よそひ、なべてならず、つねの行啓にすぐれたり。女房車廿兩あり。此殿草木もはづかしうおぼされて、かくまつくさせ給ふなるべし。日頃雨など降りつれど、けふしも空はれ月くもりなくかどやけるに、女房のなり、袖口、夜めにもきるく、いへばおろかにめでたうおはしましぬ。まん殿の南のはしのつまに御こしよせて、おりさせ給ひぬ。御供の上達部、殿上人、みなものなどまゐりて、祿など給てまかで給ひぬ。

第二

繪一段

太皇太后宮行啓圖

眞蹟岡部美濃守所藏、御手洗行幸の巻と稱するもの。

この繪卷うつしの末に、

此一卷 岡部美濃守所持

享保十四己酉壬九月 善悦寫

外題

御手洗行幸 光時筆

箱蓋裏に俊徳院書付と有之

文政九年五月下濬恩借官庫模本西摹之 養信

案するに、此圖をもて、御手洗行幸と稱する事、これ後人のみだりに名づくる所論をまたずして知るべし。畫者光時は、畫系及び畫史にのせず。然はあれど、明月記建永二年の條下に、八幡平三光時といへる畫師傳智等、とともに四天王院の障子を繪くとあり。この人なるべし。明月記曰、建永二年五月十四日、御堂障子召付、畫工可令畫之由、以康俊信能、光時、八幡平三可令畫之、方同云、六月十七日、今夜仰云、大井河以、光時可、始余此圖、今畫者此間、行幸、儀也、大略以承保記、委示合了、惣勘代々、野行幸、舊記、辭酌而已。此圖の駒競行幸の繪と同筆なる事を疑ひ、すなはち余が藏の眞蹟をもて比較し、審鑒するに、卷のたけ及び畫法位置、かれこれ符を合する如し。仍て歡喜なゝめならず、ことに榮華物語をひらくに、正しく大宮の行啓にして、その同卷なる事を知る。依て、物語の詞を此卷首に出して、愚説をこゝに註す。恨らく、いまだ眞蹟を見るに及ばず。琴は略その梗概を存するのみ。

此圖中にある御輿は、すなはち葱花籠なり。ゆゑに行幸と思ひあやまりたる人もあるべし。舊記を考るに、后宮の行啓、或は、車等、常の事也。御多くは御輿と載て、委細を注せず。

然るに、中右記及び伏見院御記等に葱花と注するあり。中右記云、元永二年正月廿六日御方送、同廿八日還御内(中略)御
葱花云々、伏見院御記曰、正應元年二月八日、今夕、行啓(中略)常盤井殿(中略)御進(御與)葱華云々、此圖に、御與寄の屏風几帳あるを見て、大宮のたみに設けたるを知るべし。すでに榮華物語にも御與を載たれば、葱花輩をゑがくところ、いろいろもて據ありと思ふものなり。

第三 詞書闕

榮華

日ごろおはしますに、同じ月の十九日、駒くらべさせ給ふ。日頃だにありつる人けふは取わきめでたし、御門のおはしますべき大床子、まん殿の南おもてにたて、御座よそひたり。その時ばかりにて、行幸(條一)ある。御階に御こしよせて下させ給て、おはしましてゐさせ給ひて、東宮(後末)おはします。陣のことにこのよし奏して、御車陣にてかきおろして、蓮道参りておりさせ給ふ。西の廊の中の妻戸よりいらせ給て、西の對のすのこよりとほりて、わた殿のすのこをわたらせ給ひて、まん殿に南おもてよりいらせ給ひて、御座につかせ給ひぬ。東宮の御座はひら座なり。

第四

繪一段

東宮行啓圖、眞蹟、狩野友川所藏一枚、余所藏一枚、ついであはせて全圖となる。

同圖古模本、狩野探信所藏、京極行幸の巻と傳ふるもの。

第五 詞書闕

榮華

みすのうちのありさまおもひやられてゑまし。宮(上東)の御前のまぢ見奉らせ給ふらん、おもひやられ聞こえさせぬ人なし。入道殿(道長)の東の對の北のかたによりて文殿あり。そこにみすかけたり。宮の女房のありさま、まん殿の西南おもてより、西のわた殿まで、いとおどろくしう、もみぢがさね色をつくしたり。つねの事どもなれば、いひつくさず。西の對には、上達部つき給ひぬ。さるべく、みな物などきこしめしまありて、やうやう船樂どもこぎ出でたり。蘇芳、非駒形、そのこまなどさまくまひいづ。

第六

繪一段

船樂圖、眞蹟、余所藏、殘圖一枚、余いまだ此圖の眞蹟全きものを見ず。然れば存亡も亦まらざる。

古模本、狩野探信所藏、京極行幸の巻とするもの。

按るに、右二段、東宮行啓の古模本一卷、狩野探信所藏にして、元は狩野祐清の家、遺風を

鑑するに、恐くは永京極行幸と傳稱す。是世に流布して、京極行幸と稱する巻の圖本なる眞門人の、藝ならむ。而、余が所蔵の眞跡には弓あり。そのかみ、藝者必うつしおと、またつるならむ。是また誤て名付るところ、御手洗行幸と同日の談なるべし。然はあれど、京極殿と稱するもまた、道長公の第にして、或は土御門第と稱し、上東門第と稱す。拾芥抄曰、京極殿者、土御門南道長家、或云、入道殿家、上東門院是也。但し、是よりさきに、件の第に行幸ありて、競馬御覽中略、此家、紀伊島賀茂、明神通給云々。月廿二日、行幸前大相國上東門院第、有文章生試云々。小右記、此時又有競馬。既、此卷の始にも、ものする如く、大宮京極殿より、此高陽院の第、拾芥抄曰、高陽院、中御門南、堀川東、に行啓あり。これに依て、かれこれに混淆して、あやまりたらむも、まりがたし。此圖、模本といへども、筆力の圓熟、着色の鮮明、庸手の企及ぶべきにあらず。且、眞蹟剝落して、辨じがたき所、この本を以て發明する事あれば、尤珍重すべきものなり。

右 上卷

第七 眞蹟狩野友川所藏、
詞書一段、
第八 眞蹟狩野友川所藏、
競馬圖、

繪一段 競馬圖、狩野友川所藏の眞蹟、余が所藏の眞蹟となつ

眞蹟

くらへ馬十番なり、なまよろしきをりだに、のり人も馬もいみじういさみて、とみにやはいづる。むまのこゝちも、いとみじう世にめでたしとおもひて、ともすれば、いではひき入、くするほど、いとみじういりてかへらせ給ふ。御おくりものども御ころのおよばせたまふかぎりせさせ給へり。かむたちへの祿、殿上人のかづけものなどはじめてたぐひになるまで「せさせ給へり」とのの家司ども、さまざまよろこびしたり。

此間に圖あり。

榮華

いまは東の對にわたらせ給ふ。又そこに大床子におはします。すこしさりて、東宮おはします。ひらざなり。あるじのおとを初め奉り、上達部殿上人皆ひきつれて、東の對にまゐりたまふ。いづれの殿ばらも、皆御装束めでたき中に、關白殿の御志たがさねのきくのひへぎかどやきて、めとまりたり。くらへ馬十八番なり、なまよろしきをりのだに、のり人も馬もいみじういさみて、とみにやはいづる。馬の心ちども、いとみじう世にめでたしと思ひて、ともすれば、出てのひきいれくするほど、いとみじう心も